



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

資料 1 - 2

神奈川県 当事者目線の障害福祉推進条例 ～とともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画（仮称）

（ 2024 年度～2029 年度 ）

（令和 6 年度～令和 11 年度）

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～とともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画

かながわ障がい者計画

神奈川県障がい福祉計画

令和5年9月時点 素案①

はじめに



作成中

2024(令和6)年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

本計画の読み方

この計画は、障害のある人を手助けする色々な制度（仕組み）やサービスを良くするために、神奈川県が作っているものです。

大きく分けて「総論」「各論」「資料」の3つで構成しています。

総論：1ページから22ページ

県が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、施策をどのように推進していくのか、その考え方や理念的な内容を記載しています。

「地域共生社会」とは

「ともに生きる社会かながわ憲章」とは

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」とは 等

⇒ このような「県の障害福祉」について知りたい方は、総論をお読みください。

各論：23ページから196ページ

県が行う各施策の「現状と課題」「取組みの方向性」「目標値」を記載しています。

条例や憲章をどのように実現させていくのか？

今は何が課題で、県は何に取り組んでいるのか？

⇒ このような疑問がある方は、目次を見て、気になった内容の各論をお読みください。

資料：197ページから

目標値の一覧、様々な制度の関連数値、専門用語の説明などを記載しています。

※ 次の内容については、この計画ではなく、別の資料で確認できます。

- ▶ 「実際に使えるサービスや制度（仕組み）そのものを知りたい」
⇒ 県や市町村がそれぞれ制度の案内を冊子等で作っています。
- ▶ 「地域の一員として自分にできることを知りたい」
- ▶ 「福祉に関する地域の取組みを知りたい」
⇒ 県地域福祉支援計画、市町村地域福祉計画に、高齢者や子ども含めた地域福祉について記載されています。
- ▶ 「県の実施している障害者に関する事業のもっと具体的な内容を知りたい」
⇒ 各論の取組みの方向性に記載されている所属か、障害福祉課の計画担当にお問い合わせください。内容を確認したい事業の担当におつなぎします。

◎法律等の省略標記について

当計画では、以下の文言について省略し記載しています。

【1】 条例

「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」
(令和4年10月策定)

【2】 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成23年法律第79号)

【3】 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律65号)

【4】 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
(平成17年法律第123号)

【5】 改正障害者基本法

「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成23年7月29日)

【6】 改正児童福祉法

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)

【7】 バリアフリー法

「安全で安心した利用のため高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
(平成18年法律第91号)

【8】 障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
(平成24年法律第50号)

【9】 障害者権利条約

「障害者の権利に関する条約」(2006年採択)

【10】 基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)

目 次

巻頭言 はじめに

計画の読み方、略語の設定

総論	1
神奈川県障害福祉	
1 神奈川県障害福祉が目指すもの ～計画策定の経緯～	2
+ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例	3
～ともに生きる社会を目指して～	
2 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～	4
+ ともに生きる社会かながわ憲章	4
+ いのち輝く地域共生社会（イメージ図）	5
3 当事者目線の障害福祉とは	6
+ 当事者目線の障害福祉の実践	8
4 条例に基づく基本計画とは	10
(1) 計画の策定により目指すもの	10
(2) 計画の位置づけ	11
(3) 計画の期間	12
(4) 計画の役割	13
(5) 計画の進行管理	13
5 神奈川県の圏域・区域の考え方	15
6 国と国連の動向	16
+ 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～	17
+ SDGsを踏まえた地域共生社会の実現に向けて	18
7 神奈川県の障害福祉を取り巻く状況	19
+ 障害者の定義	21
各論	23
分野別施策の方向性	23
1 各論の読み方（凡例）	24
2 計画の構成 ～かながわ憲章に基づく4柱9分野別施策～	26

I	<u>すべての人のいのちを大切にす取組み</u> ・・・・・・・・・・	(大柱)	29		
	1	すべての人の権利を守るしくみづくり・・・・・・・・・・	(中柱)	29	
		(1)	権利擁護の推進、虐待の防止・・・・・・・・・・	(小柱)	31
		(2)	障害を理由とする差別の解消	35	
		(3)	意思決定支援の推進	39	
	2	ともに生きる社会を支える人づくり	41		
		(1)	障害福祉を支える人材の確保・育成	43	
		(2)	保健・医療を支える人材の確保・育成	49	
II	<u>誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み</u>		53		
	3	安心して暮らせる地域づくり	53		
		(1)	相談支援体制の構築	55	
		(2)	地域生活移行支援等の充実	61	
	4	地域生活を支える福祉・医療体制づくり	65		
		(1)	障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上	67	
		(2)	地域における支援体制の整備	73	
		(3)	保健・医療施策の推進	77	
		(4)	障害のある子どもへの支援の充実	89	
		(5)	障害当事者やその家族等への支援の充実	97	
		(6)	支援者の負担軽減に向けた取組みの推進	101	
III	<u>障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み</u>		103		
	5	当事者の社会参加を推進する環境づくり	103		
		(1)	誰もが住みやすいまちづくりの推進	105	
		(2)	意思疎通支援の充実	113	
		(3)	行政情報等のアクセシビリティ（利便性）の向上	121	
		(4)	デジタル技術を活用した障害者支援の充実	127	
		(5)	防災及び災害発生時の対策整備	131	
		(6)	犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実	135	

6	雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり	141
	(1) 就労支援の充実	143
	(2) 障害者雇用の促進	147
IV	<u>地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み</u>	153
7	ともに生きるための意識づくり	153
	(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発	155
	(2) 障害の理解と差別解消の促進	159
	(3) 障害者主体の活動の促進	165
8	ともに育つための教育の振興	167
	(1) 教育環境の整備	169
	(2) インクルーシブ教育の推進	175
9	ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興	181
	(1) 文化・芸術及び余暇活動等の取組みの推進	183
	(2) スポーツ活動等の取組みの推進	191
	おわりに	195
資料		197
1	数値目標、見込値等の一覧	199
2	各年度における指定障害福祉サービス等の見込値	205
3	障害保健福祉圏域ごとの目標値	207
4	「基本計画」の策定に関する主な経過	219
5	障害福祉に係る法整備等の歴史	223
	+ 障害福祉施策に関する主な法律の施行等	223
	+ 県における障害福祉施策に関する条例等	225
6	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～（全文）	227
7	障害者等の支援のマーク	239
8	用語の説明	245

「障害」の標記について

これまで県では、「障害」という言葉について、害という漢字の否定的なイメージを考慮し、障害者の人権をより尊重するという観点から、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合や、機関・団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で「障がい」と記載してきました。

この計画では、県の行政文書管理規程に基づき策定された「当事者目線の障害福祉推進条例」の基本計画としての位置づけのほか、改めて障害当事者や有識者の方々との議論を重ねた結果から、害の字の標記については、漢字で「障害」と表記しています。

※参考

専門用語については、巻末の参考資料「用語の説明」にまとめています。

総論

1. 神奈川県の障害福祉が目指すもの ～計画策定の経緯～

本県では、1984(昭和59)年3月に策定した「障害福祉長期行動計画」以降、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者に関する施策の基本となる計画を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そうした中、平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生し、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県では平成28年10月に、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを「ともに生きる社会」の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

この過程において、障害者の方々との対話を重ねながら、利用者に対するより良い支援のあり方を模索していくなかで、これまで県が行ってきた支援は、利用者の安全を優先するという理由で、支援者目線の管理的な支援となってしまうことや、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、まずは当事者本人の目線に立つ、立とうと試みるところから始めなくてはならないことに改めて気付きました。

そして、障害者一人ひとりの心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫をしながら支援をすることが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、支援を受ける者と支援をする者のお互いの心が輝く「当事者目線の障害福祉」であるとの考えに至りました。

そこで、令和3年11月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓うとともに、令和4年10月に、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、令和5年4月に施行されました。

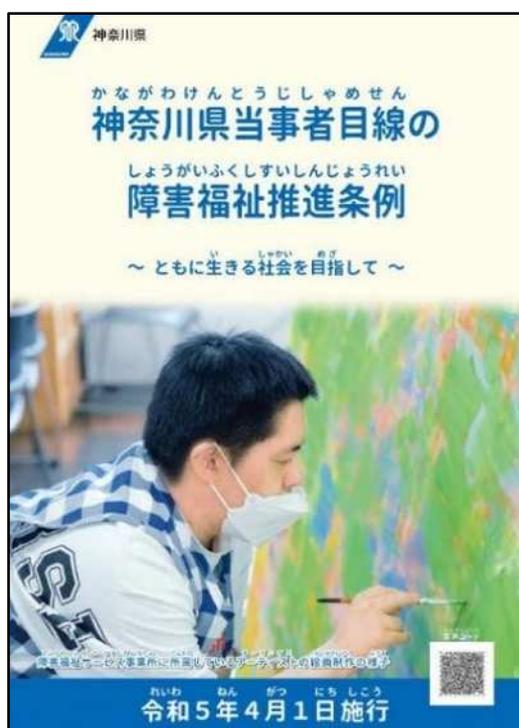
県では、障害者を含むすべての県民と障害に携わる事業者、行政等が互いに連携し一体となりながら、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるべく、普遍的な仕組みを構築するための新たな一歩として、この条例で作成を定めた当計画を足掛かりに、施策の更なる推進に取り組めます。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

「憲章の理念が浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者目線のサービス基盤の整備が進んだ地域共生社会」を念頭に、中長期的な視点から議論を重ね、今後、全ての障害当事者が障害を理由とする、いかなる差別及び虐待を受けることなく、本人の望む暮らしを実現することができる、「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障害福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考え、令和4年9月7日「令和4年神奈川県議会第3回定例会」に条例案を提出し、同年10月14日に可決、同月21日に公布、令和5年4月1日に施行となった、本県では12年ぶりの自主政策条例です。

なお、条例の題名は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ですが、当事者目線の障害福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、条例の周知啓発を行う際には、必ず、副題として「ともに生きる社会を目指して」を付すこととしています。



基本理念（大切にすること）

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

県ホームページ
条例の詳細はこちら 



2. 神奈川県が目指す社会 ～いのち輝く地域共生社会～

県では「当事者目線の障害福祉」を推進することで行き着く先は、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念が当たり前になるほど浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を送ることができる“いのち輝く地域共生社会”であると考えています。

これは障害者のみならず、高齢者や生活困窮者、あるいは子どもなど、地域社会を構成する全ての人々が、障害者の地域生活について理解を深め、県や市町村、県民等が相互に連携をしながら、障害者の差別の解消や権利擁護並びに自立や社会参加の支援のための施策等に、当事者の目線に立って取り組んでいくことにより実現する、支え、支えられる関係を越えた全ての人を受け入れられる「誰もがいのちを輝かせて暮らすことのできる地域共生社会」を表すものです。

誰もが、自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福の形を追求しながら、自分らしく輝きながら暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を通して、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す必要があります。

ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年7月26日、障害者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたとされる、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」における大変痛ましい事件を2度と起こさないよう、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現を目指すため、平成28年10月14日に定められた憲章です。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

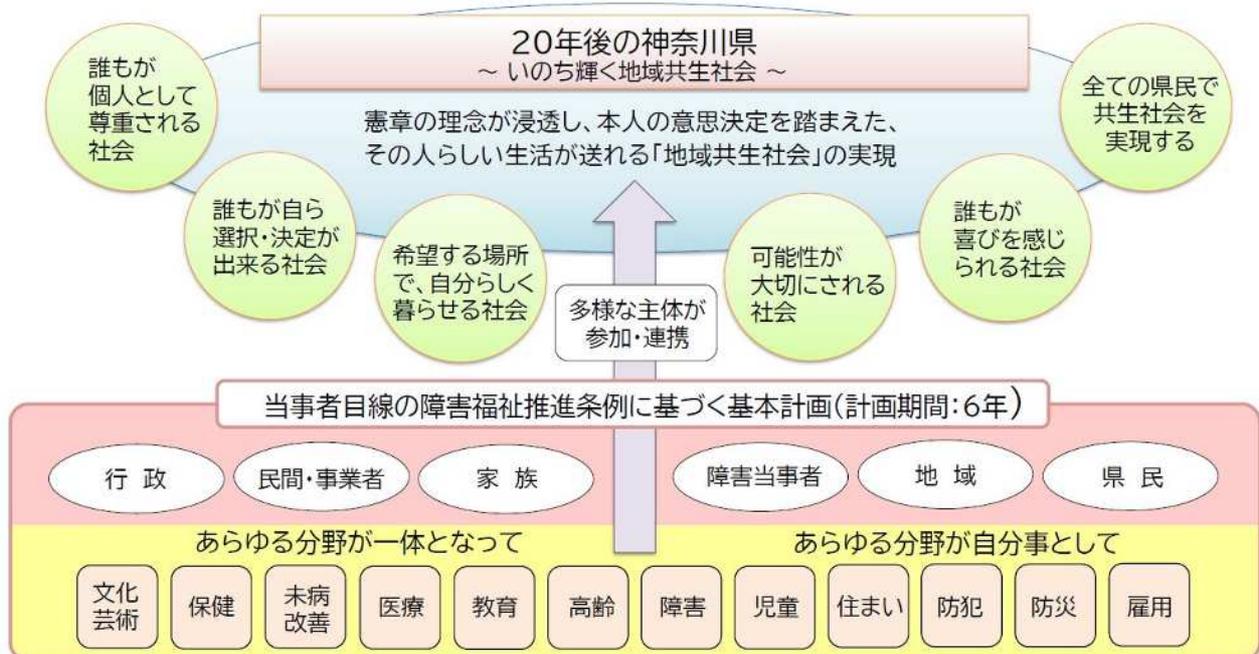


あわせて、時代と共に変化する行政のあり方・役割を模索していくことも必要とされています。

我が国のこれまでの社会保障制度は、憲法第 25 条の「生存権保障」に根拠を置いた給付を中心とした制度・施策であり、現代社会が抱える孤立や孤独といった「社会的排除」などに対応しづらい一面を有していましたが、憲法第 13 条の「幸福追求権」にも根拠を見出し、人格的に自律し、主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための制度や施策へ転換していく必要があるとの考えが広がってきています。

これまでの一方向的な支援機関としての行政の役割から転換し、様々な福祉的活動を行っている民間事業者やNPO等の活動主体とも連携をしながら、誰もがその人らしく暮らすことが出来るよう、新たな地域社会のシステムを構築していくことが重要です。

県では、団塊ジュニア世代が高齢者となり、新たな医療・福祉の体制が求められているおよそ 20 年後（2040 年頃）を、「いのち輝く地域共生社会」の実現目標とし、県民一人ひとりがこの目標を自分事として理解し、実現に向け取組める神奈川県を目指します。



3. 当事者目線の障害福祉とは

ここでは、県が取り組んでいる様々な施策における重要な基本理念として使用している「当事者目線」という言葉について、経緯等を交えてご説明します。

▶ 「利用者の立場」に立つ

県は、令和2年(2020年)7月に、県の附属機関である神奈川県障害者施策審議会の部会として「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」を設置し、県立施設の支援内容の検証のほか、「当事者目線の支援」の前身となる「利用者目線の支援」の考え方について、次のとおり整理しました。

利用者目線の支援

「利用者のためにはこれが良い」という支援者側の目線ではなく、どんなに重い障害があっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限引き出す支援を行うこと

▶ 「当事者目線の支援」とは

もともと、「利用者目線」という言葉は、入所施設の利用者という趣旨で用いられてきた経緯があり、県は将来の施策の広がりを踏まえて、「利用者目線」から「当事者目線」という文言を使用することを表明しました。

この考えのもと、県では「当事者目線の支援」を、次のとおり整理しています。

当事者目線の支援

障害当事者に直接に関わる支援者が本人に寄り添い、支援者側の目線からではなく本人の目線に立ち、本人の望みや願いについて、意思の表出が難しい重度の障害者にあっては意思決定支援を行い、心の声に耳を傾けて、しっかりと汲み取り、本人の可能性を最大限引き出せるよう、工夫をしながらお互いの心が輝く支援を行うこと

▶ 「当事者目線の支援」と「当事者目線の障害福祉」

前段の「当事者目線の支援」は、直接的な支援の関係性について表現した言葉でしたが、直接的な支援だけではなく、本人の望みや願いに寄り添い、本人らしい暮らしを実現するための様々な公的サービスや、地域の社会資源との関わりも含むものを「当事者目線の障害福祉」と捉え、次のとおり整理するとともに、条例の第2条2項に定義づけています。

当事者目線の障害福祉

障害福祉サービス事業者や行政機関など、制度に基づいた支援を行う者のほか、インフォーマル(制度に基づかない)な支援や互助活動に取り組む団体、ボランティア等が障害者を直接に支援する者と連携して、それぞれが主体的に障害者本人の望みや願いに寄り添い、障害当事者の目線に立った施策を展開するとともに、地域の社会資源の整備を進めていくことにより、障害者本人が望むその人らしい暮らしを実現していく取り組みのこと

当事者目線の障害福祉の
イメージ図(作成中)

(定義) 第2条2項

この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。

《 当事者目線の障害福祉の実践 》

(中井やまゆり園における改革、地域連携の取組) など

作成中

作成中

4. 条例に基づく基本計画とは

(1) 計画の策定により目指すもの

「障害者基本法」の第1条(目的)では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが掲げられています。

「当事者目線の福祉推進条例に基づく基本計画(仮)」では、この考え方に沿って、

生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる
「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すこと

を基本理念・目標とします。

「一人ひとりの人生を大切にすること」ということは、障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現できるように環境が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福を追求しながら「その人らしく暮らす」ことを意味します。

また、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの推進とあわせて、障害者が単にどの障害種別に該当するかだけでなく、性別や年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目することが重要です。

あわせて、必要な人に必要な支援が行き届き、誰も取り残されることがないように支援を展開する必要があります。

県では、この計画を、障害当事者の参画を通じて、ともに策定することで、こうした取り組みを推進するための具体的な手段の一つとして活用します。

同時に、この計画が様々な立場の声を反映しながら、「真の共生」を目指すための歩みのひとつとして、「ともに考え、ともに成長していく計画」となることを目指します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、条例第8条において定めた、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定することとしている基本的な計画です。

この計画は、次の3つの既存計画を包含し、障害福祉に関する計画を1本化しています。

①障害者計画

- ・ 障害者基本法の第11条第2項に基づく障害者施策の最も基本的な計画
- ・ 内閣府の障害者基本計画を基本として策定
(前計画は2019年度～2023年度の「かながわ障がい者計画」)

②障害福祉計画、③障害児福祉計画

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく障害福祉サービスに関する実施計画
- ・ 厚生労働省の基本指針に即して策定
(前計画は、2021年度～2023年度の「第6期神奈川県障がい福祉計画」)

さらに、この計画は、次の3つの計画としての性格も併せ持つ計画として一体的に策定しています。

④障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

- ・ 障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく計画で、かながわ文化芸術振興計画と本計画で内容を補完(各論Ⅳ-9-(1)に記載)

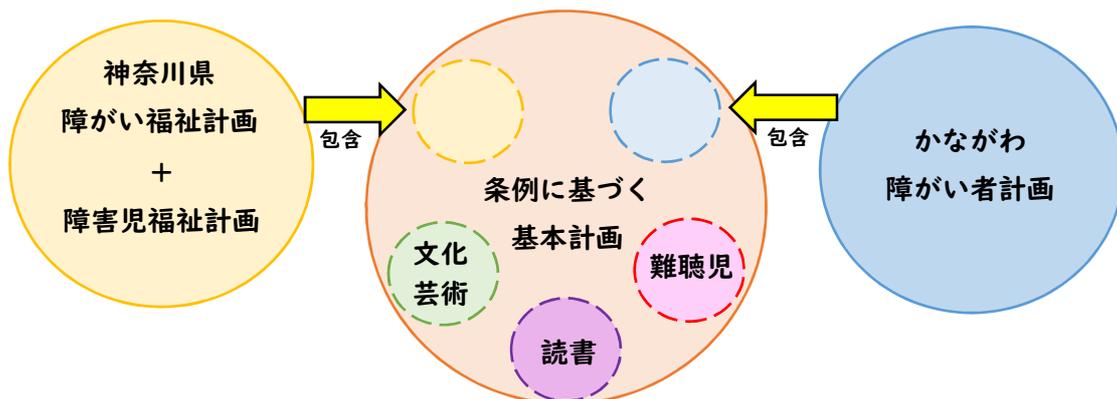
⑤視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

- ・ 読書バリアフリー法の第8条第1項に基づく計画(各論Ⅲ-5-(2)に記載)

⑥難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく計画
(各論Ⅱ-4-(4)に記載)

(関係する計画を一体的に策定し、一本化されるイメージ図)



あわせて、本県の総合計画を補完する個別計画としても位置付け、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定めている「神奈川県地域福祉支援計画」や、精神疾患や難病など障害福祉に関係する内容も含めた総合的な保健医療施策を示す「神奈川県保健医療計画」のほか、障害者施設等に関連する本県の他の計画と連携し、整合性を測りながら策定しています。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、3年ごとに改定される厚生労働省の基本指針の内容等を反映させるため、計画期間の中間である令和9年度に、数値目標を中心に見直しを実施します。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		
内閣府	障害者基本計画	第4次計画				第5次計画				第6次計画					
厚生労働省	障害福祉計画基本指針	第5期計画 基本指針			第6期計画 基本指針			第7期計画 基本指針			第8期計画 基本指針				
	障害児福祉計画基本指針	第1期計画 基本指針		第2期計画 基本指針		第3期計画 基本指針			第4期計画 基本指針						
神奈川県	障害者計画	かながわ障がい者計画				神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画									
	障害福祉計画	第5期神奈川県障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)			第6期神奈川県障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画)										
	障害児福祉計画														
	条例に基づく計画														

(4) 計画の役割

一般的に計画は、法律や条例により策定することが定められており、施策を計画的に推進する役割や、法律や条例に明記された業務の円滑な実施に資する役割があります。

本計画も、県が障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進していく役割や、市町村の障害福祉計画等の達成に資するための役割などがあります。

そのほか、次のような役割があると考えます。

- ・ 県が目指す「地域共生社会」の実現に向けた考え方や理念を県民に伝える役割
- ・ 県が行う各障害者施策の「現状と課題」「取組みの方向性」を県民に伝える役割
- ・ 計画策定過程や策定後に県民から多くの意見を聞き、現状や課題を再確認し、今後の施策に活かしていく役割

(5) 計画の進行管理（※下記内容は検討中です。）

計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルにより、効率的かつ効果的に行われることが重要です。県が把握する各取組みにおける実績値のみならず、事業ごとの課題や取組み状況のほか、統計データ等を活用しながら、当計画の進行管理を行う「神奈川県障害者施策審議会」の審議のもと、総合的に評価を行います。

また、計画策定時には想定し得なかった事態等が生じた場合等には、状況に応じて、施策の評価や柔軟に施策を展開できるよう図ります。

なお、計画は総合的に評価を行いますが、次の各指標等を参考にしながら進行管理を行います。

ア 指標（※「指標」という表現や、指標の内容については再度検討中）

- ・ 本計画の達成度を象徴的に表す数値です。
- ・ 内閣府が実施する「障がい者に関する世論調査」の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」の数値を約2%上回ることを目指し、本計画の指標として設定します。
- ・ また、当事者の目線に立った指標を当事者とともに検討し、新たに設定します。

把握する状況	現状値	目標値
障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合	82% (2022年)	90% (2029年)
新たな当事者目線での指標(検討中)		

イ 小柱毎の目標（※検討中であるため、現時点では記載なし。）

- ・ 小柱毎に目指すべき姿を目標として記載します。

ウ 小柱毎の数値目標

- ・ 小柱毎に県が把握すべき数値をまとめて数値目標として記載します。
- ・ 各計画を一体的に策定しているため、数値目標は次の5つに分類されます。

(ア) 県独自の目標（主に条例や障害者計画の目標値）

- ・ 実施した施策の進捗状況や達成状況の度合いを測るための目標値です。
- ・ 本計画は、基本指針で数値目標が定められている障害福祉計画のほか、条例に基づく計画と障害者計画の内容も包含していることから、県独自の目標を設定しています。

(イ) 基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）

- ・ 基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を成果目標として整理しています。
- ・ 内容によっては、市町村障害福祉計画の目標値を積み上げた数値となります。

(ウ) 基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）

- ・ (イ)の成果目標を達成するために必要な量を目標値や見込値として設定します。
- ・ 内容によっては、市町村障害福祉計画の設定値を積み上げた数値となります。

(エ) 基本指針に基づく障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）

- ・ 障害福祉計画では、県内市町村の障害福祉計画の数値を集計し、計画期間中の各年度における指定障害福祉サービス、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」という。）並びに指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとのサービス見込量を定めることとしています。
- ・ サービス見込量は、原則として県全体における1か月当たりの総量を見込んだものです。

(オ) 基本指針に基づく県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）

- ・ 地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することにより、障害者の福祉の増進を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- ・ 県は、地域生活支援事業の目的や「当事者目線の支援」の考え方等を踏まえ、市町村の地域生活支援事業との役割分担を図るとともに、市町村と連携しながら、障害者が直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な方に必要なサービスを提供していきます。

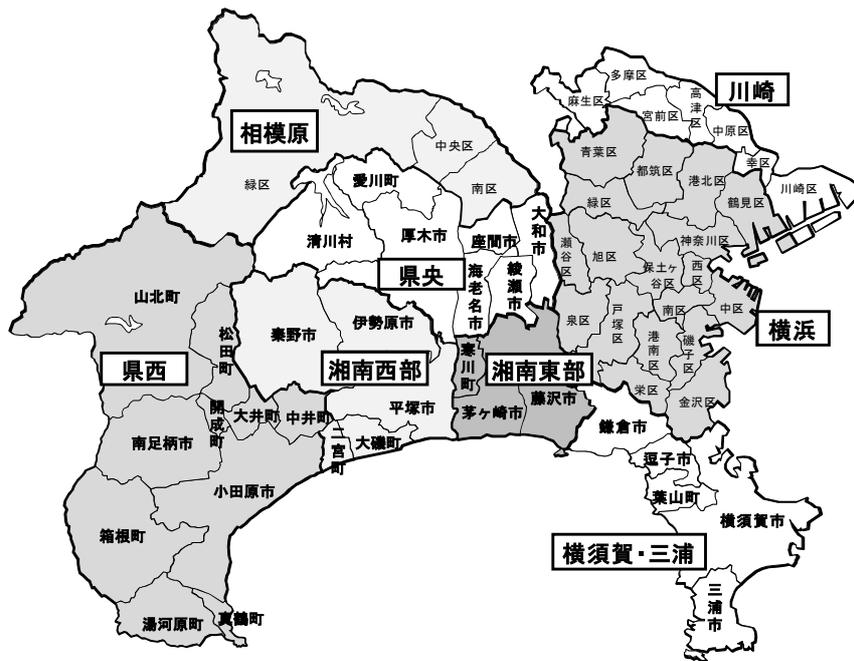
5. 神奈川県圏域・区域の考え方

国、県及び障害福祉サービス等の実施主体である市町村がそれぞれの役割を分担するだけでなく、障害者の地域生活を支えるため、保健・医療と福祉等の多分野を含め重層的な支援体制を構築することが重要です。

このため、県では、様々な障害福祉に係る取組において、「二次保健医療圏」を基本として県内を8つの区域に分けた「障害保健福祉圏域」を定めると共に、ネットワークを充実させ、圏域レベルでの支援を強化していきます。

なお、児童福祉法に基づく指定障害児入所支援については、実施主体が県、政令市及び児童相談所設置市であることから、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及びそれ以外の県所管域の5つの区域としています。

神奈川県圏域（令和6年4月1日現在）



圏域	市町村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東 部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西 部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

6. 国と国連の動向

《国の動向》

障害福祉施策に関する経過として、2005（平成 17）年に発達障害者支援法が、2006（平成 18）年には障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な施策の推進が図られました。

また、2006（平成 18）年には、国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成 23）年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに 2013（平成 25）年には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が制定され、障害者権利条約は、2014（平成 26）年 1 月に批准されました。

その他にも障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

《国連の動向 ～障害者権利条約（CRPD）と勧告～》

2006 年に国連により採択された「障害者権利条約」は、障害者の権利を実現するため国がすべきことを定めたもので、障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な条約です。

この条約を批准した国にはその条約を守ることが求められており、日本もこれに含まれます。日本の法律は、原則として条約の内容に即したものであることが求められていますが、条約が求める水準に十分達しているとはいえない法制度もあり、その改善が課題とされています。

2022年8月、国連におかれた「障害者権利委員会」により、日本の条約の実施状況について審査が実施され、同年9月には、権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。

日本政府に対しては、分離教育の中止や、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止など、いくつかの重要な課題が指摘されました。

「Nothing about us , without us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）」という合言葉の下に策定された権利条約の根幹とも言える理念を、国及び県が一体となってこれを推進していくことが、国際的にも求められています。

《 障害の考え方 ～医学モデルから社会モデルへ～ 》

障害者が社会的に不利になる原因がどこに起因しているかの考え方として、大きく2つの考え方があります。

ひとつめは「医学モデル」という考え方で、「障害は、障害者個人の心身の機能に問題がある」として、障害を個人的な問題として捉える考え方です。

ふたつめは「社会モデル」という考え方で、「障害は、社会（モノ、環境、人的環境等）が生み出す障壁に問題がある」として、障害を社会的な問題として捉える考え方です。

なお、障害者にとって、日常生活を送り上で様々な困りごとや不利益となる社会的な障壁（バリア）」は、次の4つに分類されています。

①物理的障壁

道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じる障壁

②制度の障壁

教育や就労、地域で自立生活を送る上で、制度上の制約により生じる障壁

③文化・情報の障壁

音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことで生じる障壁

④心の障壁

差別や偏見、障害に対する無理解により生じる障壁

県が目指す「地域共生社会」の実現に向けては、この「社会モデル」の考えを基に、社会的な障壁のない仕組みづくり・意識づくりが重要であると考えています。

【社会モデルで考えるバリアフリーの一例】 車いすを使用している方がいます。

<p>【階段】</p>  <p>段差があると、車いすでは進めません。段差が原因で障害が生じます。</p>	<p>【スロープ】</p>  <p>段差が解消され、車いすでも進めました。車いすが、障害では無くなります。</p>	 <p>この事例の車いすの方は何も変わってはいません。周囲の環境が変わり障害が解消されました。</p>
---	--	--

このほか、「人権モデル」という考え方があります。これは「障害の有無に関わらず、一人ひとは人権の主体であって、必要に応じて医学的特性に焦点を当てるべきであり、そもそも、障害者は保護や福祉の対象」という前提で捉えない」という考えです。

これは、まだ確立した考え方ではありませんが、今後の地域共生社会を目指す上で、大変重要となる考え方とされています。

《 S D G s を踏まえた地域共生社会の実現に向けて 》

持続可能で多様性があり、誰も排除しない社会を実現とする持続的な開発目標 (SDGs) の考え方は、今日、社会経済の発展のための普遍的な考え方として広く知られるようになりました。

SDGsには、障害関連の目標が4つ設定されており、SDGs先進自治体を掲げる当県においては、ポストSDGsの議論に資する提案を行っていくことも視野に、当事者目線の障害福祉の取組みをSDGsの考えと関連させていくことが重要です。

そのための大事な視点としては、効率性や生産性を優先する既存の価値観を変えていくという視点、例えば、現代アートを席卷する障害者アートのように、「障害が新たなイノベーションを生み出す」という視点です。

多様性が重要視されている今日、こうした視点が、誰も排除しない社会の構築というSDGsの大目標の具体化にもつながっていくものと考えられます。

県では、本計画の推進を通じて、教育・就労・まちづくりなど、施策の推進を図り、共生社会の実現に向け、障害者が自分らしく、安全・安心に暮らせる神奈川県の実現を目指します。

《 S D G s (持続可能な開発目標) Sustainable Development Goals とは 》

2015(平成27)年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標。Sustainable Development Goals の略称(エス・ディー・ジーズ)17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと(leave no one behind)を誓っています。



7. 神奈川県 の 障害福祉 を 取り巻く 状況

作成中

障害福祉を取り巻く状況の変化として、次の内容を記載予定ですが、総論に全て記載せず、内容によっては各論の「現状と課題」や資料に掲載することを検討しています。

【総論に掲載予定】

- ・人口構成
- ・各障害者手帳所持者数(等級別、年齢階層別、障害支援区分別、障害部位別)
- ・高次脳機能障害の相談件数の推移
- ・自立支援医療受給者数の推移
- ・重症心身障害、医療的ケア児・者数
- ・特定医療費(指定難病)年次受給者数の推移

【各論に掲載予定】

- ・障害者虐待の状況、成年後見制度利用状況 ⇒ 各論Ⅰ1(1)
- ・人口に占める施設入所者の状況、施設入所者の障害支援区分の状況、地域生活移行者の移行後の住まいの場の状況 等 ⇒ 各論Ⅱ3(2)
- ・共同生活援助(グループホーム)利用者の障害支援区分状況 ⇒ 各論Ⅱ4(1)
- ・精神科病院における平均在院日数・一年以上入院者数の推移、精神科入院患者数 ⇒ 各論Ⅱ4(3)
- ・障害者の職業紹介状況(障害別)、障害者の就職率、工賃実績 ⇒ 各論Ⅲ6(1)
- ・公立小中学校の特別支援学級児童生徒数、通級指導教室児童生徒数、公立特別支援学校の幼児児童生徒数(障害部位別、学部別) ⇒ 各論Ⅳ8(1)(2)

【資料に掲載予定】

- ・各指定障害福祉サービス等の利用者数の推移 ⇒ 資料
- ・障がい保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス等の状況 ⇒ 資料

※ 県政策局が実施した〇〇年〇〇月〇〇日時点の将来人口(中位推計)を記載しています。(推計値は千人単位)

作成中

【障害者数の推移】

	2008（平成00）年 3月31日	202（令和）年 3月31日	2023（令和5）年 3月31日（倍 数：2013.3.31との比較）	2023（令和00）年 3月31日 （推計値）（※4）
身体障害者数 （※3）	235,620	261,835	267,576 1.0倍	271,000
知的障害者数 （※3）	43,815	56,010	68,923 1.2倍	84,000
精神障害者数 （※3）	35,490	56,392	79,359 1.4倍	111,000
合計	314,925	374,237	415,858 1.1倍	466,000

※3 身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数：

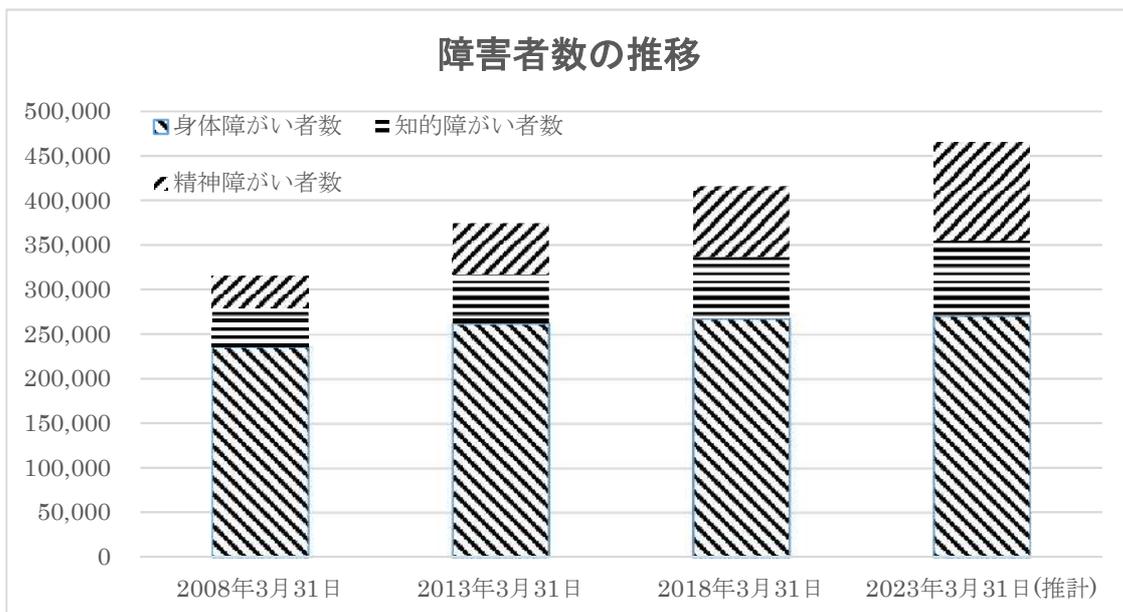
「身体障害者数」は身体障害者手帳交付者数、「知的障害者数」は知的障害児者把握数、「精神障害者数」は精神障害者保健福祉手帳交付者数（障害福祉課調べ）

※4 2023年3月31日（推計値）：

2013（平成25）年3月31日から2018（平成30）年3月31日までの5年間の県内人口に占める障がい者の比率の伸率から2023年の障がい者の比率を推計し、2023年の県内人口推計値に乗じて算出しています。

【障害者数の推移（グラフ）】

（人）



《 障害者の定義 》

国の障害者基本法における障害者の定義は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされています。

本計画では、統計上、身体障害者手帳交付者数、知的障害児者把握数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数を表記していますが、本計画が対象とする「障害者」は、障害者基本法の定義と同様です。

なお、各障害における個別の定義は以下のとおりです。

▶ 身体障害者

身体障害者福祉法により、「身体上の障害がある 18 歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人」と定義されています。身体上の障害は、「四肢（両手両足）に不自由があったり、視覚や聴覚に制限があったりするなど、身体機能に何らかの障害を有する状態」を指します。

▶ 知的障害

我が国において、「知的障害」に対する定義はいまだに未確立であり、知的障害者福祉法においても、知的障害に対する定義が設けられてはいませんが、一般的には、「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援を必要とする状態にあるもの」とされています。

▶ 精神障害（発達障害を含む）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

▶ その他（難病等）

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指します。

障害はこれまで主な3種類に分類され、それぞれの施策が推進されてきましたが、重複している場合も少なくなく、障害を包括的に捉え、支援を考える必要があります。

各論

分野別施策の方向性

I 各論の読み方（凡例）

「各論」は、県の様々な取組みの現状や抱える課題とあわせて、今後、県がどのような取組みをどういった具体的な目標を立て進めていくのかを記載しています。

各論は大きく分けて、1:現状と課題、2:取組みの方向性、3:KPI(目標を達成するための重要な業績評価の指標)の3つで構成しており、ここでは、各論の読み方について、ご説明をします。

大柱 (1つめの柱)すべての人のいのちを大切にする取組み。
 ▶ **中柱** 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
 ▶ **小柱** (1)権利擁護の推進、虐待の防止

該当する条文

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗

(1)権利擁護の推進、虐待の防止

<現状と課題>

県では障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえて、重大な人権侵害である障害者への虐待が起きた際、その改善に向けた調査等の権限を有する市町村や神奈川県労働局などの関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応を図るとともに、市町村職員や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施して、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法の趣旨についての周知徹底、障害者虐待防止法の適切な運用を図っています。

こうした一方で、虐待に関する通報は年々増加の傾向にあります。この虐待通報件数は、地域で障害者虐待や権利擁護に関する理解が進むことにより増加する側面もありますが、障害者へのいかなる権利侵害や虐待をも無くすることが重要であり、社会全体で取組み必要があります。

また、施設等における障害者虐待の例では、「利用者のために」という、支援者の目線で利用者の安全が優先されることで、長時間の居室施設等の身体拘束が行われ、結果として身体拘束が日常化し、このことが契機となって、利用者に対する身体的虐待や心理的虐待等に至ってしまう危険性があります。身体拘束だけの表現に向けては、職員一人ひとりが身体拘束に関する理解を深めることが必要不可欠であるとともに、当事者の目線を大切にした支援の徹底が大変重要です。

県立施設では、よりよい支援を進めるため、専門家や障害当事者、市町村等の様々な視点を入れながら支援内容の検証を行っており、このような権利擁護の取組みに障害当事者が参画し、ともに考える体制を築くことが重要です。

このほか、県では権利擁護の取組みのひとつとして、障害等を理由に一人で決めることに不安や心配のある人が、様々な契約や手続をする際に支援が受けられる「成年後見制度」の利用促進を行っており、制度を必要とする人が相談しやすい体制を築くとともに、市民後見人の養成事業を実施する市町村の数を増やすことが重要であるとされています。

大・中・小柱を記載し、現在のページがどこなのかを示しています

条文に該当する箇所を黒塗りで示しています

この項目のタイトルです

前半では、県の取組みの「現状」を、後半では「課題」を記載しています。

下線部+番号は、該当する「取組みの方向性」を示しています。
 なお、番号の読み方は、次のページで説明しています。

<取組みの方向性>は項目ごとに、番号+小見出し+取組内容で構成されています。
番号は、すべて4桁であり、例えば「1101」であれば、
中柱番号:1+小柱番号:1+小柱毎の連番:01=1101
としています。

各取組みを所管する所属名を記載しています。

大柱 (1つめの柱) すべての人のいのちを大切にする取組み。
▶ 中柱 1. すべての人の権利を守るしくみづくり
▶ 小柱 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

<取組みの方向性>

1101 障害者虐待防止への取組み
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対しての指導権限を持つ神奈川県労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。
あわせて、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ることで、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

1102 成年後見制度の利用促進
成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任等の促進や市町村職員等研修、法人後見担当者研修の実施など、利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組みます。
また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備等に対し、必要に応じて支援します。
さらに、成年後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図ります。

1103 障害当事者の参画による権利擁護の取組み
障害者自立支援協議会や差別解消支援地域協議会への当事者委員の参画を推進し、障害当事者等により実施される障がい者の権利擁護のための取組を支援します。

1104 身体拘束ゼロの実現に向けた取組み
県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施状況を県のホームページに公表しています。
また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組を掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指します。

大柱 (1つめの柱) すべての人のいのちを大切にする取組み。
▶ 中柱 1. すべての人の権利を守るしくみづくり
▶ 小柱 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

<KPI>

把握する状況	現状値	目標値
1 虐待に関する弁護士による法的な助言回数	〇〇〇 回 (2024年)	〇〇〇 回 (2029年)
	【設定の考え方】	
2	〇〇〇 回 (2024年)	〇〇〇 回 (2029年)
	【設定の考え方】	
3	〇〇〇 回 (2024年)	〇〇〇 回 (2029年)
	【設定の考え方】	

- 作成中
- 作成中
- 作成中
- 作成中
- 作成中

2 計画の構成

障害者が自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、自分らしく暮らすためには、乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、障害者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実現するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を妨げるあらゆる壁を排除し、障害への理解が県民に浸透していくことが重要です。

一生涯を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができるように、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の4つの柱に沿って、以下のとおり9つの施策を位置づけて計画を推進します。

I 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします

1 すべての人のいのちを大切にする取組み

- (1) すべての人の権利を守るしくみづくり…①
- (2) ともに生きる社会を支える人づくり…②

II 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します

2 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

- (1) 安心して暮らせる地域づくり…③
- (2) 地域生活を支える福祉・医療体制づくり…④

III 私たちは、障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

3 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

- (1) 社会参加を促進するための環境づくり…⑤
- (2) 雇用・就業、経済的自立の支援に関する仕組みづくり…⑥

IV 私たちは、この憲章(地域共生社会)の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

4 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- (1) ともに生きるための意識づくり…⑦
- (2) ともに育つための教育の振興…⑧
- (3) ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興…⑨

※ なお、当計画では「憲章の実現」を「地域共生社会の実現」に読み替えています。

※ 9つの分野別施策の内容については、それぞれ次のとおりです。

I. すべての人のいのちを大切にす取組み

1 すべての人の権利を守るしくみづくり

国連の「障害者の権利に関する条約」に掲げられているとおり、障害者の自己決定が尊重され、障害者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができるよう、障害者虐待の未然防止や障害を理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等により、障害者の権利擁護を進めます。

2 ともに生きる社会を支える人づくり

「ひとりひとりを大切にする」という基本理念のもと、ともに生きる社会の実現に向け、個々の障害特性等に配慮し、障がい者に寄り添った支援を提供できる福祉、保健、医療分野の人材の確保と育成などに取り組めます。

II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、たとえ重度の障害があっても施設で生活を送る方であっても、本人の意思決定を基本とするため、意思決定支援の取組みを進めるとともに、多様な地域生活の場を選択できる社会資源を整備するなど、地域生活への移行に向けた支援に取り組めます。

あわせて、この意思決定支援等の取組みを県全体に広げるとともに、相談支援体制の構築や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

4 地域を支える福祉・医療体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者を受入れが可能なグループホーム等の整備を図ります。

また、医療的ケア児等に対する支援体制や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約によると、「障害」は、主に障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。

社会的障壁の排除を進め、障害者に配慮したまちづくりや、障害特性に応じた意思疎通支援、防災・防犯対策等の推進、行政機関等における配慮を充実させることにより、ハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進し、障害者が社会参加しやすい環境をともに作り出すことを目指します。

6 雇用・就業、経済的自立の支援に関する仕組みづくり

働くことは自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばすことや生きがいにつながります。障害者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援の充実に取り組みます。

Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7 ともに生きるための意識づくり

障害及び障害者に対する県民の理解を促進し、障害を理由とする差別が解消され、障害の有無に関わらず、誰もがともに暮らす「地域共生社会の実現」という憲章の理念が当たり前で普及するよう、県民総ぐるみで意識づくりに向けた取組みを推進します。

8 ともに育つための教育の振興

すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育む、インクルーシブ教育等の推進を図ります。

9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

障害者が、地域の一員として、文化・芸術やスポーツを通じて余暇活動を充実させ、その人らしく生活を楽しめるよう、文化芸術活動やスポーツ等に触れる機会の提供、充実を図ります。

I すべての人のいのちを大切にす取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり

地域共生社会を目指すためには、障害の有無に関わらず、すべての人の権利や尊厳が守られる必要があります。障害のある方の自己決定が尊重されることは勿論のこと、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができる社会のしくみを作ることが重要です。

県では当事者目線の障害福祉の考えを大切にし、障害者虐待の未然防止や成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別の解消など、障害者の権利擁護に向けた取組みのほか、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者全員が、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する「意思決定支援」を適切に受けることができる取組みを推進します。

大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 中柱 I.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 小柱 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

<現状と課題>

県では障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を踏まえて、重大な人権侵害である障害者への虐待が起きた際、その改善に向けた調査等の権限を有する市町村や神奈川労働局などの関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応を図るとともに、市町村職員や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施して、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法の趣旨についての周知徹底、障害者虐待防止法の適切な運用を図っています。

こうした一方で、虐待に関する通報は年々増加の傾向にあります。この虐待通報件数は、地域で障害者虐待や権利擁護に関する理解が進むことにより増加する側面もありますが、障害者へのいかなる権利侵害や虐待をも無くすことが重要であり、社会全体で取り組む必要があります。¹¹⁰¹

また、施設等における障害者虐待の例では、“利用者のために”という、支援者の目線で利用者の安全が優先されることで、長時間の居室施設等の身体拘束が行われ、結果として身体拘束が日常化し、このことが契機となって、利用者に対する身体的虐待や心理的虐待等に至ってしまう危険性があります。身体拘束ゼロの実現に向けては、職員一人ひとりが身体拘束に関する理解を深めることが必要不可欠であるとともに、当事者の目線を大切にされた支援の徹底が大変重要です。¹¹⁰⁴

県立施設では、よりよい支援を進めるため、専門家や障害当事者、市町村等の様々な視点を入れながら支援内容の検証を行っており、このような権利擁護の取組みに障害当事者が参画し、ともに考える体制を整えることが重要です。¹¹⁰³

このほか、県では権利擁護の取組みのひとつとして、障害等を理由に一人で決めることに不安や心配のある人が、様々な契約や手続をする際に支援が受けられる「成年後見制度」の利用促進を行っており、制度を必要とする人が相談しやすい体制を整えるとともに、市民後見人の養成事業を実施する市町村の数を増やすことが重要であるとされています。¹¹⁰²

大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 中柱 I.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 小柱 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

障がい者虐待件数の推移

区 分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	124件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	40件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	3件

注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上

障がい者虐待の内容(2021(R3)年度:重複計上)

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	件数	割合(注)	件数	割合(注)	件数	割合(注)
身体的虐待	91件	46.9%	24件	47.1%	1件	25.0%
性的虐待	7件	3.6%	6件	11.8%	0件	0.0%
心理的虐待	55件	28.4%	17件	33.3%	0件	0.0%
放棄・放置(ネグレクト)	25件	12.9%	1件	2.0%	0件	0.0%
経済的虐待	16件	8.2%	3件	5.9%	3件	75.0%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:件数/虐待件数)

<取組みの方向性>

1101 障害者虐待防止への取組み

(障害福祉課)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の一義的な通報先である市町村や、障害者の雇用主となる使用者による虐待に対しての指導権限を持つ神奈川労働局等の関係機関と連携した、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ります。

あわせて、障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ることで、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
 - ▶ 中柱 I.すべての人の権利を守るしくみづくり
 - ▶ 小柱 (1)権利擁護の推進、虐待の防止

1102 成年後見制度の利用促進 【再掲：1302】 (地域福祉課)

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任等の促進や市町村職員等研修、法人後見担当者研修の実施など、利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組めます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備等に対し、必要に応じて支援します。

さらに、成年後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図ります。

1103 障害当事者の参画による権利擁護の取組み (障害福祉課)

障害福祉に係る地域ごとの課題を共有し、当事者の目線で地域のサービス基盤の整備を推進するため、障害者自立支援協議会や差別解消支援地域協議会への当事者委員の参画を推進し、障害当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組みを支援します。

1104 身体拘束ゼロの実現に向けた取組み (障害サービス課)

県立障害者支援施設における利用者支援の「見える化」を図るため、身体拘束の実施状況を県のホームページに公表しています。

また、県のホームページに県立施設における身体拘束廃止に向けた取組を掲載することにより、民間施設を含めた県全体の身体拘束ゼロを目指します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	虐待に関する弁護士による法的な助言回数	〇回 (2022年)	〇回 (2029年)

【県の地域生活支援事業の見込量】

	把握する状況	現状値	目標値
	権利擁護センター実施の障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数	1130人 (2022年)	〇〇〇人 (2029年)

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にする取組み
- ▶ 中柱 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
- ▶ 小柱 (2)障害を理由とする差別の解消

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害を理由とする差別の解消

<現状と課題>

県では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)及び同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、民間事業者等が適切に対応できるよう取り組んでいます。

具体的な取組みとしては、同法施行の翌年度には、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、障害者及びその家族その他の関係者からの相談に対応し、受け付けた相談は、その内容に応じて、障害を理由とした差別的な取扱いを行ったとされる事業者等への指導権限を有する機関に引き継ぐほか、必要に応じ、差別の解消に向けて、事業者等への働きかけを行う等により、障害者差別解消法の適切な運用を図ってきました。

障害者差別解消法の施行から8年以上が経過したところですが、未だ合理的配慮の不提供等、障害者差別に関する相談が数多く寄せられています。

障害当事者の間では、この障害者差別解消法は認知され、差別的取扱いや合理的配慮の不提供について、自ら相談される機会も増えましたが、一方で社会全体の認識や理解が進んでおらず、それにより生じている社会的障壁の除去が必要です。¹²⁰²

こうした中、障害者差別解消法附則第7条に基づき、事業者による合理的配慮のあり方、その他の施行状況について、所要の見直しが検討され、令和3年6月に改正障害者差別解消法が公布されました。これにより、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化が規定され、令和6年4月から施行されることになりました。

また、県では、令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されたところであり、差別に関する相談、解決に向けた助言及び情報提供等の相談窓口の体制強化のほか、関係者間の調整等を行うなど体制の強化を図る必要があります。^{1201、1203}

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にする取組み
- ▶ 中柱 1.すべての人の権利を守るしくみづくり
- ▶ 小柱 (2)障害を理由とする差別の解消

<取組みの方向性>

1201 障害を理由とする差別の解消 (障害福祉課)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。

あわせて、障害を理由とする差別の相談を受け付ける相談員を配置して、解決に向けた助言及び情報を提供するほか、関係者間の調整等を行う体制の整備など、相談体制の強化を図ります。

1202 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：7210】 (障害福祉課)

障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組み等について県民の理解を深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

1203 相談窓口の設置（民間事業者による差別等）【再掲：7212】 (障害福祉課)

障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。

また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

1204 相談窓口の設置（教職員による差別等） 【再掲：7213】 (行政課)

県教育委員会では、教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付けた相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされるよう連携を図ります。

1205 矯正施設退所予定者等への支援 (地域福祉課)

罪を犯した者のうち、高齢又は障害を有することにより福祉的な支援を必要とする者が、釈放後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めるなど、矯正施設退所予定者等への支援に取り組みます。

大柱 I.すべての人のいのちを大切にする取組み

▶ 中柱 1.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 小柱 (2)障害を理由とする差別の解消

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	県民ニーズ調査における障がいを理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合	〇〇 % (2022年)	〇〇 % (2029年)
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数	〇〇 市町村 (2022年)	〇〇 市町村 (2029年)

大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 中柱 I.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 小柱 (3)意思決定支援の推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 意思決定支援の推進

<現状と課題>

【共生推進本部(作成中)】

県は、津久井やまゆり園事件の後、同園を中心に、利用者一人ひとりにはそれぞれに尊重されるべき意思があるという前提に立ち、本人の意思が反映された生活を送ることができるよう、利用者全員の意思決定支援に取り組んできました。

もとより、障害福祉サービス提供事業者の中心を占める指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者に対しては、平成 23 年の障害者基本法の改正により、支援する側の判断のみで相談等の支援を進めるのではなく、障害者の意思決定を支援することにも配慮しながら支援を進めていく必要があるとの観点から、障害者及びその家族等に対する相談支援、成年後見制度等のための施策の実施又は制度の利用の際には、障害者の意思決定に配慮することが明記されており、平成 24 年に成立した障害者総合支援法においては、指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮することが努力義務として盛り込まれています。

これらの国の動向も踏まえ、本条例で、障害福祉サービス提供事業者は、利用者の自己決定を尊重し、本人の願いや望みを尊重する支援の基礎となる意思決定支援に努めなければならないことを定めたところであり、県は、意思決定支援の取組みが広がっていくよう、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制の整備、障害福祉サービス提供事業者に対し、研修を行っていくことが必要です。(1301)

大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ 中柱 1.すべての人の権利を守るしくみづくり

▶ 小柱 (3)意思決定支援の推進

<取組みの方向性>

1301 意思決定支援の推進と啓発 【再掲：4207】 (共生推進本部室)

障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これらを活用した研修プログラム、事例共有等を通して、障害福祉サービス従事者等の意思決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを推進します。

あわせて、ご家族や施設職員など障害者を支える方々のさらなる理解を深めるため、意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動を行います。

1302 成年後見制度の利用促進 【再掲：1102】 (地域福祉課)

成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、かながわ成年後見推進センターを設置し、市町村社会福祉協議会の法人後見受任等の促進や市町村職員等研修、法人後見担当者研修の実施など、利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組みます。

また、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備等に対し、必要に応じて支援します。

さらに、成年後見人等を対象に意思決定支援研修を実施し、条例の理念及び意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	目標値
	意思決定支援の研修受講者数(障害福祉サービス事業者の従業者等)	650人 (年度毎の目標値)

2. とともに生きる社会を支える人づくり

質の高い福祉サービスが、十分に提供されるためには、継続的に必要な人材を確保・育成する必要があります。

県では「一人ひとりの人生を大切にする」という基本理念のもと、地域共生社会の実現に向け、障害者一人ひとりの特性等に配慮し、寄り添いながら支援を提供できる福祉・保健・医療分野の人材の確保と育成を進めるとともに、当事者（ピア）による相談活動等の推進に取り組めます。

さらに、支援者側にも注目し、福祉・保健・医療分野に従事することについて、一人ひとりが魅力とやりがいを感じてもらえるよう、支援者へのサポート体制の整備に取りめます。

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 中柱 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 小柱 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

<現状と課題>

【障害福祉課①:医療的ケア児者に係る人材(作成中)】

喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア児者は、医療技術の進歩を背景に増加するとともに、その実態が多様化しています。

医師や看護師等の医療従事者が不足する中で、一定の研修を修了した介護職員等はいこうした医療的ケアを行うことが可能となりましたが、その数は、増加する医療的ケア児者に対応するには十分ではありません。

また、特に医療的ケア児にあつては、ライフステージに応じて、必要な支援の内容が変化す困難性もあつて、適切な支援を行うことができる人材が不足しており、その確保・養成が急務となっています。医療的ケア児者及びその介護を行う家族が地域で安心して暮らせる社会の実現のためには、医療的ケア児者の地域生活を支える人材を確保するとともに、医療的ケア児の支援の総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターなどの専門人材を育成することが必要です。

さらに、今後、障害者の地域生活移行に伴い、同じ地域で生活する障害者が自らの経験に基づいて支援を行うピアサポートの重要性が増すため、支援に従事する当事者(ピアサポーター)の養成も課題です。

【障害福祉課②:精神障害者に係る人材(作成中)】

精神障害者保険福祉手帳の所持者数は、平成21年度に43,384人であったのに対し、令和3年度には100,210人と、12年で2倍以上に増加しています。また、県内の精神科病院における1年以上の長期入院患者数は、令和4年度に6,593人となっており、依然として地域移行への積極的な取組が必要な状況です。精神科病院入院中の精神障害者の地域移行を促進していくためには、地域移行に関する取組だけでなく、在宅の精神障害者を地域で支える取組が重要です。

精神障害者への対応においては、個々の障害特性に応じた寄り添い型の対応や、多岐にわたる相談内容に対応できる支援力が必要であり、それは精神障害者の地域生活を支える障害福祉サービス従事者にも求められています。

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 中柱 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 小柱 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

精神障害に関する高い専門性と経験を持った障害福祉サービス従事者の確保や育成は、精神障害者の地域移行や地域定着を進める上で必要不可欠となっています。2104、2114

【障害福祉課③:障害者虐待に係る人材(作成中)】

研修受講後、研修内容が広く伝達されず、受講者個人にのみに留まってしまっている現状があります。

受講者が起点となり、所属する障害福祉サービス事業所や地域において、虐待防止を推進することが重要です。2104、4302

【医療課案:地域リハビリテーションに係る人材(作成中)】

地域リハビリテーションの推進に向けては、人材の養成・確保を図る必要があります。また、リハビリテーション従事者が地域リハビリテーションを必要としている方やそれらの関係者に適切にリハビリテーションを提供できるようにするには、リハビリテーション技術の向上が必要です。(2107)

将来、県内で理学療法士又は作業療法士として業務に従事する有能な人材を育成するため、養成施設の在学学生に、修学資金の貸付を行っています。近年の状況として、貸付者の県内就業率は高水準を維持していますが、貸付者の退学や県外就業を防ぐため、修学生及び養成施設に対して、引き続き本貸付の趣旨を周知する必要があります。(2109)

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 中柱 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 小柱 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

<取組みの方向性>

2101 障害福祉サービス従事者の確保・育成 (障害福祉課、障害サービス課)

指定障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、相談支援専門員、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などに対する研修を実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上を図ります。

また、障害支援区分認定事務について客観的かつ公平・公正に行われるように障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員等に対し、制度理解の促進を図ります。

2102 相談支援体制の強化・充実 (障害福祉課)

相談支援専門員の養成確保に向けた相談支援従事者研修に加え、相談支援従事者のスキルアップのための研修や主任相談支援専門員の養成研修等を実施するなど、相談支援体制を充実強化します。

2103 専門的知識と技術を有する人材の養成と確保 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院において、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職や理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション等に従事する人材を養成するとともに、実践教育センターにおける現任者教育・研修を通じて、障害福祉に携わる専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

2104 サービス提供人材の養成と人材確保 (障害福祉課、障害サービス課)

グループホームの職員を対象とした支援技術の向上を図るための研修や、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、精神障害者の特性を理解したホームヘルパーを養成するための研修等を実施し、サービス提供人材の確保と資質の向上を図ります。

2105 発達障害児者への支援者育成 (障害福祉課)

発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、神奈川県発達障害支援センターかながわA(エース)を中心とした家族への支援や関係機関の人材育成等により、地域の支援体制整備を進めます。

2106 医療的ケア児等への支援者育成 (障害福祉課、障害サービス課)

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や、支援を総合的に調整する人材を養成します。

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にすゝる取組
- ▶ 中柱 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 小柱 (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

2107 地域リハビリテーション支援センターにおける支援 (医療課)

地域リハビリテーション支援センターにおいて情報の収集・提供等を行うとともに、障害保健福祉に従事する職員の養成・研修において、これらの情報を積極的に活用します。

2108 ピアサポーターの育成 【再掲：3110】 (障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害者・家族同士が行う援助としてのピア(当事者)サポーターの育成を行うとともに、更なる周知に努めます。また、ピアカウンセリング、ピアサポート等の有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の周知及び拡充を図ります。

2109 国家資格取得のための修学資金の貸付けと確保・定着 (地域福祉課、医療課)

県や関係団体からの修学資金の貸付けを通して、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士の確保・定着を進めます。

2110 福祉介護の仕事の理解促進 【再掲：6107】 (地域福祉課)

「かながわ福祉人材センター」において、福祉・介護の仕事に関して無料で職業紹介・あつ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉介護に関する教材の配布等を行い、福祉・介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉・介護を支える人材の確保につなげます。

2111 ボランティア活動の推進 (地域福祉課、障害福祉課)

「かながわボランティアセンター」において、市町村社会福祉協議会や社会福祉施設等のボランティアコーディネーターの人材育成に取り組みます。

また、ボランティア活動の実態を把握し、表彰を行うことで、活動の意欲向上を図ります。

2112 ボランティア活動のセンターの強化 (地域福祉課)

「かながわボランティアセンター」において、ボランティア活動に関する総合相談や情報提供を行うとともに、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援するなどし、地域におけるボランティア活動を支援します。

2113 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：3205】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組を担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等

大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み

▶ **中柱** 2.ともに生きる社会を支える人づくり

▶ **小柱** (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

を通した人材育成や連携体制の構築を図ります。

2114 地域生活移行を実現するための人材確保

(共生推進本部室、地域福祉課、障害福祉課、障害サービス課)

障害福祉に携わる人材を確保することを目的に、障害の理解促進や障害者の就労支援等、多様な人材を対象とした取組みを推進します。

あわせて、障害者支援施設における入所者の地域生活移行を推進する職員を、本県独自に位置付け、その人材養成に取り組みます。

2115 障害福祉サービスの質の向上

(障害福祉課、障害サービス課)

障害福祉サービスが円滑に実施されるよう、サービス提供者や、その指導を行う者を養成し事業所等への配置を促進します。また、相談支援専門員の養成のため初任者研修や現任研修等を実施し、相談支援体制を充実強化します。

2116 障害福祉サービス従事者に対する研修

(障害福祉課、障害サービス課)

障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族が望む支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

2117 市町村における障害福祉に係る人材の育成

(障害福祉課、障害サービス課、がん・疾病対策課)

市町村において障害福祉分野に従事する職員を対象に、障害者の権利擁護や福祉用具に関する情報、精神保健等に関する研修を行い、専門職員としての資質向上を図ります。

- 大柱** I.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ **中柱** 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ **小柱** (1)障害福祉を支える人材の確保・育成

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	目標値
	障害者グループホームサポートセンター事業における職員研修の修了者数	200人
	障害保健福祉に従事する職員を対象とした研修回数	2回

※各年度の目標値

	把握する状況	現状値	目標値
	発達障害児者のためのペアレントトレーニング普及研修の実施自治体数	11市町村 (2022年度)	15市町村 (2029年度)

【県の地域生活支援事業の見込量】

	把握する状況	見込量
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数	10人
	サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の終了者数	000人
	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の修了者数	705人
	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の修了者数	130人
	【再掲】障害者虐待防止・権利擁護研修の修了者数	000人
	障害支援区分認定調査員研修の実施回数	3回
	喀痰吸引等研修事業研修の受講者数	000人

※各年度の見込量

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 中柱 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 小柱 (2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

<現状と課題>

【医療課①：看護師等医療人材の確保（作業中）】

我が国では、急速に少子・高齢化が進展し、医療・介護需要が増大するなど、社会全体を取り巻く環境は大きく変化しています。

神奈川県における人口10万人当たりの就業看護職員数（令和2年12月末現在）は、934.9人と47都道府県中最下位（全国平均1315.2人）となっています。

また、令和元年8月に本県から厚労省に報告した看護職員の需給推計結果によれば、本県の2025年（令和7年）時点での看護職員の需給推計は、需要数：109,970人に対して、供給数：85,084人であり、不足数は24,886人、充足率は77.4%となっており、この結果は、都道府県の中で最低の充足率となっています。看護職員の需給については、対策を行っているものの決め手がなく、臨床現場において慢性的なマンパワー不足が続いています。

一方、高齢化の進展や医療技術の高度化・専門化などにより、急速に拡大する医療・地域保健福祉ニーズに対応できる、看護師をはじめとする保健・医療人材の確保は喫緊の課題です。しかし、少子化が加速していることから看護学校等への進学者も減少し、担い手不足に更に拍車がかかることが懸念されています。

安定的な保健・医療職員の確保を図るとともに、保健・医療職を目指す学生を支援していくことが必要となります。(2201)

【医療課②：在宅療養等に係る訪問看護師の養成と離職防止（作業中）】

高齢化の進展に伴う介護保険施設や在宅療養のニーズの増大、医療技術の高度化や専門化等など、医療を取り巻く環境が変化している中で、在宅医療を含め、様々な場面向けに質の高い看護職員等の養成や職員の離職防止が求められています。

こうした中、本県では訪問看護管理者研修や訪問看護ステーションと医療機関の看護職員の相互研修などを実施することで、職員の質向上や事業所経営の安定化、職員の離職防止を図り、将来の訪問看護の需要増に備えた在宅医療の経営基盤の安定化に取り組んでいます。

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 中柱 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 小柱 (2)保健・医療を支える人材の確保・育成

一方、一部地域では在宅医療に従事する医療機関が需要に対して少ないことや、規模の小さい訪問看護ステーションの経営が不安定であるといった課題が見受けられます。

そのため、ニーズに合わせた開催方法や内容の再検討をしながら、今後も訪問看護師などの業務に必要とされる研修を継続的に実施するとともに、職員の研修参加を積極的に呼び掛けることで、様々な状況に対応できる看護職員等の増加につなげることが必要だと考えています。(2202)

【医療課③:理学及び作業療法士等への人材育成支援(作業中)】

将来、県内で理学療法士又は作業療法士として業務に従事する有能な人材を育成するため、養成施設の在学生に、修学資金の貸付を行っています。近年の状況としては、療法士の需給推計は供給数が需要数を上回っており、2040年頃には供給数が需要数の約1.5倍となる見込みです。

県として、療法士の資質の更なる向上のための取組みが必要です。(2203)

【健康増進課(作業中)】

「保健・公衆衛生系専門職の人材育成指針～かながわ保健・公衆衛生エキスパートナビ～」を作成し、公衆衛生系専門職の人材育成を進めています。

保健師分野については、このほか、「神奈川県保健師の活動指針」等を作成し、実践的な保健師活動の質を高めていくために、健康増進課及び各保健福祉事務所・センターで実施しています。

保健師活動については、キャリアレベルに応じた人材育成が一貫して行えることが必要です。

- 大柱 I.すべての人のいのちを大切にす取組み
- ▶ 中柱 2.ともに生きる社会を支える人づくり
- ▶ 小柱 (2)保健・医療を支える人材の確保・育成

<取組みの方向性>

2201 医療従事者の養成と人材確保 (医療課)

医師及び歯科医師への障害者に対する医療や総合的なリハビリテーションに関する教育の充実を図り、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努めるとともに、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員等を養成します。

2202 看護人材の養成と育成 (医療課)

様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護師等の養成に努めるとともに、卒後の現任教育として、研修等を通じて在宅医療を担う看護人材を育成します。

2203 リハビリテーションに従事する人材の養成 (医療課)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の障害者のリハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

2204 保健所、保健センター等の職員の育成 (健康増進課)

地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上及び保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

2205 発達障害の診療・支援ができる人材の養成 (障害福祉課)

発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成及び地域のかかりつけ医師の発達障害対応力の向上を図るとともに、県内各地域に発達障害者地域支援マネージャーを配置し、関係機関を支援します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	目標値
	重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者数(看護師養成研修)	20人
	重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者数(普及啓発研修)	60人

【県の地域生活支援事業の見込量】

	把握する状況	見込量
	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の受講者数(政令市含む県全体)	270人

※いずれも年度毎の目標値

Ⅱ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組

3. 安心して暮らせる地域づくり

地域で安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスなどに結び付けていく仕組みが、地域に用意されている必要があります。

県では、障害者いつでも身近に相談ができる相談支援体制の充実に努めるとともに、地域の様々な機関や団体の連携のほか、障害当事者が自身の経験を伝えるピア活動等を通じて、相談者を「ひとりにさせない」伴奏型の支援体制の構築を推進します。

また、誰もが希望する環境で生活がおくれるよう、たとえ自ら意思表示が難しい状態であっても、可能な限り本人の意思決定を尊重し、多様な地域生活の場が選択できるよう、意思決定支援の充実と社会資源の整備に取り組めます。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 中柱 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 小柱 (1) 相談支援体制の構築

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 相談支援体制の構築

<現状と課題>

【障害福祉課①: 専門性の高い支援体制(作業中)】

医療的ケア児及びその家族は、医療、保健、福祉、教育、労働など関係する分野が多岐にわたるため、「どこに相談したらよいか分からない」といった声が多く寄せられました。

高い専門性が求められる支援については、当事者からの相談に適切に対応できる専門相談機関の確保が重要です。

さらに、障害者の地域生活移行を推進するためには、既に地域で生活する障害者が自らの経験に基づいて相談に応じるピアカウンセリングも効果的とされています。

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、都道府県は医療的ケア児及びその家族等に対し、専門的に相談に応じる機関として、「医療的ケア児支援センター」を設置することができるとされており、県では令和4年5月に「かながわ医療的ケア児支援センター」を開設しましたが、今後も一層の機能強化を図る必要があります。

さらに、高次脳機能障害などの専門性の高い相談に対応できる支援体制を構築するとともに、ピアカウンセリングなど障害当事者による相談支援活動を促進することも重要です。

【障害福祉課②: 盲ろう者支援(作業中)】

県では、盲ろう者支援センターを設置し、コミュニケーションをとることが難しく、自らどのような支援が必要か訴えることが難しい盲ろう者に対し、それぞれの方に適したコミュニケーション方法で的確にニーズを受け止め、必要な支援につなげ、社会参加を推進しています。今後も引き続き、盲ろう者への適切な支援に取り組んでいく必要があります。

【障害福祉課③: ピアサポーター(作業中)】

また、当事者であるピアサポーターの力を相談支援に活用することが重要です。ピアサポートとは、障害や疾病のある人自身が、自らの経験を活かし、同じ障害や疾病の方を支援する活動であり、ピアサポートを行う人をピアサポーターと言います。一般に同じ課題や環境を体験する人が、体験に基づく感情等を共有することで、専門職による支援では得が

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 中柱 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 小柱 (1) 相談支援体制の構築

たい安心感や自己肯定感を得られるとされ、高い効果が期待されています。

現在、県内で活動するピアサポーターのうち、約6割が精神障害者であり、3障害及び難病の方も含めたピアサポーターの養成、支援スキルを身に着けることができる研修等の継続した実施が必要です。³³⁰²

なお、県では、これまで精神障害分野におけるピアサポーターの養成を行い、病院訪問による長期入院者への退院意欲喚起、さらに地域生活へ移行するために有効な個別給付へとつなげる取組を行ってきました。しかし、コロナ禍以降は病院への訪問が制限され、ピアサポーターの活躍の場が減少していました。

ピアサポートは、その支援を受ける側だけでなく、ピアサポーターとして活動する当事者にとっても非常に重要な活動であるため、今後はピアサポーターの活躍の場を積極的に増やしていく取組が必要です。³³⁰²

【がん・疾病対策課(作業中)】

県では、医療費の給付の他、在宅の難病患者の受入れ病床を確保し、在宅で療養する患者を介護する家族の負担軽減を図るレスパイト事業や、在宅難病患者及び家族の支援体制の構築と患者の生活の質の向上を図るため、地域における訪問相談事業や医療相談事業等を実施しています。

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病相談・支援センターを中心とした、様々な関係者間で連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進を図っています。

【共生推進本部(作業中)】

DV防止啓発及び相談事業については、障害の有無に関わらず全ての県民を対象としているが、DVが重大な人権侵害であること、DVによる被害をなくさなければならないことの周知を一層強化する必要がある。⁽³¹⁰⁷⁾

【くらし安全交通課(作業中)】

犯罪被害者に対する相談窓口では、電話、メール等により相談を受け、相談者の希望に応じて、筆談での相談等を実施しています。一方で、音声コードを添付したリーフレット等による広報や、すべての人がより相談しやすい相談窓口づくりに取り組む必要があります。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 中柱 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ 小柱 (1) 相談支援体制の構築

<取組みの方向性>

3101 身近な地域における相談支援体制 (障害福祉課)

相談支援事業所や、相談支援専門員を増やすことで、障害者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。また、相談支援専門員が、様々な障害の種別や、個々の状態、年齢、性別等について理解を深め、障害当事者や家族等の意向を踏まえたサービス等利用計画案を作成することができるよう、研修等の人材育成の体制を充実させ、相談支援の質の向上を図ります。

3102 基幹相談支援センターの設置の促進及び活動の推進 (障害福祉課)

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者の相談等を総合的に行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知すること等により設置を促進します。

3103 基幹相談支援センターの設置の促進及び活動の推進 (障害福祉課)

障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、当事者参画を促進するとともに、関係機関の連携を緊密化し、地域の実情に応じた相談支援体制を整備します。

3104 発達障害児者への支援体制の構築 (障害福祉課)

発達障害児者とその家族を支援するため、地域の医療・保健・福祉・教育・雇用等、様々な関係者により構成された発達障害者支援地域協議会において地域の課題等を協議するとともに、発達障害者支援センター等において様々な分野と連携しながら、身近な地域で支援が受けられる体制を整備します。

3105 高次脳機能障害児者への支援体制の構築 (障害福祉課)

高次脳機能障害児者への支援に関する取組みについて普及・定着させるため、高次脳機能障害支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発、支援手法等に関する研修等を行い、相談支援体制の確立を図ります。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ **小柱** (1) 相談支援体制の構築

3106 難病患者への支援体制の構築 【再掲：4313】 (がん・疾病対策課)

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病相談支援センターを中心とした、様々な関係者間で連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進を図ります。

3107 犯罪被害者等への支援 【再掲：5603】 (くらし安全交通課)

障害の有無に関わらず、すべての犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場から適切できめ細かい支援を一元的に提供します。

3108 配偶者暴力及び性犯罪・性暴力被害者への支援 【再掲：5604】

(共生推進本部室、くらし安全交通課)

障害の有無に関わらず、すべての人に対する暴力の予防と根絶に向けた啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談を実施します。また、障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者に適切な支援を提供するため、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営します。

3109 盲ろう者の社会参加の促進 (障害福祉課)

盲ろう者やその家族等からの相談を受けつける体制を整備するとともにコミュニケーション支援及び移動時等の介助を行う通訳・介助員を養成し、必要に応じて派遣することにより、盲ろう者の社会参加を促進します。

3110 ピアカウンセリング等の拡充 【再掲：2108】 (障害福祉課)

障害者・家族同士が行う援助としてのピア(当事者)サポーターの育成を行うとともに、そのさらなる周知に努めます。また、ピアカウンセリング、ピアサポート等の有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動のさらなる周知及び拡充を図ります。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ **小柱** (1) 相談支援体制の構築

< 数値目標 >

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2029年)
	相談支援事業所における相談支援専門員の実人数	1,584人	2,380人
	相談支援事業の累計利用者数(障害者)	64,640人	86,918人
	〃(障害児)	37,753人	81,082人
	相談支援専門員による障がいサービス等利用計画等作成率(障がい者)	62.3%	73.2%
	〃(障がい児)	34.6%	36%
	相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の回数、人数	年1回50名定員	
	相談支援事業所総数	654事業所	829事業所

【厚生労働章の基本指針に基づく成果目標(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	基幹相談支援センターを設置する市町村数	〇〇〇市町村	〇〇〇市町村
	協議会における相談支援事業所の参画による事例 検討実施回数、参加事業者・機関数	〇回 〇〇人	〇回 〇〇人
	児童発達支援センターを設置する市町村数	〇〇〇市町村	〇〇〇市町村

【厚生労働章の基本指針に基づく活動指標(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数	〇回	〇回
	発達障害者支援センター相談件数	〇件	〇件
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	〇件	〇件
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修件数	〇件	〇件

大柱 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ **小柱** (1) 相談支援体制の構築

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	〇〇〇人	〇〇〇人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	〇〇〇人	〇〇〇人
ペアレントメンターの人数	〇〇〇人	〇〇〇人
ピアサポートの活動への参加人数	〇〇〇人	〇〇〇人

【障害福祉サービスの見込量(障害福祉計画)】(1か月当たりの見込量)

	指定障害福祉サービス名	現状値 (2022年)	見込量 (2024年)	見込量 (2025年)	見込量 (2026年)
	指定計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)				
	指定地域相談支援 (地域移行支援)				
	指定地域相談支援 (地域定着支援)				

【県の地域生活支援事業の見込量(障害福祉計画)】

	把握する状況	目標値
	相談支援従事者研修の修了者数	835人
	相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化のための研修(専門コース別研修)の受講者数	400人
	神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数	2回
	圏域自立支援協議会の開催回数	10回
	発達障害支援センター職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数	180回
	自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談機能を強化した回数	180回
	高次脳機能障害支援普及事業における相談者数	〇〇〇人
	高次脳機能障害セミナー参加人数	〇〇〇人

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ **中柱** 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ **小柱** (2) 地域生活移行支援等の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 地域生活移行支援等の充実

<現状と課題>

障害者支援施設に入所している障害者の人口に占める割合は、都道府県によって差があり、大都市があるという地域事情に加え、早い時期から入所者の地域生活への移行を進めてきた背景がある我が県は全国で最少となっています。このような状況とともに、障害者の自立支援の観点から、地域生活を希望する障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制の整備が必要です。

県では、これまで施設入所者の地域生活への移行を進めるため、自立訓練や地域移行支援等の障害福祉サービスを活用し、グループホームや一般住宅等への移行を推進し、障害福祉サービス等の基盤整備等に取り組むとともに、地域生活移行後の主な生活の場となるグループホームにおいて、「障害者グループホーム等サポートセンター」の設置や、グループホームの開設を検討している法人等への助言、市町村を通じたグループホームの整備・運営に係る費用や重度障害者を受け入れた場合の人件費の補助など、設置・利用の促進に取り組んできました。

更に、強度行動障がいのある方や医療的ケアを要する方等に対応できる職員が不足していることから、こうした重度障害者の地域生活への移行を支える人材の育成にも取り組んできました。

一方、本県では施設入所者の重度化が進み、地域移行が比較的しやすい中軽度の方の割合が低くなっている現状から、中軽度に比べて重度障害者の地域移行が進んでいない状況があります。重度障害者の地域生活移行を促進する取組みが必要であり、重度障害者の受け入れが可能なグループホームを増やすことにあわせ、強度行動障害等、専門的な支援が必要となる方を地域で受け入れることができるよう、専門的知識や技術を有する人材育成など、更なる体制の整備が必要です。

また、施設入所者の中には、生活の場が限られてしまい、地域生活を上手くイメージが出来なかったり、地域生活と距離が出来てしまうことで不安が生まれ、入所期間が長期化していることも少なくありません。

入所中に地域における様々な体験や経験の機会を積極的に増やし、当事者(ピア)同士によるサポート体制など、幅広く支援をしていく必要があります。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ **中柱** 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ **小柱** (2) 地域生活移行支援等の充実

<取組みの方向性>

3201 地域生活移行支援の充実 (共生推進本部室、障害サービス課)

障害者本人が、自らどこで誰と生活するか決定し、地域生活を希望する方が地域で暮らす環境を整備することは大切です。

県は、重度の障害者であっても、本人の意思を可能な限り反映した生活の場を選択できるよう、必要な方への意思決定支援を行い、入所者が地域生活を体験できる機会を増やし、複数の選択肢を用意し、地域生活への移行を支援します。

3202 グループホームの整備 【再掲：4107、5112】 (障害サービス課)

障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図ると共に、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に、課題である重度の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

また、地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する障害当事者やご家族等の不安を解消するため、体験的な利用の促進等により住まいの場の選択肢の拡大に努めます。

3203 グループホームへの助言・指導のしくみづくり

(障害福祉課、障害サービス課)

強度行動障害などの手厚い支援が必要な障害者を受け入れて支援しているグループホームに対して指導・助言を行うしくみづくりに取り組みます。

3204 地域生活を支えるサービス等の充実 (障害福祉課)

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の充実を図るとともに、居宅介護など訪問系サービスの充実や、精神障害者の特性を理解したホームヘルパーの養成及び質の向上を図ります。

3205 精神障害者を支援する専門人材の育成 【再掲：2113】 (障害福祉課)

精神障害者の地域生活移行の取組みを担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等を通じた人材育成や連携体制の構築を図ります。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ **中柱** 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ **小柱** (2) 地域生活移行支援等の充実

3206 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：7303】

(障害福祉課)

長期入院をしている精神障害者の地域生活移行を促進するため、ピア(当事者)サポーターによる病院訪問等を通じた長期入院患者への退院意欲喚起を行います。

また、精神科医療機関病院職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

3207 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(地域移行後の生活)

【再掲：4202、4319、5114】(障害福祉課)

精神科病院等からの退院後に安心して地域生活を送れるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

3208 措置入院者の退院後支援

(がん・疾病対策課)

精神障害により自分を傷つけたり他人に害をおよぼすおそれ(自傷他害)がある場合に、都道府県知事の権限により入院措置を行う「措置入院」等の退院後に、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、入院中から入院者の希望を踏まえた退院後支援計画を策定し、退院後に安定した生活を送れるよう計画に基づいた支援を行います。

<数値目標>

【厚生労働章の基本指針に基づく成果目標(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	地域生活移行者数	〇〇〇人	〇〇〇人
	施設入所者数の減少数	〇〇〇人	〇〇〇人

【障害福祉サービスの見込量(障害福祉計画)】(1か月当たりの見込量)

	指定障害福祉 サービス名	現状値 (2022年)	見込量 (2024年)	見込量 (2025年)	見込量 (2026年)
	訪問系サービス				
	居宅介護				
	重度訪問介護				

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み

▶ **中柱** 3. 安心して暮らせる地域づくり

▶ **小柱** (2) 地域生活移行支援等の充実

同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
日中活動系サービス				
生活介護				
自立訓練				
就労移行支援				
就労継続支援A型				
就労継続支援B型				
就労定着支援				
就労選択支援				
療養介護				
短期入所(福祉型)				
短期入所(医療型)				
居住系サービス				
自立生活援助				
共同生活援助				
施設入所支援				
【再掲】指定計画相談支援				
サービス利用支援				
継続サービス利用支援				
地域移行支援				
地域定着支援				

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	目標値
	地域移行・地域生活支援事業の実施によるピアサポーター実活動者数	50人

※ピアサポーターは精神障がい当事者であり、体調等に応じて活動数の増減があるため、現状の数を維持することを目標とする。

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

障害児・者の地域生活を支えていくためには、障害者の高齢化や障害の重度化、医療的ケア児・者への支援の必要性を踏まえ、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保されることに加え、ライフステージに応じた切れ目のない地域の仕組みづくりが必要です。

県では、年齢や体の状態に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障害者も受入れが可能なグループホーム等の整備を図るとともに、医療的ケアを必要とする児童など、障害のある子どもに対する支援体制の充実や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの更なる構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

大柱 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

<現状と課題>

【障害福祉課①:医療的ケア(作業中)】

障害児者が障害の程度や種別にかかわらず、地域でその人らしく暮らしていくためには、地域生活を支える障害福祉サービス等の整備・充実と質の向上が不可欠です。

とりわけ、医療的ケアを必要とする在宅の障害児者及びその家族にとって、家族のレスパイト等による一時的な受入先である医療型短期入所事業所は重要な受け皿ですが、看護師等の確保が難しい等の理由で、十分な事業所数が確保できていない現状があります。

また、地域で生活する障害者にとって、日常生活及び社会生活に必要な移動支援や、創作的活動及び生産活動の場は欠かせませんが、これらのサービス等は市町村によって提供されるため、市町村の財政力等により、地域格差が生じる恐れがあります。

【障害福祉課②:補助犬(作業中)】

身体障害者補助犬法により公共交通機関や店舗などには障害者が補助犬を同伴する際の受入れが義務付けられていますが、店舗等から入店を断られる事案があるなど理解は十分とは言えません。⁴⁴⁰⁷

【障害福祉課③:音声機能(作業中)】

県では、疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、生活の質を向上させ、社会復帰を促進するための発声訓練を行っています。少子高齢化の社会情勢の中、特に高齢の喉摘者が社会に参画し、活躍していくためにも、音声機能習得の必要性は高まっています。⁴¹⁰⁴

【障害福祉課④:オストメイト(作業中)】

県では、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設している人)に対するストーマ用装具や社会生活に関する講習を行うことにより、社会参加を促進しています。

一方で、オストメイトへの県民への理解が十分とは言えない状況であり、引き続き理解促進を進めていく必要があります。⁴¹⁰⁴

大柱 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

【高齢福祉課：生活支援コーディネーター（作業中）】

市町村に設置され、地域の支え合い活動を推進する生活支援コーディネーターについても、地域の課題解決にあたり障害福祉への理解が必要になる場合がありますが、現状、高齢者への支援のための活動が基本のため、障害への理解が十分とは言えない状況にあります。

<取組みの方向性>

4101 在宅サービス等の充実 (障害福祉課、障害サービス課)

障害者の意思に基づき、家族の高齢化や親が亡くなった後も地域で生活ができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護や、新たなサービスである自立生活援助等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

4102 医療型短期入所等の整備 (障害福祉課、障害サービス課)

常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等にに応じて一時的に利用することができる医療型短期入所などの整備を進めます。

4103 自立訓練サービスの充実 (障害サービス課)

障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的として、利用者の障害特性に応じた専門職員による自立訓練(機能訓練、生活訓練)を、身近な地域の事業所において受けられるよう、障害福祉サービス事業所の量的・質的充実を図ります。

4104 日常生活支援の充実 (障害福祉課)

市町村が実施する外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実を図り、障害者の豊かな地域生活を支援します。

また、音声機能を喪失した者やオストメイトへの必要な訓練等を行うほか、地域における社会参加促進施策を実施し、障害者等の社会参加を促進します。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

4105 身体障害者補助犬の給付等 (障害福祉課)

身体障害者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の給付を行います。

また、身体障害者補助犬法に基づき身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ります。

4106 補装具の購入等に係る市町村への補助等 (障害福祉課)

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部や、日常生活用具の給付・貸与に関して市町村へ補助を行うとともに、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要に応じて援助します。

4107 グループホームの整備促進等【再掲：3202、5114】 (障害サービス課)

障害者の地域における居住の場の一つであるグループホームについて、県では運営費補助等の支援を通じ、市町村と協力して、設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図ると共に、多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援し、特に、課題である重度の障害者の受入れ・対応が可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

また、地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する障害当事者やご家族等の不安を解消するため、体験的な利用の促進等により住まいの場の選択肢の拡大に努めます。

4108 介護サービスと障害サービスの連携 (高齢福祉課、障害サービス課)

同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」の普及を図り、高齢者・障害児者とも利用できる事業所の選択肢を増やし、地域共生社会を推進します。

4109 事業者への指導・監査 (障害サービス課)

当事者目線の障害福祉の実現に向けて、サービス利用者の権利擁護とサービスを行う事業者等の健全な育成を図るため、事業者等に対して、指定基準等に準じた事業運営を行うよう必要な指導や監査を実施します。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

4110 障害福祉サービス等情報公表の促進 (地域福祉課、障害サービス課)

障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の受審及び評価結果の公表の促進等に努めます。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

4111 処遇改善への取組み (障害サービス課)

障害福祉の現場で働く職員の賃金水準は他業種に比べるとまだ十分ではないため、障害福祉サービス報酬に上乘せする「処遇改善加算」を事業所が取得できるように、加算取得を支援するセミナーや個別相談を実施し、職員の待遇改善を確実に進めるとともに、共生社会を支える人材の確保を促進します。

4112 事業所間の連携と支援者の資質向上の促進 (障害福祉課)

障害団体が実施する事業所向け研修等に係る経費を補助し、各事業所間の連携と支援者の資質向上を図ります。

4113 生活支援コーディネーターの活躍促進 (高齢福祉課)

生活支援コーディネーターが、高齢者の支援だけでなく、障害福祉と連携し、地域の課題に寄り添った支え合い活動を推進できるよう、研修等による資質向上を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所・施設の割合	82.6% (2022年)	95% (2029年)

【厚生労働章の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	見込量
	県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する回数	〇回 (2022年)	〇回 (2026年)

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

【障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）】（1か月当たりの見込量）

	指定障害福祉 サービス名	現状値 (2022年)	見込量 (2024年)	見込量 (2025年)	見込量 (2026年)
【再掲】訪問系サービス					
	居宅介護				
	重度訪問介護				
	同行援護				
	行動援護				
	重度障害者等包括 支援				
【再掲】日中活動系サービス					
	生活介護				
	自立訓練				
	就労移行支援				
	就労継続支援A型				
	就労継続支援B型				
	就労定着支援				
	就労選択支援				
	療養介護				
	短期入所(福祉型)				
	短期入所(医療型)				
【再掲】居住系サービス					
	自立生活援助				
	共同生活援助				
	施設入所支援				
【再掲】指定計画相談支援					
	サービス利用支援				
	継続サービス利用支 援				
	地域移行支援				
	地域定着支援				

大柱 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	見込量
	オストメイト社会適応訓練事業の実施か所数	16か所
	音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数	84回
	基幹相談支援センター連絡会の開催回数(回/年)	2回
	障害者社会参加推進センターにおける講習会の実施回数	6回
	身体障害者補助犬の給付者数	5人

※各年度の見込量

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (2) 地域における支援体制の整備

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 地域における支援体制の整備

<現状と課題>

【障害福祉課①：自立支援協議会の設置（作業中）】

神奈川県内に障害者自立支援協議会は、市町村（全市町村に設置済）、障害保健福祉圏域、県の3層構造の体制で設置しており、地域課題を神奈川県内で共有できる仕組みを形成しています。

障害者自立支援協議会は、自治体職員や、相談支援事業所の職員、入所施設の職員、当事者の方等、様々な方が委員として参画し、それぞれの立場から議題に関して意見を出し合い、誰でも暮らしやすい地域を目指すことを目的としています。

【障害福祉課②：障害福祉サービスの充実（作業中）】

障害者の地域生活を支える障害福祉サービスは、市町村が実施主体となり、国と県がその費用の一部を負担していますが、一部のサービスには国の定めた負担上限額があり、上限を超過した費用は市町村の負担となるため、市町村の財政を圧迫する要因となっています。全国一律の障害福祉サービスだけでは、支援が行き届かないとの意見もある中、市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業では、市町村の財政力等の違いにより、受けられるサービスに地域格差が生じるとの懸念も示されているところです。

【障害福祉課③：にも包括（協議の場の設置）（作業中）】

県では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発や教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進してきました。

第6期障がい福祉計画では、令和5年度末までに精神障害者の生活圏域である全 33 市町村に「協議の場」が設置されることを目指してきましたが、完了しませんでした。

引き続き、全市町村における協議の場の設置を目指すとともに、保健所等が設置した協議の場との役割分担を図りながら、あらゆる分野の関係機関が連携して、精神障害者の地域生活を支援していきます。⁴²⁰²

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (2) 地域における支援体制の整備

<取組みの方向性>

4201 地域生活支援拠点等の整備 (障害サービス課)

地域で生活する障害者の支援を進めるために、各市町村の地域生活支援拠点等の整備状況を把握するとともに、整備が進んでいる市町村の情報など、整備に有効な情報提供を行います。また、単独で地域生活支援拠点等の整備が困難な市町村に対しては、市町村間での必要な調整の支援を行うための協議の場の設置等を支援します。

4202 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（協議の場の設置）

【再掲：3207、4319、5114】 (障害福祉課)

精神障害を有する方の日常生活圏域である市町村において、地域生活に関する相談支援が行われる必要があることから、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を県内全市町村に設置するとともに、個別支援における協働等を通じて、医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター等との重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4203 障害者支援施設における地域生活支援機能の充実強化 (障害サービス課)

障害者支援施設においては、医療的ケアや強度行動障害など、専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能を充実・強化します。

とりわけ、県立施設は、地域生活が困難となった障害者を一時的に受け入れ、再び地域に帰れるようにする「通過型施設」としての役割を担っていきます。

4204 中核的な役割を担う拠点の整備 (障害サービス課)

県立障害者支援施設は、通過型施設として、地域住民や民間事業所等と連携しながら、障害者の生活の幅を広げ、率先して地域生活移行を進めるとともに、福祉科学研究・人材育成を通じて、当事者目線の支援の普及に取り組みます。

4205 障害者自立支援協議会の設置の促進及び活動の推進 (障害福祉課)

障害者自立支援協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、当事者参画を促進するとともに、関係機関の連携を緊密化し、地域の実情に応じた相談支援体制を整備します。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (2) 地域における支援体制の整備

4206 地域間の障害福祉サービスにおける格差の均衡 (障害サービス課)

障害福祉サービス等の事業者指定にあたっては、市町村意見の聴取等の仕組みを導入し、地域のニーズ等に応じたサービス事業所の指定を促進します。

4207 意思決定支援の推進と啓発 【再掲：1301】 (共生推進本部室)

障害者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」の普及を図るとともに、これらを活用した研修プログラム、事例共有等を通して、障害福祉サービス従事者等の意思決定支援を実践するために必要な基礎的な知識や技術の向上のための取組みを推進します。

あわせて、ご家族や施設職員など障害者を支える方々のさらなる理解を深めるため、意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動を行います。

<数値目標>

【厚生労働章の基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	地域生活支援拠点等のコーディネーター、担当者の配置等の各種体制の構築した市町村数	○市町村	○市町村
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	○回	○回
	強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備をしている市町村数	○市町村	○市町村

【厚生労働章の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	見込量 (2026年)
	各市町村における地域生活支援拠点等の整備状況	○市町村	○市町村
	地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	○人	○人

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (2) 地域における支援体制の整備

【指定障害者支援施設の必要入所定員総数（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	見込量 (2026年)
	指定障害者支援施設の必要定員総数	〇人	〇人

【指定障害児支援施設等の必要入所定員総数（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	見込量 (2026年)
	指定障害児入所施設等の必要定員総数	〇人	〇人
	上記のうち福祉型	〇人	〇人
	上記のうち医療型及び指定発達支援医療機関	〇人	〇人

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 保健・医療施策の推進

<現状と課題>

私たちが地域で安心して暮らすには、たとえ病気を負ったとしても、誰もが身近に医療を受けることができる体制を整えることがとても重要です。

県では、障害児者が身近な地域で適切に医療を受けることが出来るよう、保健や医療、福祉などの関係機関と連携し、次のように様々な施策を推進しています。

ここでは、主に①健康増進、②口腔ケア（歯科診療）、③小児期医療、④周産期医療、⑤精神障害、⑥難病、⑦感染症対策の7つに分けて、現状と課題を整理しています。

【健康増進課③：健康増進に向けた計画の策定（作業中）】

「かながわ健康プラン21」は、健康増進法第8条第1項に規定される都道府県健康増進計画で、現在、第2次計画（平成25年から令和5年度）を推進しています。

令和5年3月に公表した最終評価では、目標「平均寿命の延伸の増加分を上回る健康寿命の延伸をはかる」と「県内の各地域の健康格差の縮小をはかる」は、いずれも目標に達していないため、それぞれの背景要因を踏まえ、効果的な取組みを検討していきます。

また、生活習慣に関する指標や、生活習慣病に関連する指標に改善が認められない項目が多いため、将来、各疾病の指標が悪化することが懸念され、引き続き、多くの関係者が連携して取組みを充実させていくとともに、個々人の背景に応じた取組みや、自然に健康になれる環境づくり等も強化し、県民の生活習慣改善を促していきます。⁴⁸⁰²

【健康増進課①：口腔ケア（作業中）】

健康寿命の延伸に向けて未病の見える化等を通じ、疾病の早期発見や未病の改善を図る必要があります。

例えば「口から食べる」ことは、その人の生活の質を高めます。

県では、障害児者の健康維持・増進の取組みのひとつとして、市町村と連携して、「障害児等の食べ方の発達支援」や「口腔機能の発育を促す支援」を行うとともに、歯科医療従事者や関係者対象の相談事業等を行い、摂食機能の発達支援体制の推進を図ることで、

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

口腔管理を支援する体制を整備し、口腔ケアに関わる職種の人材育成や、地域における連携体制の構築を進め、口腔管理支援体制の充実に取り組んでいます。

また、障害者や要介護者の口腔機能の維持・向上のためには、定期的な歯科検診を受けられるような歯科診療の体制整備といった取組みや要介護者のオーラルフレイル対策が重要です。⁴⁶⁰⁵

なお、障害児者への歯科診療の体制整備には、診療に従事する人材の育成や高度な診療を行う地域の中核的な歯科診療所（二次診療機関）の確保が必要であり、県では県歯科医師会と連携し、歯科医師を対象とした障害の理解を深め、より高度で専門性の高い歯科医師の養成を目的とした研修を実施しています。

あわせて、圏域単位での二次診療機関の運営支援を行っています。

【健康増進課②：小児期支援（作業中）】

乳幼児期は身体発育、精神発達の面で大きく変化する時期であり、言語発達、運動機能、視聴覚等の障害、疾病を早期に発見し、早期療養、早期療育を図る必要があります。

生後、間もなくに実施する先天性代謝異常等検査及び新生児聴覚検査、3歳児健康診査の際に実施する屈折検査機器を用いた視覚検査により、障害の早期発見し、早期治療、早期療育へと結びつけることがねらいです。

先天性代謝異常等検査は、検査費用の全額公費負担で実施しており、県内で生まれたほとんどの新生児が検査を受検していますが、新生児聴覚検査は、市町村の公費負担が、全市町村で実施されておらず、また、公費負担を受けられても受診者の自己負担が生じており、受検率が全国平均を下回っているといった課題があります。

また、視覚検査は、家庭での一次検査で弱視の疑いがあった児のみに対して、屈折検査機器を用いた二次検査を実施している市町村が多く、弱視の見逃しが発生している可能性があり、全ての幼児への屈折検査機器を用いた検査の実施を推進していく必要があります。

医学の進歩により医療的ケア児や小児慢性特定疾病児等の長期療養児が増加しており、長期療養児やその家族は心身の負担が大きいため、関係機関と連携した継続的な支援が重要である。^{4801・4703}

【県立病院課（作業中）】

利用者サービスの更なる向上を図るため、看護師をはじめとし、良質な人材の確保・定着を図るとともに、利用者の視点に立った施設運営に努める。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 中柱 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 小柱 (3) 保健・医療施策の推進

【医療課①：周産期救急医療（作業中）】

県では「神奈川県周産期救急医療システム」を運用することで、ハイリスク妊婦から新生児まで、24時間対応できる体制を確保しています。県の出生数は減少傾向にあり、分娩取扱施設数も減少している一方で、今後もハイリスク分娩や医療的ケア児は一定数あることが見込まれます。

そのため、今後も安心して子どもを産み、育てる環境づくりを推進するため、どのように周産期救急医療を安定的に運用させていくかが課題として挙げられます。⁴⁸⁰¹

【医療課②：体制整備（作業中）】

県民の地域生活を支えるには、地域包括ケアシステムの推進が必要であり、在宅医療を中心にその地域における医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療関係者の連携強化を図る必要があります。

さらに、介護予防や地域づくりにも結び付くよう関係機関との連携も強化し、“住み慣れた地域で誰もが尊重され、その人らしい生活が実現できるよう地域で支える”体制整備が求められています。⁴⁸⁰³

【障害福祉課①・がん疾：精神障害（作業中）】

精神疾患は、近年その患者数が急増しており、令和2年患者調査によると、全国の総患者数は623万9千人で、平成29年の前回調査時の426万1千人から大きく増加しています。本県の総患者数は、令和2年患者調査によると45万9千人で、平成29年の36万5千人から増加しています。

県内の患者数の増加傾向を踏まえ、保健、医療、福祉、雇用、教育など多方面から、こころの健康の維持増進や、精神保健福祉の相談体制を強化し、必要に応じて医療や関係機関等へのつながるように連携していく必要があります。

地域でサポートするため、精神疾患やメンタルヘルス等の知識について、普及啓発を実施し、精神疾患の予防、重症化予防、再発予防を図ることが重要です。⁴⁵⁰⁸

また、相談体制の整備に当たっては、県民にとって身近な市町村で精神保健福祉相談を受けられ、複雑困難な事例には県が実施している専門相談や訪問支援も活用するなどの、重層的な支援体制を構築する必要があります。⁴⁵⁰⁴

精神疾患の中には、専門的な治療を要する疾患があり、治療を必要とする精神障害者が、どの医療機関に受診すればよいのか明確にし、治療を担える医療機関から精神疾患の普及啓発や、他の医療機関との連携体制の構築を進めていく必要があります。⁴⁵⁰²

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

県内の精神病床における入院期間1年以上の患者数は、令和4年6月末時点で6,593人となり、前年同時期から115名減少していますが、このうち65歳以上の割合は増加しており、半数超の3,710人が65歳以上となっていることから、入院患者の地域移行を一層推進するとともに、入院している患者の人権に配慮した治療が行われるような医療体制を確保する必要があります。⁴⁵⁰⁹

【障害福祉課②:にも包括(作業中)】

本県では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発や教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進してきました。このシステムは、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等や地域住民の地域生活を支えるものです。

また、入院患者の中には、症状が落ち着いても、地域で暮らすための受け皿となる社会資源の不足や、地域生活に必要な条件が整わないことなどから退院することが難しい人がおり、県では、こうした方が地域生活に移行できるように、引き続き精神障害に対応した障害福祉サービス等の従事者の養成や、障害福祉サービス等の実施主体である市町村と連携し、精神障害者を対象としたグループホームの充実等に取り組んできました。

精神障害者が、ライフステージに応じて自ら生活の場を選択し、地域でその人らしく暮らせる社会の実現には、精神症状が悪化した際の急性期医療を含む精神科医療の提供体制の整備等とともに、地域生活を支援するためのしくみが必要です。^{4503, 4507}

また、入院中の精神障害者の地域生活への移行をさらに進めるためには、市町村を含めた、保健・医療・福祉の連携支援体制の強化を図り、よりきめ細かい支援の提供に向けて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を促進していく必要があります。⁴⁵⁰⁷

入院期間1年以上の患者のうち、65歳以上の割合が増加していることから、地域移行や地域生活を考える上では、障害分野と介護分野の連携が重要です。⁴⁵⁰⁷

【障害福祉課③:自立支援医療(作業中)】

自立支援医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、医療費の自己負担を軽減する制度になります。

増加傾向のある自立支援医療費に対し適切に本人負担を軽減し、障害者の自立と社会参加を促進します。⁴⁶⁰¹

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ 中柱 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ 小柱 (3) 保健・医療施策の推進

【障害福祉課④：重度障害者等への医療費助成】

重度障害者医療給付事業費補助については、重度障害者の健康の保持及び増進を図るため、医療費の自己負担分を補助している市町村に補助を行っています。

この補助の対象者は、身体障害者1・2級、IQ35以下、身体障害者3級でかつIQ50以下、精神障害者1級の重度障害者（精神障害は通院のみ）としています。一方、一部の県内市町村では、精神障害者2級の方を対象者に加えるなど県の対象者よりも独自に対象者を広げて補助をしている市町村が見られます。

こうした現状を踏まえ、本県では、地域間のサービス水準の格差是正に向け、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しています。

【がん・疾病対策課：難病（作業中）】

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、原因究明や治療方法の解明等を目的として、厚生労働省が定めた338疾患を対象に、医療費の給付を行っており、県内の受給者は令和5年3月末現在、6万人を超えています。

難病は、長期の療養を必要としますが、疾病の適切な管理を継続すれば日常生活や学業・職業生活が可能であるものもあり、患者の状況や必要な支援の状況が多様です。

県では、医療費の給付のほか、在宅の難病患者の受入れ病床を確保し、在宅で療養する患者を介護する家族の負担軽減を図るレスパイト事業や、在宅難病患者及び家族の支援体制の構築と患者の生活の質の向上を図るため、地域における訪問相談事業や医療相談事業等を実施しています。また、患者を多方面から支援するため、各地域に「難病対策地域協議会」を設置することにより、医療、福祉、教育、労働等の各機関との情報共有や、連携を図っています。

難病の多様性、希少性のため、患者はもとより医療従事者であっても、どの医療機関を受診（紹介）すれば早期に正しい判断をつけられるかがわかりづらく、医療機関の全国的な連携、医療提供体制の整備が必要です。

患者の状況が多様で、必要とする支援も多様であるため、関係各機関との連携強化、相談支援体制の充実が必要です。

大柱 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

<取組みの方向性>

4301 障害・疾病の早期発見と早期療育

(いのち・未来戦略本部室、医療危機対策本部室、医療課、健康増進課)

周産期医療・小児医療体制を充実させることにより乳幼児に対する健康診査、保健指導を適切に実施するとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るとともに、療育に知見と経験を有する医療専門職を育成します。

4302 未病の改善

(いのち・未来戦略本部室、健康増進課)

生活習慣病とその合併症の発症や症状の進展等を抑えるため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導等に取り組むことにより、県民の健康の増進と、未病の改善を図ります。

また、未病指標及び未病ブランド等の地域展開により、未病の見える化（現在の未病の状態や将来の疾病リスクの見える化）を進めるとともに、地域の健康課題の解決に寄与する産学公連携プロジェクト（教育・研究機関、民間企業、行政の連携）を推進します。

さらに、介護予防プログラムなどの最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。

4303 在宅医療の充実

(医療課)

専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実と関係機関の連携を促進します。

4304 保健サービスの充実と合併症に対する医療の確保 (医療危機対策本部室)

障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。

また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の防止と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療を確保します。

4305 リハビリテーション医療の充実

(県立病院課、医療課)

神奈川県総合リハビリテーションセンターは、県内のリハビリテーション医療の拠点施設として、医療と福祉との連携のもと早期の社会復帰を目指したリハビリテーション医療の充

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

実を図ります。

4306 歯科保健支援体制の充実 (障害福祉課、健康増進課)

歯科疾患の早期発見・早期治療のための口腔管理や歯科検診を受ける機会の提供の必要性について、障害児者及びその家族へ普及啓発するとともに、保健・医療・福祉関係者の人材育成、連携強化、歯科診療施設の設備等の充実を図り、障害児者への歯科診療、オーラルフレイル対策、歯科保健支援体制の充実を促進します。

4307 精神保健医療体制の整備 (がん・疾病対策課)

多種多様な精神疾患に対応するため、県内の患者の動向、医療資源・連携等の現状把握に努め、県民に分かりやすい精神疾患の医療体制を整備します。

医療体制の整備にあたっては、精神疾患と身体疾患を併発している身体合併症の医療体制の整備や、専門的治療を要する精神疾患治療の拠点となる医療機関の整備を進めます。

4308 精神科救急システムの整備 (がん・疾病対策課)

様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを整備し、適切な精神医療提供体制や相談機能の向上を図ります。

4309 訪問指導の実施 (がん・疾病対策課)

県民が精神的健康を保持できるよう、精神障害者等を対象とした専門医による相談及び訪問指導、福祉職、保健師による随時の訪問指導を関係機関と連携しながら実施します。

4310 健康づくり対策の推進 (がん・疾病対策課)

学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化や職場におけるメンタルヘルス対策の推進、地域におけるこころの健康づくり体制の整備等により、県民のこころの健康づくり対策を推進します。

また、うつ病等の精神疾患の予防及び早期発見・早期治療につなぐ体制整備を図り、適切に支援します。

4311 適正な精神医療の確保 (がん・疾病対策課)

精神医療における人権の確保を図るため、国の「精神医療審査会運営マニュアル」に

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

に基づき、精神医療審査会の運営を行い、入院届等の届出書類や、入院患者等から請求のあった退院請求及び処遇改善請求を適正かつ迅速に審査します。また、県及び政令市では、精神科医療機関に赴き、診療録の検査や病棟内の巡視を通じて、適正な医療が提供されているかを確認する精神科病院実地指導・実地審査を実施します。

4312 相談、医療、在宅療養支援 (がん・疾病対策課)

難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入れ病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

4313 難病患者への支援体制の構築 【再掲：3106】 (がん・疾病対策課)

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、かながわ難病相談支援センターを中心とした、様々な関係機関と連携し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進を図ります。

4314 小児慢性特定疾病児童等の自立支援、および相談支援体制等の充実

(健康増進課、子ども家庭課)

幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要な児童やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

あわせて、地域の実情に応じた相談支援を充実させるなど、将来に向けた社会生活への自立に向け、関係機関との連携や環境調整促進を図ります。

4315 医療費（自立支援医療費）の支給 (子ども家庭課、障害福祉課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費を支給します。

4316 医療費（重度障害者医療費）の補助 (障害福祉課)

重度障害者等の福祉の増進を図るため、重度障害者等の医療費の自己負担分を助成する市町村に対し、補助します。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

4317 医療費（難病等の医療費）の助成 (がん・疾病対策課)

難病患者等の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証所持患者に対し保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4318 医療費（小児慢性特定疾病医療費）の助成 (子ども家庭課)

児童福祉法等の一部を改正する法律に基づく小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、その疾病に罹患している患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療受給者証を所持する保護者等に対し、保険適用の医療費の自己負担額の一部を助成します。

4319 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（医療等との連携）

(障害福祉課)

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指し、推進します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	精神病床における入院需要（患者数）	11,670 人 (2022 年)	11,051 人 (2029 年)
	訪問診療を実施している診療所・病院数	1,467 か所 (2020 年)	前年度比増
	訪問歯科診療を実施している診療所・病院数	1,416 か所 (2020 年)	前年度比増
	障害児者入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.5% (2020 年)	前年度比増
	難病医療協力病院の設置数	26 か所 (2022 年)	31 か所 (2029 年)
	脳血管疾患の年齢調整死亡率（人口 10 万人対）	〇% (2022 年)	前年度比増

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

【厚生労働章の基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	327.3日	331.5日
	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	3,710人	3,362人
	精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	2,883人	2,735人
	精神病床への入院後、早期に退院する人の割合 (入院後3か月時点の退院率)	60.1%	68.9%
	〃(6か月時点の退院率)	80.2%	84.5%
	〃(1年時点の退院率)	89.4%	91.0%

【厚生労働章の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数	〇市町村	〇市町村
	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数	〇回	〇回
	協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	〇人	〇人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	〇回	〇回
	精神障害者の地域移行支援の年間の実利用者数	〇人	〇人
	精神障害者の地域定着支援の年間の実利用者数	〇人	〇人
	精神障害者の共同生活援助の年間の実利用者数	〇人	〇人
	精神障害者の自立生活援助の年間の実利用者数	〇人	〇人
	精神障害者の自立訓練の年間の実利用者数	〇人	〇人
	精神障害者の生活訓練の年間の実利用者数	〇人	〇人
	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数	〇人	〇人

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (3) 保健・医療施策の推進

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	目標値
	県酒害相談員研修 回数	1回
	県酒害相談員地区別一般研修会 回数	20回
	障害者歯科診療における一次・二次医療担当者研修参加者数	350人

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (4) 障害のある子どもへの支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

<現状と課題>

【障害福祉課①:聴覚障害児支援(作業中)】

聴覚障害児の支援について、保健・医療においては新生児聴覚検査体制の整備、教育においては特別支援学校の乳幼児相談や幼稚部による療育、福祉においては県聴覚障害者支援センターでの相談支援等や各療育機関による療育等をそれぞれの関係機関が実施しているのが現状です。その一方で、難聴は早期に発見し、速やかに療育や教育につなげることが重要とされています。

平成4年2月に厚生労働省から「難聴児の早期発見・早期療育のための基本方針」が発出され、県では、障がい福祉計画において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を令和5年度末までに確保することとされています。

そこで、県では、令和4年12月からのモデル事業を開始し、県聴覚障害者福祉センターに中核機能を設置しています。そこでは、家族支援として、療育や日常生活に関する相談支援、聴覚障害児や家族同士が交流する場として家族教室等の取組みを行っています。

こうした取組により、これまで以上に、新生児聴覚検査等で見つけられない聴覚障害児の把握、関係機関と連携した速やかな対応が求められています。

【障害福祉課②:発達(療育)支援(作業中)】

障害児の発達を促し、社会で自立して生活できるように支援する療育支援の中で、医学的な知見を有する専門性の高い支援は、これまで県立総合療育相談センターを中心に実施してきましたが、身近な地域で支援を受けたいという家族等からの要望に対応するとともに、居住する地域にかかわらず、等しく適切な療育支援を受けられる体制づくりが課題となっています。

また、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア児及びその家族に対しては、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、切れ目のない支援を行うことが地方公共団体の責務として規定されており、医療的ケア児やその家族等からの相談に応じる医療的ケア児支援センターの運営を始め、医療、保健、福祉、教育、労働等の多分野にわたる総合

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (4) 障害のある子どもへの支援の充実

的な支援を行う必要があります。

【医療課(作業中)】

医療的ケア児の抱える課題は、保健・医療・福祉・保育・教育など多分野にわたっており、医療的ケア児が地域において包括的な支援を受けられるようにするためには、それぞれの関係機関と医療的ケア児(ご家族を含む)をつなぐ者の存在が必要です。⁽⁴⁹⁰⁵⁾

【子ども家庭課①:重症心身障害児の在宅生活支援(作業中)】

県では、重症心身障害児やその家族が社会で孤立することがないように、児童相談所の専門性や支援メニューを活用し、関係機関と連携を図った相談支援を実施していますが、障害児やその家族を支えるための児童相談所の専門性や支援メニューにおいて、重要な役割を担う心理判定員の雇用が思うように進んでいない現状があります。⁴⁹⁰⁶

なお、県立の障害児入所施設では、コロナ禍により短期入所の受入が一時期中断していましたが、昨年度の後半より新規登録者の見学を再開しています。

【子ども家庭課②:入所児童への支援(作業中)】

県立子ども自立生活支援センターにおいて、乳幼児期、学齢期等子どもの発達に合わせた心理・医療等の専門的ケアを行っています。

今後も発達段階に合わせた、適切な心理・医療等の専門的ケアを行う必要がある。⁴⁹⁰⁸

【子ども家庭課③:障害児等への給付(作業中)】

法律に基づき、心身に重度又は中度の障害のある、20歳未満の児童の父又は母がその障害児を監護するとき、あるいは障害児と同居して監護し、その生計を維持する養育者に、特別扶養手当を支給しています。⁴⁹¹³

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (4) 障害のある子どもへの支援の充実

<取組みの方向性>

4401 児童発達支援等の提供 (障害サービス課)

障害児の発達段階等に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問指導等、児童の状況に応じた適切な支援を行う体制を構築します。あわせて、居宅介護や短期入所など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けることが出来る体制の充実を図ります。

4402 子ども施策との連携 (障害福祉課)

児童福祉法に基づき、障害児に対して、日常生活に必要な基本的な生活習慣や他の子どもたちとの関わり方等を教える児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を進めます。

4403 障害児入所施設における過齢児のサービス移行 (障害サービス課)

障害児入所施設に18歳を超えて入所している障害児が必要な障害福祉サービスへの移行が円滑に進められるよう取り組みます。

4404 医療的ケア児への支援 (次世代育成課、障害福祉課、医療課)

医療的ケア児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図ります。

4405 重症心身障害児の在宅生活支援 (子ども家庭課、障害福祉課)

重症心身障害児者とその介護を担う家族が、地域で安心して生活できるよう、県所管域の中核的な小児医療機関等に協力を求め、短期入院により、対象児者の一時的な生活の場を確保します。

4406 地域における療育支援体制の構築 (障害福祉課)

障害児とその家族の地域生活を支えるため、総合療育相談センターにおいてリハビリテーション医療・整形外科医療・小児神経科医療・児童精神科医療や、理学療法・作業療法・言語聴覚療法による機能訓練、療育や発達障害等についての相談に取り組むとともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、切れ目なく支援します。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (4) 障害のある子どもへの支援の充実

4407 入所児童への支援 (子ども家庭課)

県立子ども自立生活支援センター(きらり)において、乳幼児期、学齢期等子どもの発達に合わせた心理・医療等の専門的ケアを行います。

4408 障害児保育等を担当する人材の確保・育成 (次世代育成課)

保育所における障害児の受入れを促進するために、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修を実施します。

4409 障害児受入れに向けた人材の確保・施設整備 (次世代育成課)

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを促進するために、障害児の受入れに必要な専門知識等を有する支援員等の確保や施設・設備の整備、修繕等の支援に取り組みます。

4410 教育機関等との情報共有 (障害福祉課)

障害児が成長過程に応じた切れ目のない支援が受けられるよう、発達障害サポートネットワーク推進協議会等の協議の場を活用し、教育機関との情報共有のあり方等について検討を進めながら障害児の支援体制の充実を図ります。

4411 障害児等への給付 (障害福祉課、次世代育成課、子ども家庭課)

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付や、障害児やその家族を含め、支援を必要とする子育て家庭を対象として、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。

4412 難聴児支援のための体制確保・仕組みづくり

(障害福祉課、健康増進課、特別支援教育課)

聴覚障害児の早期発見、早期療育を総合的に推進するため、新生児聴覚検査に係る協議会を設置し、検査実施のための手引き等の作成を行います。

また、県立の特別支援学校においては、幼稚園、小・中学校、高等学校等の通常の学級における指導・支援を含めた、学校全体の支援体制の整備を進めるとともに、指導や支援方法の工夫・改善に資するため、中核的機能による支援の充実を図ります。

あわせて、聴覚障害児支援の中核的機能を設置し、切れ目のない支援体制と関係機関の顔の見える関係を構築するとともに、聴覚障害児とその家族への交流の場を提供してい

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (4) 障害のある子どもへの支援の充実

きます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2029年)
	医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村	未実施	16市町村
	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の開催	毎年2回実施	
	児童発達支援を行う事業所数	773事業所	〇〇〇事業所
	放課後等デイサービスを行う事業所数	1,175事業所	〇〇〇事業所
	保育所等訪問支援を行う事業所数	117事業所	〇〇〇事業所
	保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する研修の修了者数	毎年1,242人	

【厚生労働章の基本指針に基づく成果目標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	【再掲】児童発達支援センターを設置する市町村の数	〇市町村	〇市町村
	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築する市町村の数	〇市町村	〇市町村
	難聴児支援に関する関係機関への巡回支援の件数	〇件	〇件
	新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築した市町村の数	〇市町村	〇市町村
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村の数	〇市町村	〇市町村
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村の数	〇市町村	〇市町村

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (4) 障害のある子どもへの支援の充実

医療的ケア児支援のための関係機関の連携のための協議の場を設置している市町村の数	○市町村	○市町村
医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数	○市町村	○市町村
市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	〇〇〇人	〇〇〇人

【厚生労働章の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
【再掲】神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数	○回	○回
【再掲】発達障害者支援センター相談件数	○件	○件
【再掲】発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	○件	○件
【再掲】発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修件数	○件	○件
【再掲】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	〇〇〇人	〇〇〇人
【再掲】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者)	〇〇〇人	〇〇〇人
【再掲】ペアレントメンターの人数	〇〇〇人	〇〇〇人
【再掲】ピアサポートの活動への参加人数	〇〇〇人	〇〇〇人

障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）】（1か月当たりの見込量）

指定障害福祉サービス名	現状値 (2022年)	見込量 (2024年)	見込量 (2025年)	見込量 (2026年)
指定障害児通所支援				
児童発達支援				
医療型児童発達支援				

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (4) 障害のある子どもへの支援の充実

放課後等デイサービス				
居宅訪問型児童発達支援				
保育所等訪問支援				
指定障害児入所支援				
福祉型障害児入所支援				
医療型障害児入所支援				
障害児支援利用援助				
継続障害児支援利用援助				

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	目標値
	【再掲】医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数	10人
	【再掲】発達障害支援センター職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数	180回
	【再掲】自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談機能を強化した回数	180回

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

<現状と課題>

【障害福祉課①: 自宅介護負担(作業中)】

医療的ケア児及び重症心身障害児者を自宅で介護する家族の負担は大きく、その負担の軽減が課題となっており、医療的ケア児及び重症心身障害児者を短期入所あるいは短期入院として一時的に受け入れる医療型短期入所事業や医療機関などの受け皿の確保が重要です。

さらに、外部の受け皿確保に加え、自宅に看護師等を派遣して、短時間、家族に代わって介護を担う在宅レスパイトの仕組みの整備も必要です。

また、在宅で生活する障害児者及びその家族にとって、経済的、精神的な負担もまた大きいことから、手当の支給等による経済的な支援も必要となります。

【障害福祉課②: 扶養共済(作業中)】

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、年齢に応じ一定の掛金を保護者が拠出し、保護者が死亡等の場合に心身障害者に年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。

【高齢福祉課(作業中)】

家族へのケアに負担がかかり、年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して社会全体で支援することが必要です。

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

<取組みの方向性>

4501 地域における切れ目ない家族支援の推進 (障害福祉課)

障害児とその家族の地域生活を支えるため、総合療育相談センターにおいてリハビリテーション医療・整形外科医療・小児神経科医療・児童精神科医療や、理学療法・作業療法・言語聴覚療法による機能訓練、療育や発達障害等についての相談等に取り組むとともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、切れ目なく支援します。

4502 ケアラーへの支援の充実 (高齢福祉課)

年齢層や抱える課題も多様なケアラー（介護者）の実態や課題を把握し、支援するため、関係機関の連携を進めます。

また、介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

4503 心身障害者扶養共済制度による年金支給 (障害福祉課)

障害者の経済的自立・生活の安定を支援するため、神奈川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に死亡や重度障害など万一のことが起きた際、扶養されていた障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

4504 在宅重度障害者等手当の支給 (障害福祉課)

障害による負担の軽減を図り、福祉を増進するため、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例に基づき、在宅の重度障害者等に対して手当を支給します。

4505 ペアレント・トレーニングの推進 (障害福祉課)

障害のある子どもを持つ保護者や身近な養育者等が、子どもへの適切な関わり方を新たに学び、親子のコミュニケーションをよりよくすることを目指す「ペアレント・トレーニング」を開催するとともに、家族支援が地域で根付くよう、地域の支援機関に対して支援者の育成や普及・啓発の取組みを推進します。

4506 制度案内の作成 (障害福祉課)

障害当事者やその家族等への支援の充実を図るため、県内の障害福祉サービス等を網羅的に掲載した冊子を作成します。

大柱 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	障害児等メディカルショートステイの利用件数	未実施 (2022年)	167件 (2029年)
	重症心身障害児者への1人当たりへの平均支援回数	年3回	

大柱 II. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (6) 支援者の負担軽減に向けた取組の推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(6) 支援者の負担軽減に向けた取組の推進

<現状と課題>

【産業振興課(作業中)】

県ではこれまで「さがみロボット産業特区」などの取組みを推進してきたが、県内には、病院、福祉施設、商業施設など、ロボットによって人手不足の解消等が期待できる施設がまだまだ数多くあるため、社会実装を拡大していくことが課題となっています。

【県立病院課(作業中)】

筋電義手をはじめとするリハビリロボットの認知度向上を図るため、窓口となる KRRC (かながわりハビリロボットクリニック) 体制・機能の充実・強化を図り、リハビリロボットの更なる開発支援・普及に努めます。

【高齢福祉課(作業中)】

介護・医療分野への介護ロボットの普及を図り、従事者の負担軽減、介護・医療サービスの質の向上等につなげるため、平成 24 年度から3つの施設を「公開事業所」と位置づけ、介護事業所や医療関係者に対し、介護ロボットを使用している介護・医療現場を公開し、視察・見学者の受入れを行うとともに、実用段階にある様々な介護ロボットの展示や、活用事例の発表などにより普及促進を図っています。かつ、平成 27 年度より介護ロボット導入支援事業、令和2年度より ICT 導入支援事業を実施しており、ICT 化等を抜本的に進めることで、介護事業所における業務改善等に努めています。

また、介護保険法の改正により、介護事業所における生産性向上の取組促進に向けた助言及び援助が都道府県の努力義務に位置付けられたことに伴い、県では令和6年度より介護ロボット導入、生産性向上や人材確保に関する相談を受け付けるワンストップの窓口を設置するなど、介護事業所の業務改善に係る相談に関係機関や関係部署と連携して取り組む体制構築を進めていきます。

大柱 Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

▶ **中柱** 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

▶ **小柱** (6) 支援者の負担軽減に向けた取組の推進

<取組みの方向性>

4601 ロボット技術やICT機器等の導入促進 【再掲：追5404】

(障害サービス課)

施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の負担軽減等を図ります。

4602 介護ロボットの普及促進

(高齢福祉課)

介護職員の負担軽減対策として期待される介護ロボットについて、介護事業者や医療関係者に対し、介護ロボットを使用している介護・医療現場を公開し、視察・見学者の受入れを行うとともに、実用段階にある様々な介護ロボットの展示や、活用事例の発表などにより普及促進を図ります。

4603 生活支援ロボット等の研究開発の促進と、介護現場への普及促進

(産業振興課)

生活支援ロボットの実用化を通じた、県民生活の安全・安心の確保のためロボット技術等の研究開発を促進するとともに、生活支援ロボットの導入の検討に必要なマッチング支援等を行うことにより、介護現場への普及を後押しします。

また、質の高いサービスの提供や安全、安心、支援の省力化などのニーズに応えるため、AI(人工知能)やICT、ロボット技術の活用を推進するとともに、障害者の生活や自立を支援する機器の開発を支援します。

4604 リハビリテーションロボットの普及促進

(県立病院課)

リハビリテーションロボットに関する専門的な相談窓口として神奈川リハビリテーション病院内に設置したKRRC(かながわりハビリロボットクリニック)において、筋電義手をはじめ、リハビリテーションロボット全般の相談や実証実験の調整などを行います。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	目標値
	ロボットやICT機器について補助事業を活用して導入した事業所等の数	ICT機器：15事業所 ロボット：2事業所 (年度毎の目標値)

Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、 いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり

障害者権利条約では、「障害」は、主に、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁によって作られているという捉え方をしています。

障害者が社会参加しやすい環境の整備を進めるためには、この社会的障壁を除去する取組みが必要とされています。

県では、あらゆる社会的障壁(バリア)を除去(フリー)する取組みを推進するとともに、誰もが住みやすい環境の整備とあわせて、障害の特性に応じた利便性の高い意思疎通支援や行政サービスの提供、防災・防犯対策についての施策を、当事者の目線で推進します。

加えて、ICT 及び新たな情報技術等の利活用を積極的に推進することで、障害者の社会参加の一層の推進を図ります。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

<現状と課題>

【障害福祉課①:住宅改修(作業中)】

障害者が地域で生活する上で、住まいの確保は大変重要です。特に重度障害者の場合、住宅のバリアフリー化や居室間を移動する際のリフトの設置など、住宅設備の改良が必要になる場合がありますが、こうした改良には高額な費用を要することも多く、その負担の軽減が課題となっています。

【障害福祉課②:精神障害者の居住確保(作業中)】

精神科病院への長期入院患者が、退院後に地域で安心して生活していくためには、居住確保や障害福祉サービスの利用とともに、地域住民の理解が重要です。

県では、これまで、精神障害に関する理解を促進するため、地域の不動産関係者や地域住民を対象とした研修を行う等、普及啓発を実施してきました。

引き続き、地域における精神障害や精神障害者に関する理解の促進を図るとともに、関係機関の支援力の向上を目的とした取組等を強化する必要があります。⁵¹¹⁶

【障害福祉課③:心のバリアフリー(作業中)】

障害者理解の促進を図り、地域生活における障害者への配慮を身近なものとするため、障害者への適切な対応が求められる様々な企業等の社員研修の場を活用しながら、障害者理解の普及啓発を行っています。

改正障害者差別解消法に規定された事業者による合理的配慮の提供の義務化等も踏まえ、引き続き企業等事業者へ障害の理解促進・普及啓発を進めることが必要です。⁵¹¹⁷

【障害福祉課④:ヘルプマーク(作業中)】

ヘルプマークの認知は年々広がっており、現在では約7割の県民が知るところとなっています。引き続き、ヘルプマークの更なる普及のため、チラシ・ポスターの配布等を実施するとともに、公共交通機関に対してチラシ、ポスターの掲示を依頼していきます。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

また、マークの素材について、より利用しやすい素材となるよう改良を進めます。⁵¹¹⁸

【都市公園課(作業中)】

これまで、県立都市公園では、子どもから高齢者、障害者の方が、安心して快適に利用できるよう、園路のバリアフリー化や高齢者障害者等用便房の整備などユニバーサルデザインによる施設整備を進めてきました。

誰もが支え合い、受け入れ合う共生社会の実現させるためには、これまでの取組に加え、障害当事者の目線に立ち、当事者や支援者が、公園に求めていることなどのご意見を把握し、これを計画に反映させる必要があります。

【交通規制課①:主要道路の信号機の整備等(作業中)】

バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者信号の状態を音声で知らせるなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、信号灯器のLED(発光ダイオード)化の推進を行います。

また、道路標識の高輝度化、誰もが分かりやすい道路標識等の整備を推進します。⁵¹⁰⁵

【交通規制課①:高度自動運転システムの開発等(作業中)】

県警察では、ITSの中核である交通管理の分野においてUTMSを推進しており、光ビーコンをキーインフラとして個々の車両との双方向通信等、高度な情報通信技術を活用し、運転者に対してリアルタイムの交通情報の提供、安全運転支援、公共車両の優先、人の移動、物流の効率化を図っています。

これにより、交通流を積極的に管理することで交通事故、交通渋滞、交通公害等の問題を解決し、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会の実現を目指しています。

現在の交通管理システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、ビッグデータや人工知能(AI)等の新たな技術に対応できておらず、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務です。

このような現状から、警察庁により、AI等の新たな技術を活用した交通管制システムについて、必要な実証実験等を推進し、新システムの確立・導入に向けた検討が進められています。⁵¹¹⁰

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

【いのち・未来戦略本部室(作業中)】

既存の介護タクシーの配車手配は、アナログ(電話)であり医療機関、介護タクシー事業者、利用者の大きな負担となっている。

【住宅計画課(作業中)】

障害者が安心して暮らすためには、住宅の確保が必要不可欠です。そのためには賃貸住宅の家主から、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る必要があります。

【公共住宅課(作業中)】

1980(昭和 55)年度以前に建設した県営住宅の大部分が、エレベーターの設置されていない階段室型の住棟です。これらの住棟では、階段室ごとに後付けでエレベーターを設置しても、その出入り口が階段の踊り場になることから、完全なバリアフリー化を達成できず、障害者世帯等のために、今後は建替えによるバリアフリー化が不可欠です。

また、県営住宅では、障害者世帯を対象に、抽選の当選率の優遇や家賃の減免等を行っており、今後も引き続き入居支援の取組を進めてまいります。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

- ▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ **小柱** (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

＜取組みの方向性＞

【まちづくり】

5101 バリアフリーまちづくりに向けた普及啓発等 (地域福祉課)

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく実効性のある取組みを推進するため、神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民から意見を伺い、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働に取り組みます。

また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発等を行います。

5102 公共施設のバリアフリー化の促進 (地域福祉課)

学校、福祉施設、商業施設、運動施設など不特定多数の方が利用する公共的施設について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、当該施設を設置し又は管理する者に対し、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年県条例第5号)で定める整備基準への適合を求めるなど、バリアフリー化を促進します。

5103 公園施設の整備 (都市公園課)

障害の程度や状況に関わらず、誰もが一緒になって遊べる遊具を備えたともに遊び、育ちあえる場となるインクルーシブな広場の整備を、公園の特性や老朽化した施設の更新の機会を捉え、障害当事者のご意見を伺いながら、丁寧に進めます。

【道路整備】

5104 歩道等の整備 (道路管理課、道路整備課)

公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を進め、安全で安心な歩行者空間を形成・確保します。

5105 主要道路の信号機の整備等 (交通規制課)

バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者信号の状態を音声で知らせるなどの支援を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を進めます。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

- ▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ **小柱** (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

5106 歩行者等の安全確保 (交通規制課)

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度 30 km/h の区域規制や道路管理者と連携し路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等(ゾーン 30 プラス)の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。

5107 公共交通機関のバリアフリー化 (交通企画課)

駅における段差解消や、ホームドアの導入の促進と併せて、接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」により、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

5108 高度自動運転システムの開発等 (交通規制課)

移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、高齢者、障害者等の安全快適な移動に資するTSPS(信号情報活用運転支援システム)、DS-SS(安全運転支援システム)等のITS(高度道路交通システム)のサービス展開を実施する。

【住居確保】

5109 障害者の入居促進支援 (公共住宅課)

県営住宅を建て替える際にはバリアフリー対応を原則とし、一定数の身体障害者向け住宅の整備を進めます。また、優先入居や単身入居に配慮します。

5110 住宅確保要配慮者の居住確保 (住宅計画課)

賃貸住宅の家主等から、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

5111 住宅確保に係る障害理解の普及・啓発 (住宅計画課)

民間賃貸住宅に係る団体と連携し、障害特性等を貸主等に周知することにより、貸主や不動産店及び借主の不安が解消され、障害者の入居について、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ **小柱** (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

5112 グループホームの整備 【再掲：3202、4107】 (障害サービス課)

グループホーム等の運営費補助等の支援などを通じ、市町村と協力して、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図ります。多様なニーズを持つ障害者の地域生活移行を支援するとともに、特に、課題である重度の障害者の受入れが可能なグループホームの整備支援に取り組みます。

あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障害特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。

5113 住宅改修等への助成 (障害福祉課)

在宅の重度障害者の生活環境整備を促進するため、障害の状態にあわせて既存の住宅を改装する経費等を助成する市町村に対して、助成を行います。

5114 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（住まいの確保）

【再掲：3208、4202、4319】 (障害福祉課、障害サービス課)

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を、精神障害を有する方等の日常生活圏域である県内全市町村に設置し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

また、保健福祉事務所及び同センターは、市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、その一環として、精神障害者の住宅確保支援に関する研修の開催など、居住支援の関係者とも連携を図りながら、精神障害者の住まいの確保に努めます。

【理解促進】

5115 ヘルプマークの普及 【再掲：7205】 (障害福祉課)

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られた「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組みます。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ **小柱** (1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

5116 精神障害者の社会参加促進 (障害福祉課)

精神障害者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図るとともに、公共施設等を利用しやすくなるための情報提供等の充実を図り、社会参加しやすい環境整備を進めます。

5117 身体障害者の社会参加促進(介護タクシーの利便性の向上)

(いのち・未来戦略本部室)

誰もが希望する時に介護タクシーをスムーズに利用することができる環境を整えるため、電話によって行われている既存の配車方法をデジタル化するなど、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	【再掲】援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年)	80% (2029年)
	視覚障害者用付加装置等の整備数	10個 (年度毎の目標値)	

【県の地域生活支援事業の見込量(障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	目標値
	【再掲】心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409人 (2022年)	000人 (2029年)

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (2) 意思疎通支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 意思疎通支援の充実

<現状と課題>

【障害福祉課①:聴覚障害者支援(作業中)】

県では、障害者が来庁する県の窓口等に筆談マーク掲示し、コミュニケーション支援に取り組んでいます。今後も引き続き、来庁された障害者が職員と速やかに意思疎通ができるよう、コミュニケーション支援に取り組んでいく必要があります。

電話リレーサービスについては、電話リレーサービスを多くの聴覚障害者に利用していただくため、聴覚障害者福祉センターや県のホームページで紹介するなど、周知に努めてきました。しかし、電話リレーサービスの利用登録をしていない聴覚障害者も多いのが現状です。そのため、今後、電話リレーサービスが広く社会に普及し、聴覚障害者が安心して地域で生活できるよう、取り組んでいく必要があります。

聴覚障害者への支援のために、聴覚障害者福祉センターでは、2つの方法により情報提供をしています。1つめは、自主企画作品や講演収録などの制作を行うとともに、ライブラリー用にDVDを制作し、聴覚障害者や手話学習者等に貸出しを行っています。2つめは、同センターのホームページでストリーミングの動画配信を行い、聴覚障害者へ手話での情報提供、聴覚障害の普及啓発情報等を制作し、配信しています。今後も、引き続き、聴覚障害者に充実した情報を提供していく必要があります。

本県では、盲ろう者支援センターを設置し、盲ろう者及びその家族、市町村等の支援者等を対象に相談窓口を設置し、当事者への適切な情報提供、家族や関係機関との調整等を行っています。今後も、引き続き、当事者等からの相談を受け、適切な情報提供等に取り組んでいく必要があります。

【障害福祉課②:失語障害者支援(作業中)】

県では失語症者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、失語症者の日常生活のニーズを理解し、コミュニケーション技術などの支援方法を身につけた失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣を行っています。

失語症者の人数を把握することが困難であるため、言語聴覚士会や当事者団体と連携

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (2) 意思疎通支援の充実

してニーズを把握し、意思疎通支援者の派遣を着実に実施する必要があります。⁵²⁰¹

【障害福祉課③:ICT(作業中)】

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の施行を受け、障害者のより一層の情報保障が図られる環境の整備が求められおり、ICT を活用することにより、障害者の社会参加を促進していくことが重要です。

県では、障害者の ICT の利用機会の拡大や活用能力の向上を支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした事業を行ってきました。インターネット上で「かながわ障害者 IT 支援ネットワーク」というホームページの運営を行い、障害者の生活に必要な ICT 機器やアプリに関する情報提供等を行うとともに、ICT の利活用に関する知識を有する者を配置し、電話や電子メール等での相談に対応できる窓口を設置し、障害者及び支援者からの ICT の利活用に関する相談にも応じています。

また、ライトセンターで行われる指導訓練事業により、視覚障害者の生活に必要な ICT 機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行っています。

障害者にとって、ICT 機器の利用有無により情報の取得量、そして取得する情報の内容に大きな差が出てくるため、必要な情報を必要なタイミングで取得できるよう、ICT に関する相談支援体制を充実させていくことが必要です。⁵²⁰⁵

【障害福祉課④:視覚障害者支援(作業中)】

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第 49 号)に関する取組として、点字図書館であるライトセンターでは、点訳・音訳・拡大写本等のアクセシブルな図書等の製作を始め、サピエ図書館との連携を含む各種情報提供や点訳・音訳・拡大写本等の製作に取り組むボランティアの活動支援などを行っています。

また、県立の図書館、平塚盲学校と連携し、書籍の相互利用を行い、利用しやすい書籍の充実や視覚障害者等が円滑に利用できる体制づくりを推進しています。

一方で、アクセシブルな図書の作成についてはボランティアの製作に頼っているため、ボランティアの高齢化とともに製作者の高齢化が進んでいます。

また、アクセシブルな図書の製作手順や基準の作成についてマニュアル等による共有を行っていく必要があります。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (2) 意思疎通支援の充実

【障害学習課(作業中)】

県立の図書館では、ライトセンター等と連携し、視覚障害者等が図書館を円滑に利用できる体制づくりに努めています。

各図書館等において、それぞれが管理する書籍等を相互利用する体制の整備等を行い、より一層の体制づくりを推進することが必要です。

【デジタル戦略本部室(作業中)】

情報アクセシビリティは、障害者差別解消法(平成 28 年 4 月 1 日施行)において、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められている。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があり、障害者基本法等も含め公的機関の対応がこれまで以上に求められている

県では平成 15 年に県独自基準として「情報バリアフリーガイドライン」を定め、情報バリアフリーの推進を図ってきたが、ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部:ウェブコンテンツ」の改正を契機に、独自のガイドラインを廃止し、JIS 規格に基づき目標とする達成基準の適合レベルを「神奈川県ウェブアクセシビリティ方針」として定め、これに従ってウェブページを作成することとしている。併せて、県ウェブサイトの JIS 規格への適合状況について定期的に検査を行い、試験結果を公開するとともに、現状の把握や問題点を洗い出し、継続的なウェブアクセシビリティの確保に取り組んでいる。

試験及び修正を重ねることで、問題のあるウェブページの数は一時的に減少しているものの、目標とする適合レベルを達成できないウェブページもあるため、引き続き改善に向けて取り組む必要がある。

素案_Ⅲ_5_(2)~(4)について、切り口は異なるが、デジタル室としての取組は共通するため、同じ内容記述しています。

【観光課(作業中)】

ユニバーサルツーリズム(すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行)促進のための環境整備を行う必要があります。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (2) 意思疎通支援の充実

<取組みの方向性>

【意思疎通支援等の推進】

5201 意思疎通支援を行う人材の養成等 (障害福祉課)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者、点訳、代筆、代読、音声訳を行う者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣、設置等による支援や、点訳、代筆、代読、音声訳等によるコミュニケーション支援の充実を図ります。

5202 手話の普及 【再掲：7204】 (地域福祉課、障害福祉課)

神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等を進めます。

【情報提供体制の整備】

5203 県における情報通信機器等の調達 (デジタル戦略本部室)

県の情報通信機器等の調達は、情報アクセシビリティの観点から、国際規格や日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

5204 障害者のICT活用機会の拡大 【再掲：5401】 (障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を提供するとともに、ICT利活用に係る相談に応じることにより、障害者のICTの利用及び活用の機会の拡大を図ります。

あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行います。

また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

- 大柱** Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ **小柱** (2) 意思疎通支援の充実

5205 電話リレーサービスの普及促進 (障害福祉課)

パソコンやスマートフォンなどを通じて、オペレーターが手話や文字で通訳を行うことにより、聴覚障害者と健聴者が、電話で双方向につながることができる「電話リレーサービス」が、コミュニケーション手段のひとつとして普及するよう、聴覚障害者を含めて、広く県民への周知等に取り組みます。

5206 緊急通報システム導入促進 (障害福祉課)

「Net119」などの携帯情報端末を活用した音声によらない緊急通報システムについて、聴覚障害者への周知に取り組みます。

5207 聴覚障害者福祉センターにおける情報提供の充実のための取組み

(障害福祉課)

ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、聴覚障害者に対して、字幕・手話付き映像ライブラリー等の制作・貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者福祉センターにおいて、情報提供の充実を図ります。

5208 ライトセンターにおける情報提供の充実の取組み (障害福祉課)

ライトセンターにおいて、点訳・音訳・拡大写本等を活用した利用しやすい図書等を製作するとともに、視覚障害等により目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を展示や音声データなどで提供するネットワーク「サピエ」を活用・連携することで、生活上の様々な情報の提供や、障害者の生活の質の向上に役立つ機器類に関する使い方の指導等を行い、障害者の日常生活を支援します。

また、点訳・音訳・拡大写本等の製作に取り組むボランティアの活動支援や電子データ作成に携わる人材育成を行います。

5209 盲ろう者支援センターにおける相談窓口の取組み (障害福祉課)

盲ろう者支援センターにおいて、直接コミュニケーションを行うことが難しい盲ろう者に対するサービス等の情報提供の充実を図ります。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (2) 意思疎通支援の充実

5210 障害福祉サービス提供事業者等に関する情報提供の充実 (障害サービス課)

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者が、サービスの選択ができるようサービス内容や提供事業者の情報提供の充実を図ります。

5211 観光施設等に関する情報提供 (観光課、障害福祉課)

誰もが観光を楽しめるよう、ホームページなどを通じて、観光施設等のバリアフリー対応状況を情報発信するなど、ユニバーサルツーリズムを促進します。

5212 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備

(障害福祉課、特別支援教育課、生涯学習課)

県立の図書館やライトセンター、平塚盲学校において、それぞれが管理する書籍等を必要に応じて相互利用する体制を整備するとともに、利用しやすい書籍の充実や視覚障害者等が円滑に利用できる体制づくりを推進します。

<コラム「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」>

令和元年6月28日に「視覚障害者等(視覚障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する」ことを目的として「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。

同法第8条では、地方公共団体は国の基本計画(「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画を策定する努力義務が定められています。

そこで、本計画を本県の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に位置づけ、全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。

具体的な取組については、整理番号 5205、5209、5213、8104、8403 にて設定しています。※番号要修正

- 大柱** Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ **小柱** (2) 意思疎通支援の充実

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2029年)
	手話講習会の累計実施事業所数	222回	502回
	電話リレーサービスの累計登録件数	1,030件	1,340件

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	見込値 (2025年)
	盲ろう者通訳・介助員の派遣件数	2,460件	2,530件
	点訳・朗読奉仕員の派遣件数	〇〇〇件	〇〇〇件
	手話通訳者の派遣件数	233件	290件
	要約筆記者の派遣件数	227件	290件
	失語症向け意思疎通支援者の派遣件数	118件	120件
	盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数	20人	30人
	点訳・朗読奉仕員の養成研修修了者数	〇〇〇人	〇〇〇人
	手話通訳者の養成研修修了者数	24人	38人
	要約筆記者の養成研修修了者数	38人	40人
	失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数	16人	20人
	(手話通訳設置事業の内容)		
	(聴覚障害児等手話言語獲得支援事業の内容)		

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (3) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上

<現状と課題>

【障害福祉課(作業中)】

県では、障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、行政機関等や事業者が適切に対応できるよう取り組んでいます。

特に行政機関等は、障害者差別解消法において、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。(法第5条)」、「その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。(法第7条第2項)」とされており、同法施行時から行政機関は法的義務を負い、その取り組みの徹底が求められています。

障害者差別解消法の施行から8年以上が経過したところですが、令和5年4月施行の神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例も踏まえ、引き続き県職員に対して同法の意義や趣旨を周知し、障害者を含むすべての人の利用しやすさに配慮した行政情報等の提供により、社会障壁を除去することが必要です。

【デジタル戦略本部室(作業中)】

情報アクセシビリティは、障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)において、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められている。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があり、障害者基本法等も含め公的機関の対応がこれまで以上に求められています。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (3) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上

県では平成15年に県独自基準として「情報バリアフリーガイドライン」を定め、情報バリアフリーの推進を図ってきたが、ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」の改正を契機に、独自のガイドラインを廃止し、JIS規格に基づき目標とする達成基準の適合レベルを「神奈川県ウェブアクセシビリティ方針」として定め、これに従ってウェブページを作成することとしています。

併せて、県ウェブサイトのJIS規格への適合状況について定期的に検査を行い、試験結果を公開するとともに、現状の把握や問題点を洗い出し、継続的なウェブアクセシビリティの確保に取り組んでいます。

試験及び修正を重ねることで、問題のあるウェブページの数は一時的に減少しているものの、目標とする適合レベルを達成できないウェブページもあるため、引き続き改善に向けて取り組む必要があります。

【選挙管理委員会(作業中)】

県選挙管理委員会では、国政選挙等において障害者に配慮した選挙公報を配布するとともに、市区町村選挙管理委員会に対して投票所のバリアフリー化の促進や代理投票制度の周知等を行っています。

選挙における投票は、社会参加の重要な手段の一つであるため、今後も引き続き障害特性に応じた選挙等の情報提供の充実に努めます。

【人事課(作業中)】

「ともに生きる社会かながわ憲章」に掲げる「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現」に向けて、障害及び障害者に関する県職員の理解を深めていくことが重要です。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (3) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上

<取組みの方向性>

【行政情報】

5301 県における合理的配慮の徹底 【再掲：7211】 (障害福祉課)

県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即し定めた職員対応要領に基づき、社会的障壁の除去の実施や、合理的な配慮徹底するなど、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に向けた環境の整備を着実に進めます。

5302 県窓口等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保

(地域福祉課、障害福祉課)

県の各所属の窓口において、手話や筆談などのコミュニケーション手段を確保するとともに、筆談可能であることを示す統一した筆談マークを掲示します。

5303 「県のたより」の点字版・録音版の発行 (知事室)

幅広く県政情報を発信するため、広報紙「県のたより」の点字版・録音版(テープ・デージー)を毎月発行し、視覚障害者への配慮に努めます。

5304 知事定例会見における手話通訳 (知事室)

知事定例会見の動画配信において、積極的に手話普及を推進すべきという観点から、手話通訳を行います。

5305 ウェブアクセシビリティの向上 (デジタル戦略本部室)

県の各所属において、障害者を含むすべての人が利用しやすい行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など **JIS規格に対応し**、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即して対応します。

あわせて、ウェブアクセシビリティ(ウェブの利便性)の向上等に向けた取組みを促進します。

5306 県公式ウェブサイトでの音声読上げ等 (知事室)

県が管理・運営するウェブサイトの提供ページにおいて、音声読上げ及び漢字の読み仮

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ **小柱** (3) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上

名ルビの表示ができる環境を提供し、多様な障害特性に配慮します。

5307 県広報テレビ番組における手話付き放送 (知事室)

県広報テレビ番組において、ろう者の方に県政や生活に役立つ情報等を提供するため、手話付きの放送を行います。

【司法手続き】

5308 意思疎通等における配慮 (刑事総務課)

被疑者あるいは被害者・参考人となった障害者が、意思疎通等を円滑に行うことができるよう、刑事事件における手続の運用において適切に配慮します。

5309 被疑者の特性に配慮した適正な取調べ (刑事総務課)

知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や、心理・福祉関係者の助言等の取組みを継続するとともに、さらなる検討を行います。

【選挙】

5310 政見放送における情報提供の充実 (選挙管理委員会)

政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。

5311 投票所のバリアフリー化等 (選挙管理委員会)

移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組みを県内市町村に促します。

また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入るということについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入るができる旨の周知を県内市町村とともに図ります。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ 小柱 (3) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上

5312 不在者投票の適切な実施

(選挙管理委員会)

指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会を確保します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	公的機関のウェブサイトの情報アクセシビリティに関するJIS規格への準拠率	97.9% (2022年)	100% (2029年)
	障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数(人)	1,375人 (2022年)	1000人 (2029年)

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ 小柱 (4) デジタル技術を活用した障害支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(4) デジタル技術を活用した障害支援の充実

<現状と課題>

【デジタル戦略本部室(作業中)】

情報アクセシビリティは、障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)において、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要があり、障害者基本法等も含め公的機関の対応がこれまで以上に求められています。

県では平成15年に県独自基準として「情報バリアフリーガイドライン」を定め、情報バリアフリーの推進を図ってきたが、ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」の改正を契機に、独自のガイドラインを廃止し、JIS規格に基づき目標とする達成基準の適合レベルを「神奈川県ウェブアクセシビリティ方針」として定め、これに従ってウェブページを作成することとしています。

併せて、県ウェブサイトのJIS規格への適合状況について定期的に検査を行い、試験結果を公開するとともに、現状の把握や問題点を洗い出し、継続的なウェブアクセシビリティの確保に取り組んでいます。

試験及び修正を重ねることで、問題のあるウェブページの数は一時的に減少しているものの、目標とする適合レベルを達成できないウェブページもあるため、引き続き改善に向けて取り組む必要があります。

【障害福祉課(作業中)】

ICTを適切に利活用できるかどうかは、障害者のみならず現代を生きる全ての人にとって、生活の質に大きく影響します。障害者にとっても、ICT機器の利用有無により情報の取得量、そして取得する情報の内容に大きな差が出てくるため、必要な情報を必要なタイミングで取得できるよう、ICTに関する相談支援体制を充実させていくことが必要です。⁵⁶⁰¹

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ 小柱 (4) デジタル技術を活用した障害支援の充実

また、障害者の ICT 活用が促進されることで、障害者の就労の幅も広がり、自己実現にもつながっていきます。

【共生推進本部（作業中）】

共生社会の実現に向けては、人と人がつながり合う社会への参画の機会が提供されていることが重要だが、障がいがあって外出が難しい人などにとっては、社会参加のハードルが難しい。

障害者への理解を深めるためには、障害者と接する機会があることが重要であるが、イベント等には、時間や場所の制限により参加しづらい場合がある。⁽⁵⁶⁰³⁾

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
 - ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
 - ▶ 小柱 (4) デジタル技術を活用した障害支援の充実

<取組みの方向性>

5401 障害者のICT活用機会の拡大 【再掲：5204】 (障害福祉課)

障害者ITサポートセンターの設置により、ICT機器の利活用を望む障害者やその支援者に対して、障害に対応したIT機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を提供するとともに、ICT利活用に係る相談に応じることにより、障害者のICTの利用及び活用の機会の拡大を図ります。

あわせて、IT機器等の情報をインターネット上に掲載することにより、開発者の支援を行います。また、視覚障害者に対しては、ライトセンターで行われている指導訓練事業により、端末機器の操作方法の支援や便利なアプリ等の情報提供等を行います。

5402 ICTを始めとする新たな技術の利活用 (デジタル戦略本部室)

県の各所属における行政情報の提供等に当たっては、情報アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を進めます。

5403 ともいきメタバース等を活用した繋がり創出 【再掲：9109】

(共生推進本部室)

障害者などの当事者、学識経験者、行政などによる「ともいきメタバース研究会」を立上げ、生きづらさを抱える人々の新たなコミュニケーションツールとしてのメタバースの活用等、社会参加の機会を拡充していくために検討・議論していきます。

また、障害者等がメタバース技術等を習得できる講習会の開催や、講習会で制作した作品やともいきアートを展示する美術館をメタバース上に開設します。

5404 ロボット技術やICT機器等の導入促進【再掲：4601】 (障害サービス課)

施設・事業所に対してロボットやICT機器等の導入に係る経費を補助し、介護職員の負担軽減等を図ります。

<数値目標>

	把握する状況	目標値
	かながわ障害者IT支援ネットワーク(関連SNSも含む)への投稿記事数	毎年度 50 本

- 大柱 III. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(5) 防災及び災害発生時の体制整備

<現状と課題>

【医療危機対策本部室(作業中)】

県では「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を策定し、市町村へ配布しています。本指針は市町村において、災害発生時に配慮が必要な障害者等を支援するための参考資料となっており、市町村における要配慮者支援マニュアルの作成に役立っています。

なお、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」は市町村における要配慮者支援に活用されていますが、一部の市町村においては、まだ要配慮者支援マニュアルを作成していないところもあるため、引き続き「災害時における要配慮者支援マニュアル策定指針」を周知し、市町村への要配慮者支援マニュアル作成支援等、市町村における要配慮者に向けた取り組みを支援します。

【危機管理防災課(作業中)】

障害者や福祉関係者等の参加及び防災部局と福祉部局が連携し、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

【知事室(作業中)】

県では・ホームページ閲覧支援サービス(音声読み上げ・ルビ振り)のほか、「県のたより」の点字版・録音版(テープ・デージー)の発行、手話付きで県広報テレビ番組の放送や知事定例記者会見の発信など、多様な障害の特性に応じて、幅広く情報発信を行っています。今後もこの取組みを継続し、普及させていく必要があると考えています。

【砂防課(作業中)】

自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所等において、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業や砂防事業により、土砂災害防止施設の整備に積極的に取り組んでいます。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

また、こうしたハード対策とともに、住民等に地域の危険度を理解していただくため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等に指定するなどのソフト対策を進めています。

さらに、土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設等に関する基本的な情報を関係部局と共有し、当該施設に係る土砂災害対策を推進することとしています。

土砂災害防止施設については、要配慮者利用施設のある箇所など、早期に対策を実施すべき箇所から重点的に整備する必要があります。

また、土砂災害警戒区域等について、地形や土地利用状況に変化が認められた箇所の調査等を実施し、指定の見直しに取り組み、土砂災害に対する警戒避難体制の整備・強化等を図る必要があります。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (5) 防災及び災害発生時の体制整備

<取組みの方向性>

5501 地域防災計画等の作成 (危機管理防災課)

障害者や福祉関係者等の参加及び防災部局と福祉部局が連携し、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

5502 土砂災害対策 (砂防課)

自力避難の困難な障害者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所等において、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業や砂防事業により、土砂災害防止施設の整備に積極的に取組みます。また、土砂災害に対する警戒避難体制の整備・強化等のため、土砂災害警戒区域等について、地形や土地利用状況に変化が認められた箇所の調査等を実施し、指定の見直しに取り組む等ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に進めます。

5503 障害特性に応じた避難場所の確保 (地域福祉課)

災害発生時に支援が必要な人の特性に応じた避難場所を確保するため、庁内関係室・課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営等に関する好事例の共有や課題解決に向けた協議を行うなど、市町村における福祉避難所の指定及び協定締結を促進します。

5504 消火設備設置費用等の助成 (障害サービス課)

障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、建築基準法及び消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図ります。

5505 災害発生時の支援体制の整備 (地域福祉課)

大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川県DWAT)を設置するなど、福祉支援体制を整備します。

5506 災害発生時の要配慮者への支援 (医療危機対策本部室)

災害発生時に配慮が必要な障害者等に対応するため、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を活用して、市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定作成、福祉避難所の指定など、要配慮者への取組を支援します。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ **小柱** (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

<現状と課題>

【刑事総務課(作業中)】

知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められるものについては、事件における証拠関係、被疑者に与える精神的負担や供述への影響等を総合的に勘案した上で、被疑者が一見して障害を有していることが分からない場合もあり、障害の有無に係る判断を早期に行うことが困難な場合には、個別事案に応じた、一定程度その可能性が疑われると判断できた段階で、可能な限り広く取調べ等の録音・録画を実施しています。

被疑者が障害を有しているか否かの判断は、障害に係る公的な認定(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の発給事実等)の有無はもとより、取調べ等における当該被疑者の供述内容や態度、当該被疑者の生育歴(特別支援学校への通学歴や幼少時の健診結果等を含む。)及び性格等に関する家族等関係者からの聴取結果等を勘案して行っており、精神に障害を有する被疑者に係る取調べ等の録音・録画の実施に際しては、被疑者の特性を十分に理解し、取調べ時間、被疑者に対する発問方法や取調べ官の態度に配慮するとともに、供述の任意性、信用性等に疑念を抱かれないよう供述調書の作成方法を工夫するなどして、適切な方法により取調べを行っています。

取調べを始めとする各種警察活動において、その特性を理解して適切に対応するためには、各種教養の機会を通じ、理解を深めるための教養を実施していく必要があります。

【くらし安全交通課(作業中)】

犯罪被害者に対する相談窓口では、電話、メール等により相談を受け、相談者の希望に応じて、筆談での相談等を実施しています。

一方で、音声コードを添付したリーフレット等による広報や、すべての人がより相談しやすい相談窓口づくりに取り組む必要があります。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ **小柱** (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

【教養課(作業中)】

平成 27 年4月1日施行の神奈川県手話言語条例を踏まえて、手話を言語の一つとしてとらえ、聴覚障害者に直接対応する機会が多い窓口業務対応者や交番勤務員等を中心とする警察職員を対象として、その確実な派遣と聴覚障害者の特性、さらには手話の基本技術を内容とした講習を実施しています。

今後、一人でも多くの警察職員が聴覚障害者との良好なコミュニケーション及び聴覚障害者目線に立った思いやりのある警察活動を行うことができるよう、講習を継続していく必要があります。

【警察学校(作業中)】

警察学校では、障害及び障害者に対する理解を深めるため、部外講師による障害者サポートに関する講義や障害者に係るゼミの実施、障害者差別解消法についての講義、視覚障害者支援施設での研修などを実施しているところです。

今後も引き続き、障害者に対する理解、支援の充実に図るために、研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、コミュニケーション支援ボードの活用等を図ります。

【地域総務課(作業中)】

交番に来訪された障害者の円滑なコミュニケーションのため、コミュニケーション支援ボードを活用しています。

障害者のコミュニケーションを支援するため、今後も引き続き活用を図っていきます。

【通信指令課(作業中)】

県警察では、言語・聴覚等に障害のある方からの通報に対し「110番アプリシステム」、「ファックス110番」及び「電話リレーサービス」による受理を行っています。110番アプリシステムは、警察庁が開発したアプリで、スマートフォンにダウンロードし、文字入力によって通報するものです。ファックス110番は、専用回線を利用したファックスにより通報するものです。電話リレーサービスは、言語・聴覚等に障害のある方が通訳オペレータを介して110番通報するものであり、通常の110番通報受理と変わるところはありません。

なお、これらの通報は、24時間対応となっています。

- 大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み
- ▶ 中柱 5. 社会参加を促進するための環境づくり
- ▶ 小柱 (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

県警察では、言語・聴覚等に障害のある方が加入する団体や支援団体等に直接周知しているほか、自治体や関係団体等の発行する広報紙等に利用の案内を掲載するなどして、システムの適正利用と周知に努めています。

今後も、関係団体等への周知活動を継続して、更なる普及に務めます。

【消費生活課（作業中）】

県内の消費生活センターに寄せられる苦情相談の内容は多様化・複雑化しており、消費者トラブルの未然防止に向けた取組みや、相談窓口機能の充実、より悪質な事業者による消費者被害への対応が求められています。

消費生活相談に寄せられる苦情相談のうち、相談者からの申告又は相談員の確認により把握した障害者に関連すると思われるものは、年間概ね 600 件前後となっています。そのうち、本人以外から寄せられる相談はおよそ 4 割を占めています。

そこで、障害者の消費者トラブルの未然防止の取組みとして、障害者本人だけでなく、障害者を見守る方を対象とした講座の開催 5406 や地域と連携した見守り体制構築の支援 5407 など、障害者を身近でサポートする方に向けた施策の実施が重要です。

また、相談窓口機能の充実として、消費生活相談員の障害者理解のための研修の実施など、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備 5408 が必要です。

さらに、悪質な事業者による消費者被害への対応として、詐欺的悪質商法の対策を行う県警察等の関連部署のほか、消費者団体や事業者団体などと連携 5409 を図っていく必要があります。

【共生推進本部（作業中）】

DV防止啓発及び相談事業については、障害の有無に関わらず全ての県民を対象としているが、DVが重大な人権侵害であること、DVによる被害をなくさなければならないことの周知を一層強化する必要がある。(5405)

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ **小柱** (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

<取組みの方向性>

【防犯対策】

5601 警察職員に対する障害等の理解の促進 (教養課、警察学校、地域総務課)

警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組むとともに、障害者のコミュニケーションを支援するため、手話を行うことのできる警察官等の交番等への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等を図ります。

5602 ファックス110番等の利用促進 (通信指令課)

「ファックス110番」や「110番アプリシステム」による110番通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じ、迅速・的確に対応します。

【被害者支援】

5603 犯罪被害者等への支援 **【再掲：3107】** (くらし安全交通課)

障害の有無に関わらず、すべての犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場から適切できめ細かい支援を一元的に提供します。

5604 配偶者暴力及び性犯罪・性暴力被害者への支援 **【再掲：3108】** (くらし安全交通課、共生推進本部室)

障害の有無に関わらず、すべての人に対する暴力の予防と根絶に向けた啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談を実施します。

また、障害**の有無に関わらず**、性犯罪・性暴力の被害者に適切な支援を提供するため、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営します。

【消費者被害対策】

5605 消費者教育の推進 (消費生活課)

消費者被害を未然に防止するため、啓発リーフレットやホームページなど各種媒体を活用した情報提供を行うとともに、障害者や障害者を見守る方への講座の開催など、分かりやすい内容や手段で、障害者等への消費者教育を推進します。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 5. 社会参加を促進するための環境づくり

▶ **小柱** (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

5606 見守りネットワークの構築等 (消費生活課)

「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」を開催し、障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携した障害者等の消費者被害未然防止を進めるとともに、市町村における消費者被害防止のための見守りネットワークの構築を支援します。

5607 相談支援体制等の整備 (消費生活課)

消費生活センター等におけるファックスや電子メール等での相談の受付、相談員等の障害者理解のための研修の実施等の取組みを促進することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制を整備します。

5608 関係機関と連携した取組み (消費生活課)

障害者の消費者被害の救済や未然防止・拡大防止のため、関係機関と連携した取組みを進めます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	目標値
	障がい者及び障がい者を見守る人向けの消費者教育に関する講座等の開催数	10回 (毎年度の目標値)

6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

「働くこと」は誰もが自立した生活を支える基本のひとつであり、一人ひとりの可能性を伸ばし、人生を豊かにするための重要な要素です。

県では、障害者が心身の状態やライフステージに応じて、その人らしい働き方をそれぞれのペースで選択できるよう、福祉的就労と一般就労、それぞれの支援の充実に取り組めます。

あわせて、障害者団体や専門職による職能団体、企業、経済団体等と協力しながら、雇用と福祉の連携を図り、障害者が働きやすい環境づくりを推進します。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

- ▶ 中柱 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
 - ▶ 小柱 (1) 就労支援の充実

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 就労支援の充実

<現状と課題>

【障害福祉課(作業中)】

県では、国の制度に基づいて障害福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の一般就労への支援を行っています。センターでは、障害者の就職や職場への定着に当たって、就業面の支援と併せ、就業に際して必要不可欠となる生活面の相談支援を一体的に行っています。

あわせて、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークの充実を図るとともに、特別支援学校とも連携し、一般就労及び就労定着支援の強化に取り組んできました。

また、障害保健福祉圏域に設置する地域就労援助センターの運営費を助成することにより、障害者の福祉的就労に向けて相談、指導・訓練、就労援助等の支援を行っています。

障害者就業・生活支援センターにおける支援対象登録者数は、8圏域全てにセンターの設置を完了した平成23年度と比較し、約10年でおよそ2.8倍に増加しています。これは、県内の障害者数が増加の傾向にある点だけでなく、障害者の就労ニーズの高まり、さらには企業からの定着支援ニーズの高まりにも起因しているものと考えられます。

障害者が安心して地域で働き続けられるよう、就労移行から就労定着までの切れ目のない支援を強化していく必要があります。就労支援機関の利用者について、精神障害者の割合が増加していること等を踏まえ、精神障害や発達障害など障害特性に応じた支援の充実に取り組むことが必要です。^{6101,6102}

地域の実情に応じて、障害福祉、教育、労働等の関係機関の連携をより一層強化し、障害者が効果的な就労支援を受けられるよう取り組んでいく必要があります。^{6101,6102}

【産業人材課(作業中)】

障害者の新規求職申込件数は年々増加しており、特に精神障害者の同件数の増加が顕著となっている。そのため、職業訓練の需要が高まっており、障害者職業能力開発校以外の職業技術校においても、精神障害者等を受け入れて職業訓練を実施することが喫緊の課題となっている。⁶¹⁰⁶

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ **小柱** (1) 就労支援の充実

<取組みの方向性>

6101 関係機関との連携による就労支援の推進 (障害福祉課)

福祉、教育、医療等の場からの就労を一層進めるため、福祉部局だけでなく、労働部局や教育・医療等の関係部局との連携の下、取組みを推進します。

6102 就労から職場定着までの一貫した支援の実施 (障害福祉課、雇用労政課)

特別支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、相談支援事業所等の関係機関が密接に連携し、障害者の就労及び職場定着までの一貫した支援、生活面の相談支援を実施します。

また、障害者雇用促進センターが、地域の就労支援機関に対し、利用者の職業能力評価や研修を実施することで、その支援力の向上を図ります。

6103 事業主の障害者雇用に対する理解促進 (雇用労政課)

事業主の障害者雇用への不安の解消や、障害についての理解を促進するため、障害者雇用促進センターによる企業個別訪問や出前講座等により、個々の障害特性や期間を定め試用雇用する「トライアル雇用」等の制度説明などを行います。

6104 障害の特性に応じた職業訓練等の実施 (産業人材課)

神奈川障害者職業能力開発校における受講については、可能な限り障害者本人の希望を尊重し、障害の特性に応じた職業訓練や、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施します。

また、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。

さらに、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。

6105 精神面等の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員への支援 (産業人材課)

職業技術校(東部校及び西部校)に、訓練生のカウンセリングを行う心理相談員及び職業訓練指導員に対する支援・助言等を行う精神保健福祉士等を週に概ね1回程度配置し、課題や精神面の不安を抱える訓練生や職業訓練指導員からの相談に応じ、助言、その他必要な援助を行います。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ **小柱** (1) 就労支援の充実

6106 県立特別支援学校高等部生徒の就労機会等の拡大 (特別支援教育課)

県立特別支援学校高等部生徒の卒業後の就労機会等の拡大を図るため、産業現場等における実習や現場実習理解啓発パンフレットの作成とともに、障害者雇用に精通した企業OB等の人材を社会自立支援員として各地域の拠点となる県立特別支援学校に配置し、企業開拓や面接指導、定着支援等に取り組みます。

6107 介護の仕事の理解促進 【再掲：2110】 (地域福祉課)

「かながわ福祉人材センター」において、福祉・介護の仕事に関して無料で職業紹介・あつ旋事業に取り組むほか、全県立高校・中等教育学校を対象として福祉介護に関する教材の配布等を行い、福祉・介護の仕事の理解や関心を高めるとともに、将来の福祉・介護を支える人材の確保につなげます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値 (2021年)	目標値 (2029年)
	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	77%	80%
	障害者の委託訓練修了者における就職率	39.4%	55%

【厚生労働章の基本指針に基づく成果目標 (障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
	就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する人の数	〇〇〇人	〇〇〇人
	うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	〇〇〇人	〇〇〇人
	うち就労継続支援A型事業	〇〇〇人	〇〇〇人
	うち就労継続支援B型事業	〇〇〇人	〇〇〇人
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所の割合	—	50%

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ **小柱** (1) 就労支援の充実

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するための協議会（就労支援部会）等を設定して取組みを推進する。	2025年度までに設置し、 取組を推進する	
就労定着支援事業の利用者数	〇〇〇人	〇〇〇人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所の割合	—	25%

【厚生労働章の基本指針に基づく活動指標（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値 (2022年)	見込量 (2026年)
	福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数	〇〇〇人	〇〇〇人
	福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数	〇〇〇人	〇〇〇人
	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数	〇〇〇人	〇〇〇人
	障害者に対する職業訓練の受講者数	〇〇〇人	〇〇〇人

【障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）】（1か月当たりの見込量）

	指定障害福祉 サービス名	現状値 (2022年)	見込量 (2024年)	見込量 (2025年)	見込量 (2026年)
	【再掲】就労移行支援				
	【再掲】就労継続支援A型				
	【再掲】就労継続支援B型				
	【再掲】就労定着支援				

※県内市町村の障害福祉計画におけるサービス見込量の合計値

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

- ▶ 中柱 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
 - ▶ 小柱 (2) 障害者雇用の促進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害者雇用の促進

<現状と課題>

【障害福祉課①:工賃向上(作業中)】

企業等で働くことが困難な障害者の就労の場である就労継続支援B型事業所等において、生産活動等により得られる工賃収入は低い水準にとどまっています。

本県では、就労継続支援B型事業所等で働く障害者の工賃水準の向上を図るため、平成19年度から5期にわたり「かながわ工賃アップ推進プラン」を策定し、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく調達の推進や「農福連携事業」等により事業所の支援に取り組んできました。

この結果、就労継続支援B型事業所の平均工賃月額が12,244円(平成18年度)から15,795円(令和4年度)に増加しましたが、この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業所の生産活動が停滞したこともあり、飛躍的な増加とはなりませんでした。

工賃向上に当たっては、計画に基づく継続的な取組を行うことは勿論ですが、行政や事業所のみならず、企業や県民の理解と協力も欠かせません。^{6402, 6403, 6407}

【障害福祉課②:雇用率の引き上げ(作業中)】

【共生推進本部①:未来型障がい者就労支援等事業(作業中)】

移動が困難な障害者1名を、在宅で勤務する県職員(会計年度任用職員)として任用し、分身ロボット「OriHime」を活用して、令和4年度は平塚市役所内の障がい者福祉ショップにおいて、令和5年度は小田原市役所障がい福祉課において、「ともに生きる社会かながわ憲章」のPR業務、窓口案内、販売補助業務を実施。

全国でも先行自治体として認識され、本県をモデルに取組を開始する自治体がでており、障害者の新たな就労の形として、社会に訴求効果が認められる。

現在実施している窓口業務や販売補助以外のOriHimeの活用方法を検討し、さらなる訴求効果を目指している。⁶³⁰⁷

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

- ▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
- ▶ **小柱** (2) 障害者雇用の促進

【共生推進本部②：農福連携マッチング支援事業（作業中）】

農業側は、障害福祉サービス事業や障害特性について、福祉側は農業経営や農業技術について、それぞれ知識や理解が不足し、踏み出しにくいというイメージを持たれている。

農業者、障害者及び地域住民等との相互理解の促進が不十分であり、定着、発展 までには至っていない。

そうした相互理解を促進するためにも、農業者、障害者、地域住民等が接する機会のさらなる創出が必要と考えられる。⁶⁴⁰⁸

【警務課（作業中）】

県では、障害者基本法に基づき、平成 16 年に「かながわ障害者計画」を策定し、障害者に関する様々な施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

また、同計画及び障害者の雇用促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、県自らも「障害のある人を対象とした職員採用選考」の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んできました。^[6304]

令和元年には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害者活躍推進計画を作成することとされ、障害者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。^[6303]

また、障害者である人を会計年度任用職員として雇用し、民間企業等への正規就労へとつなげる施策として、チャレンジオフィスを設置するなど、障活者雇用に積極的に取り組んでいます。^[6305]

障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが、能力を有効に発揮できることであり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障害者が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、県全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。

障害のある職員にとって働きやすい職場は、誰にとっても働きやすい職場であり、多様性を理解・尊重し、誰もが、ともに生き生きと働ける県の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

【採用センター（作業中）】

県警察では、県人事委員会が実施する「障がいのある人を対象とした神奈川県職員採用選考」により、警察事務を志望した合格者を警察事務職員として採用しています。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
▶ **小柱** (2) 障害者雇用の促進

受験に際し、本選考の受験希望者から受験方法等についての相談があった際には、障害の程度に応じて受験上の配慮を個別に検討するなど、受験者が安心して受験できる環境づくりに努めています。

一方、「障がいのある人を対象とした神奈川県職員採用選考」の受験資格は、年々拡大傾向にあることから、今後、これまでに例のない配慮について検討する必要があることも考えられます。

今後も県人事委員会と協力し、選考会場の選定方法や選考の実施方法等について検討して参ります。

【教養課(作業中)】

職務倫理の一つである人権尊重に係る課題として、障害者への理解促進に取り組み、職員への視聴覚教材の掲示、貸出しを行っているほか、執務資料の発出、各研修会等の機会を通じた「障害者への接遇の在り方」についての講義、資料配布を行っています。

警察業務は多岐にわたり、専門的な技能が必要な分野もあるため、それぞれの障害特性を理解した上での技能の向上が求められます。

【人事課(作業中)】

令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示され、「障害者活躍推進計画」を作成することとされました。

そこで本県では、障害当事者の視点に立つとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」に掲げる「障害者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する」との理念を踏まえ、令和2年3月に「障害者活躍推進計画」を策定しました。

障害のある職員にとって働きやすい職場は、誰にとっても働きやすい職場であり、多様性を理解・尊重し、誰もが、ともに生き生きと働ける県庁の実現に向けて、本計画のもと、取組を進めています。

【企業局経営課(作業中)】

使用済み水道メーターの分解業務を給水区域内の障害福祉サービス事業所に委託しているが、年度により使用済み水道メーターの数量が増減するため、安定的な業務発注が課題となっている。

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ **小柱** (2) 障害者雇用の促進

<取組みの方向性>

6201 一般就労及び定着支援の強化 (障害福祉課)

ニーズの高まる精神障害者や発達障害者等の就労及び定着支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターとともに、障害保健福祉圏域ごとの広域的な就労支援ネットワークを充実させながら、一般就労及び定着支援の強化に取り組めます。

6202 障害者を雇用する企業に対する支援 (雇用労政課)

障害者を雇用するための環境整備等に関する国の各種助成金制度に加え、県独自に実施する補助金を活用し、障害者を雇用する企業に対し支援します。

あわせて、障害者雇用促進センターが従業員役職員等への出前講座を行うことで周囲の理解を促進するほか、社会保険労務士相談により就業規則や労務管理等に関する助言を行う等、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

6203 精神障害者の雇用拡大と定着促進等 (雇用労政課)

精神障害者の雇用に特化した企業支援セミナーや出前講座等により精神・発達障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神障害者職場指導員設置に対し補助し、精神障害者の雇用拡大と定着促進を図ります。

また、就労支援機関を対象とする研修において、医療機関との連携をテーマとするなど、就労支援機関と医療機関との連携を促進します。

6204 法定雇用率の達成に向けた取組み (雇用労政課、**各任命権者**)

障害者雇用ゼロ企業を始め、法定雇用率を達成していない民間企業については、障害者雇用促進センターが労働局及びハローワークと連携して個別訪問や出前講座により支援するほか、フォーラムや企業交流会を開催するなど、法定雇用率の達成に向けた取組みを進めます。

また、県においては、「障**がい**者活躍推進計画」を策定しており、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることから、すべての機関において法定計画上で設定した雇用率の達成に向けて取り組むなど、県庁全体で障害者雇用の促進に取り組めます。

6205 チャレンジオフィスの設置 (人事課、**教育委員会総務室**、警務課)

民間企業等への就職を目指す障がいのある人に就労経験の機会を提供するための取

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり
▶ **小柱** (2) 障害者雇用の促進

組として、障がいのある人を庁内事務の補助等を行う「チャレンジオフィス（教育委員会においては、「サポートオフィス」という。）」の職員（会計年度任用職員）として雇用します。

6206 県における雇用の取組み (各任命権者)

県職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づく必要な措置を行います。

6207 障害者雇用の促進 (共生推進本部室)

障害者を在宅で勤務する県職員（会計年度任用職員）として任用し、分身ロボット「OriHime」を活用して、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者の新たな就労の形として社会に発信していくことにより、共生社会の実現を推進します。

6208 優先調達推進 (障害福祉課)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を進めます。

6209 農業分野での障害者就労の支援 (共生推進本部、障害福祉課)

農業に取組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野における障害者の就労を支援するなど農業と福祉との連携（農福連携）をNPO、農業協同組合、市町村等と連携しながら進めます。

6210 テレワーク・ICT活用による職場環境整備の支援 (雇用労政課)

障害者を含めた誰もがその能力を発揮し、生き生きと働くことができる社会の実現に向け、企業に対してテレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備を支援します。

6211 就労継続支援A型事業所への指導・支援 (障害サービス課)

就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取扱いを徹底します。

また、市町村等との情報共有など地域との連携により安易な事業参入の抑制を図ると

大柱 Ⅲ. 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、
いかなる偏見や差別も排除する取組み

▶ **中柱** 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

▶ **小柱** (2) 障害者雇用の促進

ともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。

6212 働く障害者の工賃向上の推進

(障害福祉課、経営課)

一般就労が困難な障害者の就労や地域で生き生きと「その人らしく暮らす」ことを支える場のひとつとなっている障害福祉サービス事業所の生産活動の充実や販路拡大のため、共同受注窓口組織の運営や共同販売会などにより、工賃の向上を図る取組みを進めます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	県における障害者雇用率 ※障がい者活躍推進計画で設定 ※次期計画は令和6年度に策定予定	知事部局 2.81% 企業庁 2.98% 議会局 〇% 県警本部 2.91% (2022年)	3% (2024年)
	障害者就労施設等からの物品等の調達実績額(千円)	180,304千円 (2022年)	前年度比増
	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額 ※かながわ工賃アップ推進プランで設定 ※時期プランは令和6年度に策定予定	15,795円 (2023年)	未定

【県の地域生活支援事業の見込量(障害福祉計画)】

	把握する状況	見込量
	かながわ工賃アップ検討会を開催数	2回(年度毎の見込量)

IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取り組み

7 とともに生きるための意識づくり

2016年(平成28年)7月26日、障害者に対する誤った差別的な思想から、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において引き起こされた、大変痛ましい事件を契機に、県ではこれまでの障害福祉のあり方を見直し、改めて誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すべく、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を策定しました。

障害の有無に関わらず、支える人も支えられる人も、誰もがそれぞれの目線に立ちながら、障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別をなくし、地域でともに暮らせる社会を実現するための取り組みを県民総ぐるみで推進します。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 7 ともに生きるための意識づくり

▶ **小柱** (1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発

<現状と課題>

【障害福祉課:心のバリアフリー、理解促進事業(作業中)】

県では、2016年10月に県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。その理念の普及啓発に向けた県民総ぐるみの取組みを推進しています。

また、障害者基本法や障害者差別解消法を踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解の促進とともに、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいます。

2023年4月に施行された改正障害者差別解消法では、事業者においても合理的配慮の提供の義務化されたことから、企業等においても、障害の理解や障害者に対する適切な対応について、更に促進していくことが重要です。(7102)

【共生推進本部①:憲章(条例)の普及啓発(作業中)】

県民の憲章認知度50%を目指しているが、令和4年度に実施した県民ニーズ調査において、その認知度は30.2%にとどまっている。

認知度向上に向けて、引き続き効果的な紙媒体を中心として、様々な方法により広報を実施するとともに、イベント等への参加を通して、県民に憲章を認知してもらい、関心を喚起する機会を創出していく必要がある。

企業や団体、学校など様々な主体と連携し、普及啓発を図っていく必要がある。(7101)

【共生推進本部②:共生の場の創出(作業中)】

障害があって外出が難しい方は、地域での居場所が限られており、日常生活上で地域住民との接点が少なく、地域住民が地域で生活している障害者を知らないことが多い。

障害者に関わりながら地域共生社会を体感できる場を創出し、意識の壁をなくしていく必要がある。(7103)

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 7 ともに生きるための意識づくり

▶ **小柱** (1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発

さらに、障害者が働く仲間として社会参画を促進するため、ボランティア隊「ともいきボランティア」を結成し、地域イベント等への参加や憲章のチラシ配布等と一緒にを行うほか、憲章の理念普及の実現に向けた取組をまとめた「ともいきリーフレット」(仮称)の各戸配布を行います。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2029年)
	ともに生きる社会かながわ憲章の認知度	30.2%	50%
	県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動をとる人が増えたと思うと回答する方の割合	40.6%	〇〇〇%
	障害者理解のための企業向け講座の累計受講者数	〇人	〇人

【県の地域生活支援事業の見込量 (障害福祉計画)】

	把握する状況	現状値	目標値
	【再掲】心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409人 (2022年)	〇〇〇人 (2029年)

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 中柱 7 ともに生きるための意識づくり

▶ 小柱 (2) 障害の理解と差別解消の促進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) 障害の理解と差別解消の促進

<現状と課題>

【障害福祉課①(調整中)】

障害者基本法の障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策として、県では、障害者の社会参加のための公共的施設のバリアフリー化等について、行政機関だけでなく、企業も含め、障害及び障害者への理解やその普及に取り組んでいます。

また、目に見えない疾患や妊娠初期など援助や配慮を必要としている方が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」の作成とその普及、ろう者とろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等について取り組んでいます。

障害を理由とする差別については相談窓口を設置するとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底し、行政機関や事業者が適切に対応できるようするなどの取組みを行っています。

このように、県職員を始め、企業も含め広く県民に対して、障害及び障害者に対する理解やその普及について、啓発を図っています。

令和5年4月施行の神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例や令和6年4月施行の改正障害者差別解消法を踏まえ、県は県民とともに、あらゆる場面において社会的障壁を除去し、引き続き障害への理解や差別の解消、障害者の社会参加が進むよう取り組むことが重要です。 7204、7205、7207、7301～7304

【障害福祉課②:窓口対応(作業中)】

県では、障害者が来庁する県の窓口等に筆談マーク掲示し、コミュニケーション支援に取り組んでいます。今後も引き続き、来庁された障害者が職員と速やかに意思疎通ができるよう、コミュニケーション支援に取り組んでいく必要があります。

【障害福祉課③:福祉大会(作業中)】

県身体障害者福祉大会は、県内の身体障害者が一堂に会し、身体障害者の社会参加及び社会福祉の向上を目指すため開催しています。共生社会の実現に向け、障害福祉に

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 中柱 7 ともに生きるための意識づくり

▶ 小柱 (2) 障害の理解と差別解消の促進

係る課題を確認しながら連携を深めていくことが重要です。⁷²⁰¹

【行政課(作業中)】

平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、法第10条第1項に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、神奈川県教育委員会に属する教職員が適切に対応するため、「神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しました。

教育委員会では、この対応要領に基づき、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受けるため、対面、電話、ファックス、フォームメール等、様々な相談窓口を設置しています。また、受け付けた相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達するなど適切に対応することで、連携を図っています。

なお、当該窓口については、県教育委員会のホームページで周知を図るほか、県立学校の児童・生徒用の相談窓口周知ポスターに障害者差別解消法に係る相談窓口を掲載しています。平成28年に施行された法に基づき設置された比較的新しい相談窓口であるため、このように学校の教職員や児童・生徒及びその保護者に対し、窓口の周知を図っていく必要があります。⁷³⁰⁸

【総合教育センター:教職員に対する障害等の理解の促進(作業中)】

総合教育センターでは、主催の研修講座により教職員等への障害の理解と差別解消の促進を図っています。

毎年新たに通級指導教室担当となる教職員等への理解の促進を図るため、引き続き研修講座を開催する必要がある。⁷²⁰⁶

【人事課(作業中)】

「ともに生きる社会かながわ憲章」に掲げる「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現」に向けて、障害及び障害者に関する県職員の理解を深めていくことが重要です。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 7 ともに生きるための意識づくり

▶ **小柱** (2) 障害の理解と差別解消の促進

<取組みの方向性>

7201 福祉大会等を通じた障害の理解と差別解消の促進

(障害福祉課、がん・疾病対策課)

障害者団体が実施する福祉大会等に対して補助し、障害者、家族、地域住民の相互交流を通じて、障害者の社会参加及び障害の理解と差別解消を促進します。

7202 地域住民への障害の理解促進

(障害福祉課)

障害者団体が実施する各障害に関する普及啓発・研修事業等に対して補助を行い、地域住民の障害の理解と地域の支援力向上を図ります。

7203 バリアフリーに対する県民理解の促進

(地域福祉課)

神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーのまちづくりの提案・発信を行うとともに、関係団体、事業者、NPO 団体、県民、行政の協働により、「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、バリアフリーに対する県民理解を深めます。

7204 手話の普及 【再掲：5202】

(地域福祉課)

神奈川県手話言語条例に基づき策定・改定した神奈川県手話推進計画により、ろう者とうろう者以外の者が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話の普及等を進めます。

7205 ヘルプマークの普及 【再掲：5115】

(障害福祉課)

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくすることを目的として作られた「ヘルプマーク」の認知度が向上するよう、普及啓発に取り組みます。

7206 県職員に対する障害等の理解の促進

(人事課)

障害者差別解消法の意義や趣旨について周知するなど、障害及び障害者に関する理解を促進するため、県職員を対象とした研修を実施します。

7207 教職員に対する障害等の理解の促進

(総合教育センター)

学校教育においては、障害及び障害者に関する理解を促進するため、教職員を対象と

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 7 ともに生きるための意識づくり

▶ **小柱** (2) 障害の理解と差別解消の促進

した神奈川県の支援教育やインクルーシブ教育の理解の推進を図る研修等を実施します。

7208 企業等における障害等の理解の促進 【一部再掲：7103、7302】

(障害福祉課)

障害の特性や障害者に対する適切な配慮の方法を相互に理解し、共に支え合う「心のバリアフリー」に関する取組みを、企業等において促進する中心的な役割を担う「心のバリアフリー推進員」を養成する研修を実施します。

また、企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者(ピア)等を講師として紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

7209 障害を理由とする差別の解消

(障害福祉課)

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう取り組みます。

7210 障害者差別解消法の普及啓発 【再掲：1202】

(障害福祉課)

障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組み等について県民の理解を深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。

7211 合理的配慮の徹底 【再掲：5301】

(障害福祉課)

県の各所属における事務・事業の実施や、窓口対応においては、障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即し定めた職員対応要領に基づき、社会的障壁の除去の実施や、合理的な配慮徹底するなど、誰もが利用しやすい行政サービスの提供に向けた環境の整備を着実に進めます。

7212 相談窓口の設置(民間事業者による差別等) 【再掲：1203】

(障害福祉課)

障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、業務所管課等に引き継ぐなど連携して取り組みます。

また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害当事者と事業者双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努めます。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 7 ともに生きるための意識づくり

▶ **小柱** (2) 障害の理解と差別解消の促進

7213 相談窓口の設置（教職員による差別等） 【再掲：1204】 （行政課）

県教育委員会では、教育委員会に属する職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族、その他の関係者からの相談を受ける相談窓口を設置し、受け付けた相談については、業務所管課等へ速やかに内容を伝達することで、的確に対応がされるよう連携を図ります。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	【再掲】援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度	65.6% (2022年)	80% (2029年)
	【再掲】難病医療協力病院の設置数	〇〇〇人 (2022年)	〇〇〇人 (2029年)

【県の地域生活支援事業の見込量（障害福祉計画）】

	把握する状況	現状値	目標値
	【再掲】心のバリアフリー推進員の累計養成者数	409人 (2022年)	〇〇〇人 (2029年)

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 7 ともに生きるための意識づくり

▶ **小柱** (3) 障害者主体の活動等の促進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(3) 障害者主体の活動等の促進
<現状と課題>

作成中

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- ▶ 中柱 7 ともに生きるための意識づくり
- ▶ 小柱 (3) 障害者主体の活動等の促進

<取組みの方向性>

7301 政策立案過程における障害者参加の推進 (共生推進本部室、障害福祉課)

県は、障害者本人の生活に関係する県の審議会等への障害者本人の参加を進め、政策立案過程に障害者本人の視点を取り入れます。

7302 企業等における障害等の理解の促進 【一部再掲：7208】 (障害福祉課)

企業等に対して、障害者への理解や障害者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障害当事者(ピア)等を講師として紹介・派遣することにより、障害者への理解促進等の充実を進めます。

7303 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発 【再掲：3206】

(障害福祉課)

長期入院をしている精神障害者の地域生活移行を促進するため、ピア(当事者)サポーターによる病院訪問等を通じた長期入院患者への退院意欲喚起を行います。

また、精神科医療機関病院職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、地域生活移行や障害理解の普及啓発を充実させます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	県の審議会等における障害当事者委員の人数	〇〇〇人 (2022年)	〇〇〇人 (2029年)
	市町村における障害福祉計画等策定委員会等における障害当事者委員の人数	〇〇〇人 (2022年)	〇〇〇人 (2029年)
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村における障害当事者委員の人数	〇〇〇人 (2022年)	〇〇〇人 (2029年)

8. とともに育つための教育の振興

地域共生社会を実現するためには、幼少期から障害の程度に関わらず、できる限り同じ環境で共に学び、共に育つことで相互理解を深め、個性を尊重し支え合う力や協働する力を育むことが大変重要です。

県では、全ての子どもたちが共に学ぶ教育のしくみ（インクルーシブ教育）の整備を進め、小学校から高等教育に至るまで、安全かつ平等に学習を受ける環境の整備に取り組めます。

あわせて、すべての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組みを推進します。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 8 ともに育つための教育の振興

▶ **小柱** (1) 教育環境の整備

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 教育環境の整備

<現状と課題>

【総合教育センター①:すべての学校における特別支援教育の体制整備(作業中)】

総合教育センターでは、最新の知見も踏まえ、主催する研修講座により、管理職を含む教職員に対して、障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深めています。

今後も毎年新たに担う管理職や各担当等に対し、障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深めるため、引き続き研修講座を開催する必要があります。(8101)

【総合教育センター②:特別支援教育に関する専門性の向上(作業中)】

総合教育センターでは、主催する研修講座により、学校現場において指導を担当する教師について、特別支援教育に関する専門性の高い知識・技能の獲得や指導力の向上が図られています。

毎年新たに学校現場において指導を担当する教師については、障害の理解と指導・支援方法、重度重複障害者の病理と心理、医療的ケアの実施、他機関との連携等の専門性向上のための取組みを行う必要がある。(8106)

【総合教育センター③:障害児等の実態把握、調査研究等(作業中)】

総合教育センター内研究チーム等により、障害のある児童・生徒等の障害理解、指導方法等について調査・研究を行い、研究成果物の作成と普及・活用を図っています。

教育環境の整備のため、調査・研究を進めるとともに、発信・普及の工夫を行う必要があります。(8107)

【いのち・未来戦略本部室(作業中)】

「かながわサイエンスサマー」では視覚障害者向けにリーフレットを点字翻訳し、「点字案内」として県内の盲学校、弱視学級、図書館へ送付していますが、視覚障害者が参加できる行事数は約1割であり、実施している機関が限られています。

今後、視覚障害者が参加できる行事や実施機関の増加、視覚障害者を受け入れるためのハード面の整備のほか、多くの障害者が科学技術に触れる機会の増加が必要です。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 中柱 8 ともに育つための教育の振興

▶ 小柱 (1) 教育環境の整備

【医療課(作業中)】

県立保健福祉大学・大学院の入試においては、障害のある学生の能力、適性等を適切に評価するため、受験上の特別な配慮を必要とする場合は可能な限り柔軟な対応を行うこととしており、その旨を学生募集要項にも明記しています。(8301)

また、同大学及び大学院等においては、障害のある学生や受講者も平等に大学生活を送ることができるよう、段差を排除したフロア等、神奈川県「みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいたバリアフリーキャンパスを実現しています。あわせて、施設のバリアフリー化の状況については情報提供を積極的に行っています。

授業等において特別な配慮を必要とする場合についても可能な限り柔軟な対応を行うこととしており、障害のある学生に対する支援の事例等について学生等へ周知しています。

(8302・8304)

県立保健福祉大学・大学院等においては、障害のある学生一人ひとりの個別のニーズに合理的配慮を提供するべく、学生からの相談窓口の統一等による支援体制を整備するとともに、学生の就職を支援するため、学内の障害支援担当と就職支援担当等との連携を図っています。(8303・8305)

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 中柱 8 ともに育つための教育の振興

▶ 小柱 (1) 教育環境の整備

<取組みの方向性>

8101 全ての学校における特別支援教育の体制整備

(特別支援教育課、総合教育センター)

障害により特別な支援を必要とする児童・生徒等は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、全ての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、最新の知見も踏まえながら、管理職を含む、全ての教職員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組みを進めます。

8102 特別支援学校の機能の充実

(特別支援教育課)

幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。

8103 特別支援教育支援員の配置

(特別支援教育課)

幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障がいのある児童・生徒等の特別支援教育を充実させる中で、各市町村の幼稚園、小・中学校における特別支援教育支援員の配置についての理解を図ります。

8104 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材、支援機器等の活用

(総合政策課、特別支援教育課)

視覚障害等のある児童・生徒の学校における読書環境を保障するため、平塚盲学校においては、県立図書館で所蔵しているバリアフリー関連書籍・電子書籍や、ライトセンターと連携し、障害者サービス用の書籍・録音図書(DAISY)等を取り寄せて貸し出す取組みを推進します。

また、点字図書館(日本点字図書館、二俣川ライトセンター)と連携し、障害者サービス用資料の相互貸借を実施するとともに、バリアフリー関連書籍を所蔵し、障害者が利用しやすい書籍等を充実させる取組みを推進します。

8105 学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実 (障害福祉課、特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実について、各地域における教育と福祉部局との連携を促します。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 中柱 8 ともに育つための教育の振興

▶ 小柱 (1) 教育環境の整備

8106 特別支援教育に関する専門性の向上 (特別支援教育課、総合教育センター)

学校現場において指導を担当する教師については、特別支援教育に関する高い専門性が特に求められることから、障害の理解と指導・支援方法、重度重複障害者の病理と心理、医療的ケアの実施、他機関との連携等の専門性向上のための取組みを推進します。

8107 障害児等の実態把握、調査研究等 (総合教育センター)

教育環境の整備のため、障害のある児童・生徒等の障害理解、指導方法等について、調査・研究を進め、研究成果の普及を図ります。

8108 医療的ケア児の理解と県境整備に向けた検討 (特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等が安全に学習できる環境を整備するための校内体制整備の検討や、教職員や看護師への研修講座を実施します。

8109 入試における配慮 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試においては、一人ひとりのニーズに応じて、柔軟な対応に努めます。

8110 授業等における配慮等 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生も平等に参加できるよう、授業等における配慮及び施設のバリアフリー化を実施します。

8111 支援体制の整備 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院等において、障害のある学生一人ひとりの個別のニーズに合理的配慮を提供する建設的対話(情報を何度も伝達しあいながら、双方が歩み寄っていく対話)に基づく支援を促進するため、障害のある学生からの相談窓口の統一等の支援体制を整備します。

8112 支援事例・バリアフリー化状況の情報提供 (私学振興課、医療課)

県立保健福祉大学・大学院等及び県内の専門学校においては、施設のバリアフリー化の状況や県の障害福祉に関する取組み等についての情報提供を積極的に行い、障害のある学生を含め、誰もが学習しやすい環境の整備を推進します。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 中柱 8 ともに育つための教育の振興

▶ 小柱 (1) 教育環境の整備

あわせて、障害のある学生支援の事例等をガイドンスにおいて学生等へ周知します。

また、私立専門学校においては、県の取組を情報提供し、誰もが学習しやすい環境づくりを推進していきます。

8113 就職支援のための担当者間連携 (医療課)

県立保健福祉大学・大学院において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の就職支援担当、障害支援担当等の連携を図ります。

8114 地域で子どもの成長を支える取組みの推進 (特別支援教育課)

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、県立特別支援学校において学校運営協議会の導入を進めることで、「地域とともにある学校」を目指します。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値 (2022年)	目標値 (2029年)
	個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている学校の割合(公立の幼・小・中・高等学校等を対象)	99.6%	100%
	個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている学校の割合(公立の幼・小・中・高等学校等を対象)	95.5%	100%

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ 中柱 8 ともに育つための教育の振興

▶ 小柱 (2) インクルーシブ教育の推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) インクルーシブ教育の推進

<現状と課題>

【私学振興課(作業中)】

私立幼稚園等特別支援教育費補助事業を実施することにより、特別支援教育の実施に必要な教員の確保及び施設設備の整備改善等を進め、障害児を幼稚園等に就園させ、健常児とともに統合保育を行うことにより、障害児の心身の健全な発達を助長するとともに、障害児に対する健常児の正しい理解を深め、幼児教育のより一層の向上を図っています。

また、国庫補助対象は、学校法人であって1園の障害児数2人以上としている。国庫補助対象外の学校法人及び非学校法人に対しては、県単独補助の対象としているが、国庫補助がない分、補助額の充実が望まれます。

【総合教育センター①:適切な指導や支援、学習機会の確保に向けた取組み(作業中)】

特別支援学校等アセスメント事業では、障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、教育相談を通して、学校や関係機関と連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるよう取り組むなど、学校支援の充実に向けて取り組んでいます。

県立特別支援学校高等部及び県立高等学校インクルーシブ教育実践推進校等の生徒を対象に、一人ひとりの教育計画作成や進路指導に対する支援として、学校の依頼を受け、作業、認知、行動の特性等を諸検査でアセスメントし、その結果及び支援方法についてケース会議や結果票で提供しています。なお、令和4年度の学校アセスメントは19校622名、センターアセスメントは8校21名、専門職相談・アセスメントは1校1名、キャリアアセスメントは8校18名の生徒が受検しました。受検者総数が令和3年度の581名から令和4年度には662名へと増加しており、学校が生徒のアセスメントを行う上で当事業が活用されていると考えられます。

一方で、特別支援学校等アセスメント事業では、令和4年度まで新型コロナウイルス感染症拡大防止により受検者数を制限したため、コロナ禍以前よりも受検者総数が減少しました。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 8 ともに育つための教育の振興

▶ **小柱** (2) インクルーシブ教育の推進

アセスメントでより多くの生徒に対して個々に必要な支援を行い、学校支援の充実を図るため、アセスメントの内容及び周知の方法を検討し、当事業の利用促進及びよりよい学校支援へとつなげていく必要があります。

一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるよう、引き続き連携して取り組むことが課題です。⁸²⁰¹

【総合教育センター②：小・中学校における校内支援体制の構築（作業中）】

校長のリーダーシップの下、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織として、障害のある児童・生徒等も含め、すべての子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、校内の支援体制の構築を図っている。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働による、校内の支援体制の更なる充実が課題である。⁸²⁰⁶

【総合教育センター③：早期からの教育相談・支援体制の充実（作業中）】

総合教育センターでは、多様な専門職を活用し、不登校やいじめなどの学校生活に係る相談や、支援を必要とする児童・生徒に関する養育、進路に関する相談等を実施しています。

できるだけ早い段階で本人が障害に気づき、適切な支援につなげるため、引き続き多様な専門職を活用し、教育相談・支援体制の充実を図ることが課題です。⁸²¹³

【総合教育センター④：各発達段階を通じた関係機関の連携体制の構築（作業中）】

総合教育センターの研修講座の中で、「個別の教育支援計画」等の作成により、当該児童・生徒の情報が適切に引き継がれるよう、指導を行っています。

毎年新たに担当となる教職員等に対し、「個別の教育支援計画」等により、児童・生徒の情報が適切に引き継がれるよう、研修講座を通して指導を行う必要がある。⁸²¹⁴

【学校支援課（作業中）】

学校においては、児童らが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無によって分け隔てられることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備が進められていくなかで、あわせて、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じていく必要があるとの考えから、特に配慮が必要な児童・生徒が

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- ▶ **中柱** 8 ともに育つための教育の振興
- ▶ **小柱** (2) インクルーシブ教育の推進

関わるいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行っています。

【高校教育課：高等学校の入学者選抜等における配慮（作業中）】

障害等のある志願者の入学者選抜における学力検査及び面接等の実施にあたっては、通常の方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査等の方法、時間及び会場について、障害等の状況及び志願者が在籍する中学校等で特に取扱いをしている事項等を考慮し、志願先の高等学校及び教育委員会等が連携を図り、適切な取扱いを講じています。

なお、昨年度実績では、受検方法等申請書を提出した志願者は、全日制 129 校で 370 人、定時制 13 校で 47 人であり、近年の入学者選抜において、障害等に対する配慮の要求件数が増加傾向にあり、内容も複雑化、多様化していることが課題と考えられます。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- ▶ 中柱 8 ともに育つための教育の振興
- ▶ 小柱 (2) インクルーシブ教育の推進

<取組みの方向性>

8201 適切な指導や支援、学習機会の確保に向けた取組み

(私学振興課、特別支援教育課、総合教育センター)

障害のある児童・生徒等の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある児童・生徒等が合理的配慮の提供を受けながら共に学び、共に育つことができるように、適切な指導や必要な支援を受けられるよう取り組みます。

8202 多様な学び場のしくみづくり

(インクルーシブ教育推進課)

すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、小・中学校から高等学校卒業までの連続性のある「多様な学びの場」を実現するため、市町村立小学校において教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師を配置し、業務時間を確保することで、すべての子どもを組織的に支援する体制を整備します。

8203 いじめの未然防止、早期発見・早期対応

(学校支援課)

「神奈川県いじめ防止基本方針」に基づき、障害のある児童・生徒が関わるいじめの未然防止や早期発見・早期対応のための適切な措置を講じます。

8204 就学先決定に係る合意形成

(特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へ周知を進めます。

8205 特別支援学校における校内支援体制の構築

(特別支援教育課)

特別支援学校においては、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の自立活動教諭(専門職)を活用することで、学校が組織として、多様なニーズに応じた支援を提供できるよう促します。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

▶ **中柱** 8 ともに育つための教育の振興

▶ **小柱** (2) インクルーシブ教育の推進

8206 小・中学校における校内支援体制の構築

(子ども教育支援課、総合教育センター)

小・中学校においては、校長のリーダーシップの下、教育相談コーディネーターを中心とした学校組織として、障害のある児童・生徒等も含め、すべての子どもの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、校内の支援体制の構築を図ります。

8207 合理的配慮の適切な提供に関する周知

(子ども教育支援課)

障害のある児童・生徒等への合理的配慮について、児童・生徒等一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校の設置者・学校と本人・保護者等との間で話し合い、共通理解を図った上で提供されることが望ましいことを関係者に周知します。

8208 医療的ケア児等への支援体制の整備

(特別支援教育課)

医療的ケアを必要とする児童・生徒等や長期入院を余儀なくされている児童・生徒等が教育を受けたり、他の児童・生徒等と共に学んだりする機会を確保するため、医療的ケアのための看護師の育成やこれらの児童・生徒等への支援体制の整備に努めます。

8209 高等学校の入学者選抜等における配慮

(高校教育課)

障害等のある志願者の入学者選抜における学力検査及び面接等の実施に当たっては、検査等の方法や時間、会場について、通常の方法では受検が困難と認められる者の障害等の状況及び志願者が在籍する中学校等で特に取扱いをしている事項等を検査問題等の程度を変えない範囲で考慮し、志願先の高等学校及び教育委員会等が連携を図りながら、適切な取扱いを講じます。

8210 高等学校におけるインクルーシブ教育の実践

(インクルーシブ教育推進課)

県立高校3校をインクルーシブ教育の実践推進校(パイロット校)に指定し、2017年度(平成29年度)から知的障害のある生徒の特別募集を実施し、インクルーシブ教育を実践するために必要な基礎的環境整備を行っています。

さらに2020年度には14校、2024年度には18校に拡大し、インクルーシブ教育の全県展開を図ります。

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- ▶ 中柱 8 ともに育つための教育の振興
- ▶ 小柱 (2) インクルーシブ教育の推進

8211 高等学校における通級指導の充実 (高校教育課)

高等学校における通級指導については、国の法改正を踏まえ、平成30年4月から自校通級を行う通級指導導入校を3校指定し、令和2年4月からは自校通級に加え他校通級を行う学校を1校加えました。また、令和6年4月からは自校通級を行う学校を1校加え、取組の周知を図っていきます。

通級担当の人材育成の観点から、今後も研修を行う神奈川県立総合教育センターと連携を密にしなが、更なる通級指導の充実に努めます。

8212 キャリア教育や就労支援の充実 (特別支援教育課)

障害のある児童・生徒等が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるように、福祉、労働等との連携の下、障がいのある児童・生徒等のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

8213 早期からの教育相談・支援体制の充実 (特別支援教育課、総合教育センター)

できるだけ早い段階で本人が障害に気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、本人や保護者に対して乳幼児期を含む早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

8214 各発達段階を通じた関係機関の連携体制の構築 (総合教育センター)

障害のある児童・生徒等に関し、各発達段階を通じて円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、就学前段階から就労段階にわたり、各学校等で作成される個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等について、就学、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる取組みを進めます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	高等学校において通級による指導を受けている児童生徒数 ※「入級の手続き」を行っていない通級指導教室が対応した生徒等も含む	69人 (2022年)	83人 (2029年)

9. とともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

我が国における障害者の文化芸術活動は、近年、障害分野だけでなく、文化芸術分野からも機運が高まっています。

県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、障害の程度や状態に関わらず、誰もが文化芸術を鑑賞、創作、発表する機会を創出し、人生を豊かにするための取組みを推進します。

また、障害者一人ひとりがスポーツを通じて、自身の健康維持や余暇の充実を図ることができるよう、自身の運動機能を活かしながら、身近な地域でスポーツを「する」、「観る」、「支える」ことについての取組みを推進します。

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 小柱 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

<現状と課題>

【障害福祉課①:文化芸術活動の推進(作成中)】

近年、障害者の文化芸術活動は、障害福祉分野と文化芸術分野双方からの機運が高まっており、平成 30 年6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。同法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に11項目の基本的施策が策定されました。平成 31 年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が示され、令和5年3月にその第2期計画が示されました。

国の計画を踏まえ、県では、障害者が芸術文化を享受して多様な活動を行うことができるよう、障害者の芸術文化活動を支援する体制を構築するため、令和2年「神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置しました。支援センターでは、相談支援や芸術家によるワークショップ事業等を実施しており、障害者が身近な地域で芸術文化に触れることができるように様々な形でサポートしています。

また、障害の程度や状態にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞、創作、発表する機会を創出するため、「神奈川県障害者文化・芸術祭」を開催し、障害者の文化的活動を支援する取組を推進しています。障害者による文化芸術活動の推進に当たっては、障害者を支援する関係者の連携協力や人材育成など、他機関との連携を強化していく必要があります。

9105

【障害福祉課②:ライトセンターにおける活動促進(作成中)】

ライトセンターにおいて、文科系クラブ活動のための場の提供やスポーツ施設の設置、地域のスポーツ施設への働きかけ等を行い、視覚障害者の自主的な文化芸術活動及び余暇活動の取組を推進しています。

しかし、地域のスポーツ施設において、視覚障害者の単独利用に係る受入れ体制が整備されていないため、受入れ体制の整備を推進していく必要があります。

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 小柱 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

【障害福祉課③:団体での外出機会の拡大(作成中)】

新型コロナウイルス感染症感染防止のため参加団体数が減少していました。外出する機会の少ない障害者が、団体で文化・レクリエーション活動に参加する機会の拡大を移動の面から支援しています。⁹¹¹⁰

【文化課(作成中)】

県では、文化芸術基本法(平成13年法律第148号。)を踏まえ、神奈川県文化芸術振興条例を制定し、県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図り、もって真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展を目指しています。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号。)及び障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を勘案し、かながわ文化芸術振興計画等により、障害者の文化芸術活動の推進を図っています。

県は、年齢や障害などにかかわらず、子どもから大人まですべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」等を実施し、共生社会の実現や未病改善などを文化芸術の面から後押ししていますが、いくつかの地域で取組が進んでいるものの、全県展開には至っていないため、県内全域でバランスよく事業や公演等を実施し、県民が参加、鑑賞しやすい環境を作ることが必要です。

また、これまでの県の事業は障害者に特化して取り組んできましたが、これからは様々な方が一緒になって創作活動を行う機会を増やすなど、共生の輪をより一層拡大していくような取組にしていくことも重要と考えられます。

【近代美術館:(作成中)】

身体が不自由な方のニーズを踏まえ、車いすを用意し、筆談での案内に取り組むなど、より多くの方が展示会を楽しめるよう工夫を行っています。

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級との連携事業として、生徒の特性に合わせた造形ワークショップや教材の開発を行っており、次世代に向けた文化芸術活動の普及に取り組んでいます。

葉山館はバリアフリーとなっており、鎌倉別館は改修工事により、来館者用エレベーター及び「みんなのトイレ(多目的トイレ)」を設置し、障害者の方が利用しやすい設備を導入していますが、一方で、手話通訳や、点字、音声ガイド等、障害者の個々のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供できていないことが課題となっています。

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 小柱 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

【金沢文庫：(作成中)】

展示内容の特性等により、もともと障害のある方のご利用が少ない状況にあります。

また、バリアフリーの整備が追い付いておらず、来館者へ不便をかけている現状があります。誰もが展示を楽しめる環境が整っていないことが課題です。

【県立図書館：(作成中)】

県立図書館では、文字の拡大や音声読み上げ機能が使用できる電子書籍や大活字本、LL ブックの収集・提供を行っています。その他、図書館資料の郵送貸出、レファレンス(調べもの)サービスの提供、視覚障害者等による電子書籍等の利用時の司書等による支援等、障害者のニーズを踏まえた読書環境の整備に努めています。

障害者サービスの利用拡大や、電子書籍や大活字本、LL ブックなど視覚障害者等用資料の拡充、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用、研修等を通して司書等の資質向上、ライトセンター等専門支援機関との連携強化に取り組んでいくことが必要です。

【生命の星・地球博物館：(作成中)】

生命の星・地球博物館では、できるだけ多くの方に快適にご利用いただけるよう、段差などの少ないバリアフリー設計とともに、総合案内では車いすやベビーカーの貸出しを行い、筆談対応、スマートフォンアプリの手帳画面の提示による減免適用など、障害者の利便性向上に努めています。

常設展示室においても、触れることができる展示物の設定や点字表示、ボランティアによる誘導案内などを実施しています。また近年では、当事者のオーダーに合わせてデジタルデバイスを利用したりリモートによる展示観覧と講座の試行を実施したり、当事者とともに展示の課題を検討するインクルーシブワークショップを開催、結果を公開フォーラムで展開するなどの取組みを行っています。

一方で、Webサイトに掲載した豊富なデジタルコンテンツも、在宅や遠隔地の方々に対するサービス向上に役立っていると考えます。

このような現状に対する課題としては、展示に関して触覚関係への偏りがあり、携帯デバイスへの情報提供方法を採用するなど、別のアプローチを検討する余地があると考え、また更なるデジタルコンテンツの充実により、障害者ニーズへも一層の対応ができると考えています。

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 小柱 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

【川崎図書館：(作成中)】

図書館利用に障害のある人のため、県内公共図書館及び関係機関と連携し、県立川崎図書館としての障害者サービスをすすめ、障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮がなされた読書環境の整備に努めています。

図書館資料(図書)の郵送貸出、図書館資料の相互貸借、資料の郵送複写やレファレンス(調べもの)サービス等により、障害者サービスを提供しておりますが、一方で、一部、利用のないサービスもあります。

当館の障害者サービスの取組について、多くの方に広くご利用いただけるよう、より一層周知を図ることが必要です。

【歴史博物館：(作成中)】

障害者が地域社会の中で主体的に生き、社会のあらゆる活動に参加するためには、円滑なコミュニケーションや情報の入手、移動や周囲の理解など、様々な側面からの支援が必要です。歴史博物館では、誰もが等しく文化芸術を享受し生涯学習の機会を持つことができるよう、支援や配慮が必要な来館者に対するサービスの質の向上を図るとともに、在宅や遠隔地にいる方々に対し、デジタルコンテンツを拡充することで積極的な情報発信に取り組んでいます。

現在、総合案内では、筆談対応、遠隔手話サービスのご案内やスマートフォンアプリの手帳画面の提示による減免適用など、障害者の利便性の向上に努めているところですが、障害の特性に応じてそれぞれ適切な対応ができるよう、今後も改善を図る必要があります。

また、常設展示室の解説用のグラフィックパネルは、歴史博物館開館当初に設置されたものであり、経年劣化に加え、記載内容の更新、文字の拡大、カラーバリアフリーへの対応が必要であったため、平成 29 年度から令和8年度までの計画で順次更新を行っています。この更新により、高齢者や視覚障害者にとって見やすい解説パネルとなるため、今後も計画的に更新していく必要があります。

さらに、常設展示室においては、従来は音声ガイド機の貸出しを行っていましたが、それに替えて平成 30 年度から、スマートフォンアプリを利用した音声と文字の併用のガイドを導入し、展示資料の解説の充実のみならず、視覚、聴覚障害者の理解の一助となるべく運用しています。なお、特別展においても、その都度音声と文字の併用のガイドを実施しているところですが、特別展用ガイドは、開催ごとに新たに作成する必要があるため、充実した内容とするには一定の作成時間を確保する必要があります。

- ▶ **大柱** IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ **中柱** 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ **小柱** (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

このほかに、当館における今後の課題として、デジタルコンテンツの拡充が挙げられます。現在、当館が収蔵する資料の情報をホームページ上に公開する取組を行っており、この取組は在宅や遠隔地にいる方に対するサービス向上につながるものであるため、より一層拡充していくことが重要です。

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 小柱 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

<取組みの方向性>

9101 障害者の創作活動の支援 (文化課)

障害者が行う文化芸術活動の充実を図るため、障害者が出演、運営又は参加する事業の実施団体への補助について特別基準を設けます。

9102 障害者等の文化芸術活動の普及 (文化課、障害福祉課)

障害者施設等において音楽鑑賞事業や演劇・ダンス等のワークショップを実施し、鑑賞・参加機会の充実を図ります。

また、障害者芸術文化活動支援センターを設置し、障害者の文化芸術活動を支援するとともに、神奈川県障害者文化・芸術祭を開催し、障害者の文化芸術活動の普及を図ります。

9103 障害者の芸術活動をサポートできる文化施設従事者の育成 (文化課、共生推進本部室)

障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるため、障害者の文化芸術活動をサポートする人材を養成します。

また、地域共生社会の実現のため、障害の程度や状態にかかわらず誰もが文化芸術を鑑賞、創作、発表する機会の創出や環境整備を行い、障害者が自ら楽しむための取組を推進します。

9104 県立文化施設における配慮 (文化課、生涯学習課)

県立文化施設における展示等においては、音声、文字、手話等による展示解説や筆談対応など、情報保障のための鑑賞サポートを行います。

あわせて、障害の特性に応じて文化・芸術を鑑賞しやすい環境の整備を行い、障害者の意見を踏まえながら、鑑賞機会や利用拡大のための工夫・配慮を提供するための取組を推進します。

9105 視覚障害者の文化芸術活動の支援 (障害福祉課)

ライトセンターにおいて、手芸や茶道などの文科系クラブ活動のための場の提供を行い、障害者の自主的な文化芸術活動を支援します。

9106 視覚障害者のためのスポーツ振興 (障害福祉課)

大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
▶ **中柱** 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
▶ **小柱** (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

ライトセンターにおいて、視覚障害の特性に配慮したスポーツ施設を設置し、視覚障害者の健康維持増進のためのスポーツ振興に取り組みます。また、視覚障害者が安心して地域のスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設への働きかけ等を行います。

9107 レクリエーション大会等の開催 【再掲：9206】 (スポーツ課)

レクリエーションスポーツ等を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により各種レクリエーション教室や大会(運動会等)を開催し、障害者が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

9108 福祉バスの運行による外出の支援 (障害福祉課)

障害者団体が、文化・レクリエーション活動等のために団体で福祉バスを利用して外出することを支援します。

9109 メタバースを活用した共生社会の実現に向けた取組【再掲：5403】

(共生推進本部室)

障害者などの当事者、学識経験者、行政などによる「ともいきメタバース研究会」を立上げ、生きづらさを抱える人々の新たなコミュニケーションツールとしてのメタバースの活用等、社会参加の機会を拡充していくために検討・議論していきます。

また、障害者等がメタバース技術等を習得できる講習会の開催や、講習会で制作した作品やともいきアートを展示する美術館をメタバース上に開設します。

9110 県立の図書館における配慮 (生涯学習課)

県立の図書館において、文字の拡大や音声読み上げ機能が使用できる電子書籍や大活字本、LLブックの収集・提供やスロープ、拡大読書器等の設置により、図書館利用に係る体制の整備を行うとともに、図書館資料の郵送貸出、レファレンス(調べもの)サービスの提供、視覚障害者等による電子書籍等の利用時の司書等による支援等、障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮がなされた読書環境の整備に努めます。また、障害者サービスに関する職員研修等を実施し、司書等の資質の向上を図ります。

9111 県立文化施設等における配慮 【再掲：9104】 (生涯学習課)

県立の博物館、美術館及び文化施設における展示等において、展示解説や筆談対応等、障害者のニーズを踏まえた工夫・配慮が提供されるよう努めます。

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 小柱 (1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

9112 県施設の利用料等の割引等

(障害福祉課)

県が所管する施設を障害者が利用する際には、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	共生共創事業の参加者、観覧者等満足度 ※共生共創事業は、シニア劇団やシニアダンス 企画の運営、障害者等が参加する良質な内 容の舞台公演等を実施するもの	77.8% (2022年)	83% (2029年)
	神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数 ※神奈川県障害者文化・芸術祭は、障害者団 体による音楽・演劇等の発表及び作品展示 等を実施するもの	12団体 (2022年)	前年度実績以 上の団体数

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ 小柱 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

該当する条文

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗

(2) スポーツ活動等の取組みの推進

<現状と課題>

【スポーツ課(作成中)】

これまで県では、神奈川県スポーツ推進計画に基づき、県民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指して、障害の程度に関わらず、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害者がスポーツをする機会の拡大や障害者スポーツに対する理解の促進に取り組んできました。

こうした中で開催された東京 2020 パラリンピックでは、躍動するアスリートの姿が県民に感動と勇気を与え、大きな盛り上がりを見せました。

しかしながら、障害者がスポーツを実施する環境が十分に整っていないことなどから、障害者スポーツは期待したような広がりを見せていないのが現状です。

障害者が障害の種類や程度に応じて、様々なスポーツに気軽に取り組めるよう、障害者スポーツ団体等と連携し、障害者スポーツを支える人材の育成や、身近な地域でスポーツ活動に参加するための環境づくりが重要あり、あわせて障害者のアスリートが活躍できるよう、競技大会への派遣やアスリートの育成強化を推進していくことが重要です。^{9201、9205、}

^{9206、9207、9208、840}

こうした障害者スポーツの取組をさらに進めるとともに、障害の程度等に関わらず、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる「かながわパラスポーツ」の理念を踏まえ、誰もがともにスポーツを楽しむ機会の提供を図っていくことも重要です。⁹²⁰²

これらの課題に取り組むため、県では令和5年3月に計画の見直しを行い、「スポーツを通じた共生社会の実現」を施策の柱に掲げ、障害者のスポーツ活動等の取組をさらに推進します。

- 大柱** IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
- ▶ **中柱** 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
- ▶ **小柱** (2) スポーツ活動等の取組みの推進

<取組みの方向性>

9201 障害者スポーツを支える人材の養成等 (スポーツ課)

障害者スポーツを支える人材として、公益財団法人日本パラ障害者スポーツ協会公認の「初級パラスポーツ指導員」や県独自の「神奈川県障害者スポーツサポーター」の養成及び活用を進め、すべての人が自分の運動機能を活かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支える「かながわパラスポーツ」を実現できる環境づくりに取り組みます。

9202 誰もが障害者スポーツに親しめる機会の提供 (スポーツ課)

障害の有無に関わらず、誰もが障害者スポーツに親しめる機会や環境をつくるとともに、パラリンピックやデフリンピック等を通じて障害者スポーツの振興を図ります。

9203 競技大会を通じた障害者スポーツの普及 (スポーツ課)

全国障害者スポーツ大会への神奈川県選手団の派遣を通じて障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組みを支援します。

特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、精神障害者が参加できる競技大会の拡大に取り組みます。

9204 アスリートの育成強化 (スポーツ課)

パラリンピック競技大会やデフリンピック競技大会など、今後の国際大会に向けて神奈川県育ちのアスリートが活躍できるよう有望なアスリートの育成・強化と指導者の育成を支援します。

9205 特別支援学校における地域交流 (特別支援教育課、スポーツ課)

特別支援学校等の学校施設を障害者のスポーツ活動の場として活用することなどにより、障害者が身近な地域でスポーツに親しむ場を作ります。

9206 レクリエーション大会等の開催 【再掲：9107】 (スポーツ課)

スポーツ・レクリエーション活動レクリエーションスポーツ等を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

- 大柱 IV. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 - ▶ 中柱 9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興
 - ▶ 小柱 (2) スポーツ活動等の取組みの推進

<数値目標>

【県独自の目標】

	把握する状況	現状値	目標値
	神奈川県障害者スポーツサポーター養成数(累計)	623人 (2022年)	1,183人 (2029年)

おわりに

作成中

資料

1. 数値目標、見込値等の一覧（調整中）

NO.	項目	種類	4年度実績	6年度	9年度	担当課
I すべての人のいのちを大切にす取組み……………(大柱)						
I すべての人の権利を守るしくみづくり……………(中柱)						
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止……………(小柱)						
	虐待認定数					
	虐待相談件数					
	障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数					
	虐待に関する弁護士による法的な助言回数					
(2) 障害を理由とする差別の解消						
	県民ニーズ調査における障がい理由とする差別や偏見があると思うと回答する方の割合					
	職員対応要領を策定した市町村数					
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数					
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村における障害当事者委員の割合					
(3) 意思決定支援の推進						
	意思決定支援の研修受講者数					
2 ともに生きる社会を支える人づくり						
(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成						
	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修、実践研修)累計修了者数					
	喀痰吸引等研修事業研修受講者数					
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数					
	障がい保健福祉に従事する職員を対象とした研修回数					
	発達障がい児者のためのペアレントトレーニング普及研修の実施自治体数					
	【再掲】障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数					
	サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の終了者数					
	障害者グループホームサポートセンター事業における職員研修の累計修了者数					
	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修、実践研修)累計修了者数					
	障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数					
	障害支援区分認定調査員研修の実施回数					
(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成						
	重度重複障害者等支援看護師養成研修の累計修了者数(看護師養成研修、普及啓発研修)					
	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の受講者数(政令市含む県全体)					
II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み						
3 安心して暮らせる地域づくり						
(1) 相談支援体制の構築						
	★相談支援事業所における相談支援専門員の実人数★					
	★相談支援事業の累計利用者数<障害者、障害児>★					
	★基幹相談支援センターを設置する市町村数★					
	相談支援専門員による障がいサービス等利用計画等作成率<障がい者>><障がい児>					
	相談支援従事者研修の累計修了者数					
	相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の回数、人数					
	相談支援事業所総数					
	相談支援従事者等の質の向上や、専門性の強化のための研修(専門コース別研修)の受講者数					
	圏域自立支援協議会の開催回数					
	指定計画相談支援の見込量(サービス利用支援、継続サービス利用支援、地域移行支援、地域定着支援)					
	発達障害者支援センター相談件数					
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数					

NO.	項目	種類	4年度実績	6年度	9年度	担当課
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数					
	神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数					
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)					
	ペアレントメンターの人数					
	ピアサポートの活動への参加人数					
	発達障害支援センター職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数					
	自閉症児者に対する専門の医師を各児童相談所に配置し、相談機能を強化した回数					
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数					
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数					
	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数					
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数					
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数					
	神奈川県障害者自立支援協議会の開催回数					
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数、参加事業者・機関数					
	協議会の専門部会の設置数					
	協議会の専門部会の実施回数					
	高次脳機能障害支援普及事業における相談支援事業実績(延相談者数)					
	高次脳機能障害セミナー参加人数					
	(2) 地域生活移行支援等の充実					
	★地域生活移行者数★					
	★施設入所者数の減少数★					
	訪問系サービス見込量(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)					
	日中活動系サービス見込量					
	(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所(福祉型、医療型))					
	居住系サービス見込量(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)					
	【再掲】指定計画相談支援の見込量(サービス利用支援、継続サービス利用支援、地域移行支援、地域定着支援)					
	地域移行・地域生活支援事業の実施によるピアサポーター実活動者数					
	4 地域生活を支える福祉・医療体制づくり					
	(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上					
	★障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所・施設の割合★					
	★県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する回数★					
	【再掲】訪問系サービス見込量(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)					
	【再掲】日中活動系サービス見込量					
	(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所(福祉型、医療型))					
	【再掲】居住系サービス見込量(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)					
	オストメイト社会適応訓練事業の実施が所数					
	音声機能障害者発生訓練講習会の実施回数					
	基幹相談支援センター連絡会の開催回数(回/年)					
	障害者社会参加推進センターにおける講習会の実施回数					
	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数					
	自立支援審査システム支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数					
	身体障害者補助犬の給付者数					

NO.	項目	種類	4年度実績	6年度	9年度	担当課
	(2) 地域における支援体制の整備					
	★地域生活支援拠点等のコーディネーター、担当者の配置等の各種体制の構築★					
	★地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討★					
	★強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備をしている市町村数★					
	各市町村における地域生活支援拠点等の整備状況					
	地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数					
	地域生活支援拠点等の運用所備数の検証及び検討の実施回数					
	市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数					
	指定障害者支援施設の必要定員総数					
	指定障害児入所施設等の必要定員総数					
	上記のうち福祉型					
	上記のうち医療型及び指定発達支援医療機関					
	(3) 保健・医療施策の推進					
	★精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数★					
	★精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)★					
	★精神病床への入院後、早期に退院する人の割合 入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率★					
	精神病床における入院需要(患者数)					
	県酒害相談員研修 回数					
	県酒害相談員地区別一般研修会 回数					
	市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかる協議の場の設置数					
	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数					
	協議の場における保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数					
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数					
	精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練、生活訓練の年間の実利用者数					
	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数					
	訪問診療を実施している診療所・病院数					
	訪問歯科診療を実施している診療所・病院数					
	障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率					
	障害者歯科診療における一次・二次医療担当者研修参加者数					
	難病医療協力病院の設置数					
	脳血管疾患の年齢調整死亡率(人口10万人対)					
	(4) 障害のある子どもへの支援の充実					
	★児童発達支援センターを設置する市町村の数★					
	★障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築★					
	★関係機関への巡回支援の件数★					
	★新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築(に向けた取組)★					
	★主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保している市町村の数★					
	★主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保している市町村の数★					
	★医療的ケア児支援のための関係機関の連携のための協議の場を設置している市町村の数★					
	★医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数★					
	★市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数★					
	発達障害者支援センター相談件数					
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数					

NO.	項目	種類	4年度実績	6年度	9年度	担当課
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数					
	神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催回数					
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)					
	ペアレントメンターの人数					
	ピアサポートの活動への参加人数					
	発達障害支援センター職員が関係機関の調整・検討会議等に参加して、地域の支援体制の充実に協力した回数					
	県における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数					
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数					
	医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村					
	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置					
	児童発達支援事業等を行う事業所数<児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援>					
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数					
	保育士等キャリアアップ研修に係る障害児保育に関する研修の累計修了者数					
	指定障害児通所支援の見込量					
	(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)					
	指定障害児入所支援(福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助)の見込量					
	(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実					
	★障害児等メディカルショートステイの利用件数★					
	重症心身障害児者への1人当たりへの平均支援回数					
	(6) 支援者の負担軽減に向けた取組みの推進					
	★ロボットやICT機器について補助事業を活用して導入した事業所等の数★					
	(介護ロボット見学会の参加者数)					
Ⅲ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み						
5 当事者の社会参加を推進する環境づくり						
(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進						
	★援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度★					
	視覚障害者用付加装置等の整備状況					
	心のバリアフリー推進員の累計養成者数					
(2) 意思疎通支援の充実						
	盲ろう者通訳・介助員の派遣件数					
	点訳・朗読奉仕員の派遣件数					
	手話通訳者の派遣件数					
	要約筆記者の派遣件数					
	失語症向け意思疎通支援者の派遣件数					
	盲ろう者通訳・介助員の養成研修修了者数					
	点訳・朗読奉仕員の養成研修修了者数					
	手話通訳者の養成研修修了者数					
	要約筆記者の養成研修修了者数					
	失語症向け意思疎通支援者の養成研修修了者数					
	手話講習会の実施事業所数の累計					
	電話リレーサービスの登録件数					
	ライトセンターの蔵書数(点字図書、録音図書及び拡大図書)					

(3) 行政情報等のアクセシビリティ(利便性)の向上						
NO.	項目	種類	4年度実績	6年度	9年度	担当課
	県管理選挙における選挙公報の点字版、音声版及び拡大文字版の配布部数					
	公的機関のウェブサイトの情報アクセシビリティに関するJIS規格への準拠率					
	障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数					
	(4) デジタル技術を活用した障害者支援の充実					
	かながわ障害者IT支援ネットワーク(関連SNSも含む)への投稿記事数					
	公的機関のウェブサイトの情報アクセシビリティに関するJIS規格への準拠率					
	(5) 防災及び災害発生時の対策整備					
	(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実					
	障がい者及び障がい者を見守る人向けの消費者教育に関する講座等の開催数					
	6 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり					
	(1) 就労支援の充実					
	★一般就労への年間移行者数★					
	★就労系3サービス(就労移行支援、就労継続支援A・B)のサービス提供量★					
	★就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち就労定着支援事業を利用する人の数★					
	★就労定着支援事業のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合★					
	就労選択支援事業の利用者数					
	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練を受講した人数					
	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導した人数					
	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所へ誘導した人数					
	福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数					
	障害者職業能力開発校の修了者における就職率					
	障害者の委託訓練修了者における就職率					
	(2) 障害者雇用の促進					
	★障害者就労施設等からの物品等の調達実績額★					
	★就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額★					
	県における障害者の雇用率					
	かながわ工賃アップ検討会を開催数					
	IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み					
	7 ともに生きるための意識づくり					
	(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発					
	★ともに生きる社会かながわ憲章の認知度★					
	★県民ニーズ調査における障害者に配慮した行動をとる人が増えたと思うと回答する方の割合★					
	【再掲】心のバリアフリー推進員の累計養成者数					
	障害者理解のための企業向け講座の累計受講者数					
	(2) 障害の理解と差別解消の促進					
	★援助や配慮が必要な方のためのマーク「ヘルプマーク」の認知度★(再掲)					
	心のバリアフリー推進員の累計養成者数(再掲)					
	難病医療協力病院の設置数					
	(3) 障害者主体の活動の促進					
	市町村における障害福祉計画等策定委員会における障害当事者委員の人数					
	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村における障害当事者委員の数(再掲)					

NO.	項目	種類	4年度実績	6年度	9年度	担当課
	8 ともに育つための教育の振興					
	(1) 教育環境の整備					
	★幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている学校の割合★					
	★幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている学校の割合★					
	(2) インクルーシブ教育の推進					
	★高等学校において通級による指導を受けている児童生徒数★					
	9 ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興					
	(1) 文化・芸術及び余暇活動等の取組みの推進					
	共生共創事業の参加者、観覧者等満足度					
	神奈川県障害者文化・芸術祭の参加団体数					
	(2) スポーツ活動等の取組みの推進					
	★神奈川県障害者スポーツサポーター養成数★					

2. 各年度における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 指定障害福祉サービス等のサービス見込量

(1か月当たりの見込量)

サービス種別	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 訪問系サービス				
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援				
イ 日中活動系サービス				
生活介護				
自立訓練(機能訓練)				
自立訓練(生活訓練)				
就労移行支援				
就労継続支援A型				
就労継続支援B型				
就労定着支援				
療養介護				
福祉型短期入所				
医療型短期入所				
ウ 居住系サービス				
自立生活援助				
共同生活援助				
施設入所支援				
エ 指定計画相談支援				
指定計画相談支援				

オ 指定地域相談支援(※年間の実利用者数の見込み)				
地域移行支援				
地域定着支援				

(2) 障害児通所支援等のサービス見込量

(1か月当たりの見込量)

サービス種別	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ア 障害児通所支援				
児童発達支援				
医療型児童発達支援				
放課後等デイサービス				
居宅訪問型児童発達支援				
保育所等訪問支援				
イ 障害児入所支援				
福祉型障害児入所施設				
医療型障害児入所施設				
ウ 障害児相談支援				
障害児相談支援				

※ 「人日分」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3. 障がい保健福祉圏域ごとの目標値等

(1) 令和8年度の成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(単位:人)

障がい保健福祉圏域	(基準) 令和元年度末 現在の施設 入所者数(A)	【目標値】 令和5年度末 までの地域生活 移行者数(B)	令和5年度末の施設 入所者数の見込 (C)	【目標値】 施設入所者の 減少見込 (A)-(C)
横 浜				
川 崎				
相 模 原				
横 須 賀・三 浦				
湘 南 東 部				
湘 南 西 部				
県 央				
県 西				
合 計				
比 率				

イ 福祉施設の利用者の一般就労への移行

障がい保健福祉圏域	(基準) 令和4年度に福祉施設 から一般就労へ移行し た人数	【目標値】 令和8年度に福祉施設 から一般就労へ移行す る人数
横 浜		
川 崎		
相 模 原		
横 須 賀・三 浦		
湘 南 東 部		
湘 南 西 部		
県 央		
県 西		
合 計		
比 率		

(2) 指定障害福祉サービス等の見込量

ア 訪問系サービス

居宅介護等（ホームヘルプサービス等）のサービス見込量

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	時間 人数				
川 崎	時間 人数				
相 模 原	時間 人数				
横 須 賀・三 浦	時間 人数				
湘 南 東 部	時間 人数				
湘 南 西 部	時間 人数				
県 央	時間 人数				
県 西	時間 人数				
合 計	時間 人数				

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横 須 賀・三 浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(1) 自立訓練（機能訓練）のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(ウ) 自立訓練（生活訓練）のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(イ) 就労移行支援のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(オ) 就労継続支援A型のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(カ) 就労継続支援B型のサービス見込量 (単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(キ) 就労定着支援のサービス見込量 (単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

(ク) 療養介護のサービス見込量 (単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

(ケ) 短期入所のサービス見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

障がい保健 福祉圏域	単位	福祉型短期入所サービス見込量			医療型短期入所サービス見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数						
川 崎	人日 人数						
相 模 原	人日 人数						
横須賀・三浦	人日 人数						
湘 南 東 部	人日 人数						
湘 南 西 部	人日 人数						
県 央	人日 人数						
県 西	人日 人数						
合 計	人日 人数						

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

(イ) 共同生活援助（グループホーム）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

(ウ) 施設入所支援（障害者支援施設における入所サービス）のサービス見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

エ 指定計画相談支援

指定計画相談支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

オ 指定地域相談支援

(7) 地域移行支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

(1) 地域定着支援の見込量

(単位:人分=年間の利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

(3) 指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の見込量

ア 障害児通所支援

(7) 児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(1) 医療型児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(ウ) 放課後等デイサービスの見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(イ) 居宅訪問型児童発達支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

(オ) 保育所等訪問支援の見込量

(単位:人日分=1か月当たりの延べ利用日数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人日 人数				
川 崎	人日 人数				
相 模 原	人日 人数				
横須賀・三浦	人日 人数				
湘 南 東 部	人日 人数				
湘 南 西 部	人日 人数				
県 央	人日 人数				
県 西	人日 人数				
合 計	人日 人数				

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型障害児入所支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜 市	人				
川 崎 市	人				
相 模 原 市	人				
横 須 賀 市	人				
県	人				
合 計	人				

(イ) 医療型障害児入所支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜 市	人				
川 崎 市	人				
相 模 原 市	人				
横 須 賀 市	人				
県	人				
合 計	人				

ウ 障害児相談支援

障害児相談支援の見込量

(単位:人分=利用人数)

障がい保健 福祉圏域	単位	利用実績	サービス見込量		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
横 浜	人				
川 崎	人				
相 模 原	人				
横須賀・三浦	人				
湘 南 東 部	人				
湘 南 西 部	人				
県 央	人				
県 西	人				
合 計	人				

4 計画策定に関する主な経過

(1) 改定素案に対する県民意見等の募集と反映の状況

① 意見募集期間

令和5年10月〇日～令和5年11月〇日

② 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

③ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、障害当事者等関係団体へのヒアリング

④ 意見募集の結果

ア 意見件数

〇〇〇件

イ 意見の内訳及び意見の反映状況

(ア) 意見内容の内訳		件数
1	基本計画(策定の背景、障がい者数の推移等)に関する意見	
2	基本的な考え方に関する意見	
3	分野別施策の基本的方向(すべての人のいのちを大切に作る取組み)に関する意見	
4	分野別施策の基本的方向(誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み)に関する意見	
5	分野別施策の基本的方向(障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み)に関する意見	
6	分野別施策の基本的方向(地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み)に関する意見	
7	施策の推進体制に関する意見	
8	別表:基本計画に係るKPI・活動指標に関する意見	
9	その他	
(イ) 意見の反映状況		
1	新たな計画に反映しました。	
2	新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	
3	今後の政策運営の参考とします。	
4	反映できません。	
5	5 その他(感想・質問等)	

(2) 行政の審議体制と当事者意見を取り入れるための取組み

【県の審議】

本県では、障害者計画や障害福祉計画等の策定や改定、計画の進行管理、障害者施策の監視等について調査・審議するため、障害者基本法第36条に基づき都道府県及び指定都市が設置する執行機関の附属機関「神奈川県障害者施策推進協議会」を設置しています。

▶ 神奈川県障害者施策審議会による計画改定の審議

令和5年6月2日	基本計画の策定に向けた検討
令和5年9月5日	基本計画の策定に向けた検討
令和5年〇月〇日	基本計画の策定に向けた検討
令和〇年〇月〇日	基本計画の策定に向けた検討

▶ 神奈川県議会厚生常任委員会への報告

令和5年6月	基本計画の骨子案について報告
令和5年9月	基本計画の素案について報告
令和5年12月	基本計画の改定素案について報告
令和6年〇月	基本計画案について報告

▶ 神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会

令和〇年〇月〇日	基本計画の〇〇について報告
----------	---------------

▶ 神奈川県社会福祉審議会

令和〇年〇月〇日	基本計画の〇〇について報告
令和〇年〇月〇日	基本計画の〇〇について報告

【当事者の意見】

▶ 団体意見

令和5年	基本計画の策定に関する意見の募集
〇月〇日~〇月〇日	

▶ 障がい者施策説明会

令和〇年〇月〇日	基本計画の〇〇について報告
----------	---------------

【その他】

▶ 神奈川県障害者自立支援協議会

- 令和〇年〇月 基本計画の〇〇について
- 令和〇年〇月 基本計画の〇〇について
- 令和〇年〇月 基本計画の〇〇について報告

【市町村連携】

国の基本計画や基本指針を踏まえた本県の考え方のほか、計画策定における留意事項等を説明し、広域的調整と市町村計画との整合性を図ることを目的とした会議を開催しました。

▶ 市町村障害福祉主管課長会議

- 令和〇年〇月〇日 基本計画の〇〇について報告

▶ 障害福祉計画等の策定に係る市町村担当者会議

- 令和5年4月26日 基本計画の〇〇について報告

▶ 障害福祉計画等の策定に係る圏域調整会議

- 令和〇年〇月〇日 基本計画の〇〇について

5. 障害福祉に係る法整備等の歴史



《障害福祉施策に関する主な法律の施行等》

2005(平成17)年4月:「発達障害者支援法」の施行

発達障害の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて、一体的な支援を行う体制の整備など。

2006(平成18)年4月:「障害者自立支援法」の施行

身体障害、知的障害、精神障害の一元化、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編など。

2006(平成18)年12月:「バリアフリー法」の施行

(※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障害者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進など。

2006(平成18)年12月:「教育基本法」の全部改正

「教育の機会均等」に関する規定に、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに明記など。

2007(平成19)年9月:「障害者権利条約」に署名

(※障害者の権利に関する条約)

障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置など。(平成26年1月批准)

2011(平成23)年8月:「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者の保護の追加など。

2012(平成24)年10月:「障害者虐待防止法」の施行

(※障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

障害者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。

2013(平成25)年4月:「障害者自立支援法」の一部改正

(※法律の名称の「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」への改正)

障害者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。(一部平成26年4月施行)

2013(平成25)年4月:「障害者優先調達推進法」の施行

(※国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関して、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることなど。

2016(平成28)年4月:「障害者差別解消法」の施行

(※障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進することなど。

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えた。

県は、このような事件が二度と繰り返されないよう、平成 28 年 10 月、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを、ともに生きる社会の実現を目指す県政の基本的な理念とした。

県は、津久井やまゆり園の再生を進める過程において、利用者に対するより良い支援のあり方を模索してきた。そうしたところ、これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われてきたが、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者本人の目線に立たなくてはならないことに改めて気付いた。

そして、障害者との対話を重ね、その思いに寄り添うために全力を注いだ。その結果、障害者一人一人の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとの考えに至った。

そこで、令和 3 年 11 月、「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者目線の障害福祉に転換することを誓った。

顧みると、我が国においては、昭和 56 年の国際障害者年を転機として、ノーマライゼーションの理念の下、全ての障害者が自立と社会参加をすることができるよう環境の整備が進められてきた。また、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備が行われ、平成

26 年には、障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、全ての障害者が自分らしく暮らしていくことができる社会環境の整備は、いまだ道半ばである。

私たちは、この現状に真摯に向き合い、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、障害者も含めた県民、事業者、県等が互いに連携し、一体となった取組を進めるべく、普遍的な仕組みを構築していかなければならない。

このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、その基本となる理念や原則を明らかにした、当事者目線の障害福祉を進めていくための基本的な規範として、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害をいい、「障害者」とは同号に規定する障害者をいう。

- 2 この条例において「当事者目線の障害福祉」とは、障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉をいう。
- 3 この条例において「意思決定支援」とは、障害者が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。
- 4 この条例において「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、同条第 11 項に規定する障害者支援施設を経営する事業を行う者、同条第 18 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同条第 26 項に規定する移動支援事業を行う者、同条第 27 項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第 28 項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う者、同条第 7 項に規定する障害児相談支援事業を行う者及び同法第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第 3 条 当事者目線の障害福祉の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。

- (2) 障害者一人一人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること。
- (4) 障害者の性別、年齢、障害の特性及び生活の実態に応じて関係者が連携し、障害者一人一人の持つ可能性が尊重されること。
- (5) 障害者のみならず、障害者に関わる人々も喜びを実感することができること。
- (6) 多様な人々により地域社会が構成されているという認識の下に、全ての県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、相互に支え合いながら、社会全体で取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、事業者等と連携し、障害及び当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものとする。
- 3 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策に、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が当事者目線の障害福祉に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるとともに、県が実施する当事者目線の障害福祉に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めなければならない。

(障害福祉サービス提供事業者の責務)

第7条 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、毎年度、基本計画の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(基本計画に定める施策)

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

(1) 障害者が、障害の特性及び生活の実態に応じ、自立のための適切な支援を受け、かつ、多様な地域生活の場を選択することができるようにするための医療、介護、福祉等に関する施策

(2) 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じることができるようにするための施策

- (3) 障害者である子どもの教育を保障し、及び障害者が生涯にわたり学習を継続することができるようにするための施策
- (4) 障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けることができるようにするための施策
- (5) 障害者の多様な就業機会の確保、個々の障害者の特性に配慮した就労の支援及び障害者の雇用促進に関する施策
- (6) 障害者のための住宅の確保及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備の促進に関する施策
- (7) 障害者が円滑に利用できるような公共的施設の構造及び設備の整備並びに障害者が移動しやすい環境の整備に関する施策
- (8) 障害者が十分に情報を取得し、及び利用し、並びに円滑な意思疎通を図ることができるようにするための情報提供その他の支援に関する施策
- (9) 障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立を促進するための施策
- (10) 障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするための環境の整備に関する施策
- (11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策
- (12) 障害者が行政機関等における手続を円滑に行うことができるようにするための環境の整備に関する施策

(意思決定支援の推進)

第10条 障害福祉サービス提供事業者は、意思決定支援の実施に努めなければならない。

2 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備するものとする。

3 県は、障害福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行うものとする。

(障害者の権利擁護)

第 11 条 障害福祉サービス提供事業者、障害者の家族その他の関係者（次項においてこれらを「関係者」という。）は、施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。

2 関係者は、障害者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めなければならない。

(障害を理由とする差別、虐待等の禁止)

第 12 条 何人も、障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない。

(障害を理由とする差別に関する相談、助言等)

第 13 条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備するものとする。

2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 相談者に対し、助言、情報の提供等を行うこと。

(2) 関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと。

(3) 他の地方公共団体への通知その他の連絡調整を行うこと。

(社会的障壁の除去)

第14条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、その意思を推知することができるときで、社会的障壁の除去についてその実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

（虐待等の防止）

第15条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

2 障害福祉サービス提供事業者は、その従業者に対し、障害者に対する虐待等の防止に関する研修及び啓発を行うよう努めなければならない。

（虐待の早期発見等）

第16条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見のため、障害者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害者に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備するものとする。

（障害者の家族等に対する支援）

第17条 県は、障害者の家族その他の関係者（以下この条において「障害者の家族等」という。）の日常生活における不安の軽減を図るため、障害者の家族

等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進)

第 18 条 県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

(障害者主体の活動の促進)

第 19 条 県は、障害者の自立及び社会参加の促進のために障害者が主体となつて企画し、及び実施する活動（以下この条において「障害者主体の活動」という。）に関する県民等の理解を深め、その活性化を図るため、障害者主体の活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県内において障害者主体の活動に取り組む団体又は個人が、相互に連携し、必要な情報を共有し、及び協働することができるよう支援に努めるものとする。

3 県は、障害者主体の活動の促進に資するよう、国内外の障害者主体の活動に関する情報の収集、整理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯にわたる障害者への支援体制の整備)

第 20 条 県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(高齢者施策等との連携)

第 21 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、高齢者及び子どもの福祉に関する施策との連携を図るものとする。

(支援手法に関する調査研究)

第 22 条 県は、障害の特性に応じた支援手法の確立を図るため、国内外の先進的な取組に関する情報の収集その他の調査研究に努めるものとする。

(中核的な役割を担う拠点の整備)

第 23 条 県は、当事者目線の障害福祉の推進に資するよう、障害者の地域生活の支援及び社会参加の促進に関して中核的な役割を担う拠点の整備に努めるものとする。

(地域間の均衡)

第 24 条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策の実施に当たっては、障害者に対する福祉サービスの地域間の均衡が図られるよう努めるものとする。

(自立支援協議会の活動の推進等)

第 25 条 県は、障害者への支援体制の整備を図るため、障害保健福祉圏域（保健及び医療と福祉との連携を図る観点から県内を区分した区域のことをいう。）ごとに協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。次項において同じ。）を置くとともに、その活動を推進するものとする。

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。

(人材の確保、育成等)

第 26 条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材（次項において「従事者」という。）の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

- 3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 障害者等の支援マーク

障害の中には、難聴や中途失聴、ろう等の聴覚障害や身体内部の機能障害など、外見からはわかりにくい障害があります。

このような障害のある方や難病患者のなかには、見た目には障害が分からないことで、周囲から誤解をされたり、不利益を被ったり、危険にさらされたりするなど、社会生活を送る上で多くの不便がある場合があります。

また、会話による意思の疎通が難しかったり、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方もおり、電車やバスといった公共交通機関等では「優先席」を利用したり、特別な配慮が必要となる場合があります。

神奈川県が目指す「地域共生社会」「ともに生きる社会」は、障害のある方もない方も共に暮らしやすい社会を目指すことで実現します。

私たち一人ひとりが障害のことを知り、「障害のある方が、どんな環境で、どんな支援を必要としているのか」や「障害のある方が感じる不便や悩みに気付く」ことが重要です。

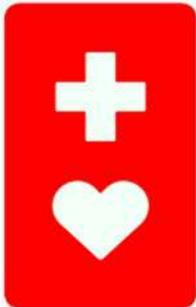
障害のある方が支援を必要としていることや、障害に配慮された施設・設備があることを分かりやすく伝えるため、様々なマークや標示がつくられています。

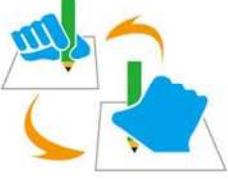
これらのマークを御理解いただき、必要に応じて配慮へのご協力をお願いいたします。

※なお、これらのマークには、国際的に定められたものや、自治体や障害者団体等が独自に提唱しているものなどが含まれます。

マークの名称	概要等
<p>障害者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見掛けた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。</p> <p>特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>盲人のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見掛けるマークです。</p> <p>このマークを見掛けた場合には、視覚障害者の利用への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>

<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。</p> <p>「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声掛けをお願いします。</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>ヒアリングループマーク</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているT コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を増設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマークはオストメイトの為の設備（オストメイト対応トイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見掛けた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>

<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害のある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害者の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見掛けた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見掛けた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声を掛ける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>

<p>筆談マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしく申し上げます。</p>

参考：障害者白書（内閣府）

8. 用語の説明（50音順）

行	用語	説明
	ITS (高度道路交通システム)	最先端の情報通信技術等により、人と道路と車両とを一体として構築することで、交通管理の最適化を図り、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通し環境保全に寄与する道路システムのこと。
	ETC2.0	全国高速道路の約1,700カ所に設置された通信アンテナ「ITSスポット」とETC2.0対応車載器、カーナビが双方向通信することで、料金収受だけでなく、道路交通情報の提供などのドライバー支援等を行うシステム
	一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。 一方で、就労継続支援事業所などで就労することを「福祉的就労」という。
	医療的ケア	看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども
	インクルーシブ教育 (inclusive education)	支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと。また、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、
	ウェブアクセシビリティ	誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること
	NPO (Non Profit Organization)	非営利団体や特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。 また、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体を指すこともある。
	オーラルフレイル	ささいな口腔機能の低下から始まる、心身機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態のこと。 「わずかなむせ」、「食べこぼし」、「発音がはっきりしない」、「噛めないものの増加」などが一例。
	基幹相談支援センター	市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組といった役割が求められている。

行	用語	説明
	強度行動障害	他害（噛みつき、頭つきなど）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形で出現している状態のこと。
	居宅介護 （ホームヘルプ）	障害福祉サービスのひとつ。 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	筋電義手	筋肉を収縮する時に発生する微弱な電流をスイッチ信号として利用して、電動ハンド（手先具）を開閉することができる義手。
	グループホーム （共同生活援助）	障害福祉サービスのひとつ。 共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。
	ケアラー	高齢、身体上又は精神上的の障害や疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。
	高次脳機能障害	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能（高次脳機能）に障害が起きた状態。
	更生相談所	18歳以上の障害者の福祉について、相談や医学的、心理学的、及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行う機関。身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所がある。
	工賃	就労継続支援B型事業所等が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。
	合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。
	国際生活機能分類（ICF）	人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機構（WHO）総会において採択された。健康状態、心身機能、障害の状態を相互影響関係及び独立項目として分類し、当事者の視点による生活の包括的・中立的記述を狙いにする医療基準を指す。 これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子などの観点を加えている。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

行	用語	説明
	差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第17条の規定に基づき、医療、介護、教育等の関係機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報共有するとともに、障害者差別を解消するための取組みを行うためのネットワークとして組織する協議会
	サービス管理責任者	障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、他のサービス提供者に対する指導的役割を持つ指定障害福祉サービス事業所等への配置が義務付けられている者
	サピエ図書館	正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。視覚障害者等に対して、全国の点字図書館が作成した点字図書やデージー図書のデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
	視覚障害者誘導用ブロック	いわゆる「点字ブロック」のこと。視覚障害者に対する誘導や段差の存在などの警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。移動方向を指示する線上ブロックと、段差の存在などの警告や注意喚起を行うための点状ブロックがある。形状、寸法などはJISで規格化されている。
	視覚障害者用付加装置 (音響式信号機)	交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーより誘導音を鳴動させる装置。
	施設入所支援	障害福祉サービスのひとつ。 入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	市町村障害者就労支援センター	障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関として県内の市町村が設置している機関。 センターのある市町村内に在住の者、若しくは勤めている者を対象としている。
	児童発達支援センター	障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設。
	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないが、各市町村等が実施する市民後見人養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や技術、社会規範、倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人。

行	用語	説明
	住宅確保要配慮者	障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保することが困難な人及びその世帯。 配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、省令に定められている。
	就労移行支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援	障害福祉サービスのひとつ。 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。 雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。
	就労定着支援	障害福祉サービスのひとつ。 一般就労した障害者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。
	障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条の規定により、①障害者計画の策定に意見を述べる、②障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を監視する、③障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する事務を処理するために設定された執行機関の附属機関。
	重度障害者等包括支援	障害福祉サービスのひとつ。 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	重症心身障害児	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。
	重度訪問介護	障害福祉サービスのひとつ。 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	障害児(者)生活サポート事業	在宅障害児(者)の社会活動などを支援するため、一時預かりや送迎など、障害児(者)及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間団体に県、市町村が補助を行う事業。
	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき提供されるサービス。 障害児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団・生活への適用訓練等のサービスを提供する事業をいう。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。

行	用語	説明
	障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする法律。
	障害者芸術文化活動支援センター	国の障害者芸術文化活動普及支援事業に基づき設置し、地域における障害者の芸術文化活動を支援する拠点のこと。 障害者や事業所に対する相談支援、支援人材の育成、権利保護の推進、支援者のネットワーク構築などを行っている。
	障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。 平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年5月3日に発効した。日本は平成19年9月28日に署名し、その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立など様々な法制度等の整備が行われた。平成26年1月20日には批准書を寄託。同年2月19日に同条約は日本について、効力を発生した。
	障害者権利擁護センター	障害者虐待に関する通報及び相談窓口。本県からの事業委託により運営されている。
	障害者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障害者雇用の割合。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成28年4月1日施行。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に繋げることを目的とする法律。
	障害者歯科診療所	多種多様な全身疾患を有するなど、一般の歯科診療所では対応が困難な障害者（寝たきりの高齢者を含む）に歯科治療を行う診療所。障害者の全身管理や行動管理、全身麻酔での歯科治療など専門的な知識・技術を持った歯科医療従事者が対応している。また、一般の歯科診療所よりも広いスペースを有し、移動ベッドのまま治療を行うことができるなど、様々な配慮がなされている。

行	用語	説明
	障害者就業・生活支援センター ※通称:ナカポツ	就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。県内には10か所設置されている。
	障害者自立支援協議会	障害者総合支援法第 89 条の3の規定に基づき、障害者や障害者の福祉、医療、教育又は雇用に係る関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的として設置する協議会
	障害者スポーツ指導員	障害者が安全にスポーツできるための専門的な知識を持っており、障害者の参加するスポーツ大会やイベントで活動している者。(公財)日本障がい者スポーツ協会の認定資格で、上級・中級・初級の3段階に分かれている。
	障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき提供されるサービス。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助の15種類となる。
	消費生活センター	県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情処理などを行う施設。消費者安全法により消費生活相談員の配置や週4日以上相談実施などが要件となっている。
	職業能力開発センター	職業能力開発促進法に基づき設置される、在職者を対象に行う技能向上訓練(技能講習)、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練等の職業訓練を実施する施設。
	ジョブコーチ	障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて障害者の特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、職場適応・定着を図る者。

行	用語	説明
	ジョブサポーター	「ジョブコーチ」や「障害者職業生活相談員」等の正式な呼称ではなく、障害者の就労支援に携わる機関等の担当者全般を指す研修事業上の県独自の呼称。
	自立訓練	障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	自立支援医療	障害者総合支援法に基づく医療給付。 原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担する。
	自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3の規定により地方公共団体が設置する協議会で、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とし、関係機関や関係団体並びに障害者等で構成される。現在、障害者総合支援法上は、単に「協議会」という名称になっている。
	自立生活援助	障害福祉サービスのひとつ。 自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。
	新生児聴覚検査	生後1、2日目頃の入院中の新生児を対象に、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法。 検査は自動聴性脳幹反応(自動ABR)で行う。「聞こえ」の障害を早期に発見し、適切な指導を受けることで、新生児の能力を十分に発揮させ、言語の発達を促すことができる。
	身体障害者手帳	身体障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づく障害程度を判定し、身体障害者であることの証票として都道府県知事(又は政令市長、中核市長)が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。 また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
	身体障害者補助犬	目や耳、手足が不自由な方をサポートする盲導犬や聴導犬、介助犬のこと。 法律に基づき認定され、特別な訓練を受けている。ハーネスや胴衣などに補助犬を示す表示を付け、電車やバスなどの交通機関、スーパーや飲食店、ホテルなどに同伴する。

行	用語	説明
	ストーマ用装具	人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」若しくは「便」を貯留するための装具。 原則としてビニールで作られ、用途別に人工膀胱用と人工肛門用に分けられる。
	生活介護	障害福祉サービスのひとつ。 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	生活支援員	施設などで障害者の日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援を行うほか、必要に応じて障害者と共に創作・生産活動を行ったり、作業の指導等を行ったりする職員のこと。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
	精神保健福祉センター	県民のメンタルヘルスの保持及び向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設。 メンタルヘルスに関する相談、啓発普及事業等を行う。
	成年後見制度	判断能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助を行う。
	総合療育相談センター ※通称：SRC	子どもたちや障害のある方が、地域や家庭でいきいきと暮らせるように、医療と福祉の一体的な相談、判定を行うとともに、他職種間の専門的なチームアプローチによる質の高い療育・医療の提供を行う施設。
	相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談を受けたり、必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの。 基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援がある。
	相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者として厚生労働大臣が定めるもの。

行	用語	説明
	短期入所 (ショートステイ)	障害福祉サービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	地域移行支援	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談や助言を行う。
	地域生活支援拠点等	障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備する障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(面的な体制を含む。)
	地域生活支援事業	障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟な形態で実施する事業で、日常生活用具給付等事業や、外出のための移動支援事業などがある。
	地域定着支援	地域で一人暮らしをしている障害者と連絡体制を確保し、緊急時の相談や助言を行う。
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。 地域包括ケアシステムは、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ※通称:にも包括	上段の「地域包括ケアシステム」の考え方が基本であるが、現在の法律や制度では、精神保健や精神医療の施策が必ずしも地域保健法や社会福祉法、医療法などに規定される各種施策と一体となっていないという現状から、この状況を改善し、地域の各種施策で精神障害等を抱えた方を特別扱いすることなく、精神障害「にも」対応していくことが重要であるという考えから生まれた仕組み。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する。

行	用語	説明
	聴覚障害者情報センター	身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。 聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点施設として、手話通訳者・要約筆記者の養成や派遣、聴覚障害者に対する相談事業、情報機器の貸出、字幕・手話入りビデオの貸出などを実施している。
	通級指導	発達障害がある生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、学習・生活上の困難を改善・克服するために受ける特別な指導（県立高校の場合）。
	TSPS （信号情報活用運転支援システム）	一般道路上にある高度化光ビーコンからの情報を用いて、信号交差点での減速や発進など、円滑に通行するための運転を支援するシステム。
	DSSS （安全運転支援システム）	ドライバーが視認困難な位置にある自動車を、感知機が検出し、その情報を車載装置などを通して提供し、注意を促すシステム。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	デージー図書	デージー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方のために制作されるデジタル図書の国際標準規格で製作された電子書籍の総称を指す。 読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができ、音声デージー、テキストデージー、マルチメディアデージー等がある。
	点字図書館	身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。 点字図書やデージー図書の製作・貸出、図書の紹介、点訳ボランティア・録音ボランティアの養成などを実施している。
	電話リレーサービス	聴覚障害者と聴者を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターがテレビ電話や文字チャットを使って、“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービス。
	特別支援学級	小・中学校において、障害のある児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

行	用語	説明
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
	Net119	音声による119番通報が困難な聴覚障害のある方、言語障害のある方が、スマートフォン等の携帯情報端末から、円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。
	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。
	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことのできる社会の実現のため、条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	発達障害者地域支援マネージャー	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置付けられ、各地域における発達障害児者の支援体制の整備に係る市町村や事業所等への支援・助言や、医療機関との連携等を図る役割を持つ者。
	バリアフリー	障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。
	ピア（当事者）サポーター ピアカウンセリング ピアサポート	「ピア」とは「仲間」という意味。 「ピアサポーター」とは、自分の精神障害や精神疾患の体験を活かし、ピア（仲間）として支え合う活動をする方たちのことを指す。 「ピアカウンセリング」とは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリング、「ピアサポート」とは「仲間同士の支え合い」を指す。
	ファックス110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、氏名、年齢、性別」を書き込む必要がある。

行	用語	説明
	福祉タクシー	障害者の利便性や社会参加促進を図るために、各市町村が実施している事業。タクシーの初乗運賃相当額を割引できる利用券が障害者に交付される。利用券の交付枚数は市町村によって異なる。
	福祉的就労	障害者の就労の形態で、就労継続支援事業所などで就労すること。 一方で、民間企業などで雇用関係に基づき働くことを「一般就労」という。
	優先調達	障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者優先調達推進法に基づき、県が行う物品等の調達を指す。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと
	ユニバーサルツーリズム	年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、全ての人が気兼ねなく参加し楽しめる旅行のこと。
	福祉避難所	障害者や高齢者など、一般の避難所では対応が難しい要配慮者のために、特別の配慮がなされている避難所。
	福祉有償運送	「タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない」と認められる場合に、市町村または特定非営利活動法人等が、当該市町村に利用登録を行った者、または当該非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うもの。
	メール110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置してし、事件・事故の早期対応を図るもの。メールには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の氏名、年齢」などの項目がある。
	盲ろう者	視覚障害と聴覚障害が重複している者。
	ヤングケアラー	ケアラーのうち、18歳未満の者。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。

行	用語	説明
	要約筆記	聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。 一般的にはOHP(オーバーヘッドプロジェクター)などを使用し、話し手の話の内容をTP(トランス・ペアレンシー)に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。
	要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な専門性の高い知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。
	リハビリテーション	障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)-210-4703 (直通)